

| 会 議 | 決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 | |
|-------------------|--|---|
| 日 時 | 令和5年9月14日（木曜日） | 開会 午前 9時00分 散会 午後 6時03分 |
| 場 所 | 幸田町議会議事堂 | |
| 出 席 委 員 | 1番 藤本和美君 3番 野坂純子君 5番 長谷川進君 7番 田境毅君 9番 都築幸夫君 11番(議長) 廣野房男君 13番 笹野康男君 15番(委員長) 鈴木久夫君 | 2番 吉本智明君 4番 松本忠明君 6番 岩本知帆君 8番 石原昇君 10番 黒木一君 12番 稲吉照夫君 14番 丸山千代子君 (15名) |
| 欠 席 委 員 | なし | |
| 説明のため会議 に出席した者 | 町 長 成 瀬 敦 教 育 長 池 田 和 博 総 務 部 長 林 保 克 住民こども部長 三 浦 正 義 参事(健康保健担当) 金 澤 一 徳 建 設 部 長 内 田 守 消 防 長 小 山 哲 夫 こども課長 鈴 木 雅 也 福 祉 課 長 横 田 隆 之 環 境 課 長 近 藤 伸 繁 建設部次長兼土木課長 谷 川 啓 区画整理課長 杉 田 敦 俊 水 道 課 長 安 藤 秀 行 企画政策課長 柴 田 淳 一 財 政 課 長 相 川 美代子 総 務 課 長 岩 瀬 仁 史 防災安全課長 小 川 真 護 消防次長兼庶務課長 山 本 秀 幸 消防次長兼消防署長 玉 衛 浩 二 学校教育課長 山 崎 二 朗 監査委員事務局長 早 川 学 | 副 町 長 大 竹 広 行 企 画 部 長 成 瀨 千 恵 参事(税務担当) 稲 熊 公 孝 健康福祉部長 山 本 晴 彦 環境経済部長 鳥 居 靖 久 上下水道部長 石 川 正 樹 住 民 課 長 野 澤 一 芳 保険医療課長 築 田 聖 太 郎 健康福祉部次長兼健康課長 長 谷 優 一 郎 産業振興課長 小 林 英 男 都市計画課長 大 熊 隆 之 一 上下水道部次長 上 齋 藤 正 和 下 水 道 課 長 鳥 居 直 史 企画部次長兼企業立地課長 鴨 下 真 知 子 総務部次長兼人事秘書課長 山 川 祐 史 税 務 課 長 小 林 正 之 会 計 管 理 者 西 田 孝 正 予 防 防 災 課 長 吉 田 智 香 学校指導担当課長 小 嶋 守 雄 教育部次長兼文化スポーツ課長 夏 目 裕 監 査 委 員 大 浦 |
| 議会事務局職員 | 事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>会議に付した 案 件</p> | <p>委員長選任の件 副委員長選任の件 認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について 認定第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について</p> |
|-----------------------|---|

臨時委員長 皆さん、おはようございます。

連日の御審議、御苦労さまです。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

開会 午前 9時00分

臨時委員長 これから、委員長の互選を行いますが、互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員である私が行います。

それでは、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

その方法について、お諮りします。

臨時委員長の指名推薦の方法によることとし、直ちに指名することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員長に副議長の鈴木久夫委員を御指名申し上げます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

臨時委員長 異議なしと認めます。

したがって、委員長には鈴木久夫委員が当選されました。

以上で、私の職務は終わりました。

御協力ありがとうございました。

それでは、鈴木委員長、委員長席にお着き願います。

(委員長と交代)

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま、互選をいただきました鈴木でございます。大変な重責でありますけれども、委員の皆様のお協力のもと、円滑な委員会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速、引き続き、副委員長の互選を行います。

その方法について、お諮りいたします。

委員長の指名推薦の方法によることとし、直ちに指名推薦することとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会副委員長に、総務教育常任委員会委員長の廣野房男委員を御指名申し上げます。

御異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

したがって、副委員長には、廣野房男委員が当選されました。

ただいまから、本委員会に付託された案件の審議を行います。

説明のため出席を求めた者は、理事者42名と監査委員1名であります。

ここで、委員長、私から御報告をいたします。

菅沼教育部長は体調不良のため、本日の会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

本会議で説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、常任委員会ごとに行います。

本日は、一般会計の歳入全部と総務教育常任委員会の所管に係る歳出を行い、その後、特別会計を行います。

それでは、質疑を行います。

初めに、認定議案第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について発言を許します。

9番、都築君。

9番都築幸夫君 おはようございます。

それでは、私が質問させていただきます。

まず初めに、1つ目の質問であります。施策の成果56ページの自転車乗用ヘルメット購入費補助金88万円です。愛知県では条例が制定されて、令和3年10月から、自転車の利用に対してヘルメットの着用の努力義務がなされたわけでありまして、これが令和3年から購入費補助金が出るということになっておりまして、この令和4年度当初予算100万円ですけれども、執行率が88%、88万円になっているんですが、この令和4年度のヘルメット補助金の利用者の内訳について、説明いただきたいと思えます。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員のおっしゃるとおり、愛知県は、自転車の安全で適正な利用に促進に関する条例が制定されて、令和3年の10月1日から、自転車を利用する人の全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されました。また、改正道路交通法により、令和5年、本年度の4月1日から、全国で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されております。

委員の御質問の補助金利用者の内訳なんですが、まず補助金の対象者です。対象者は、当該年度末の時点で7歳以上18歳以下、又は65歳以上であるとされております。その中で65歳以上の利用者は44人であり、7歳から18歳以下の利用者は517人です。なお、中学校に入学しますと自転車通学を始めることから、今年の新中学1年生の補助金利用を防災安全課としては推奨しています。新中学校1年生の利用者は459人、全体の約82%になります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 今の説明ですと、ヘルメット購入費の利用者はほとんど中学生の団体であるということで、一般のあと小さな子どももおるわけです。一般の65歳以上の方がほと

んどだと思うんですが、これは計算しますと44名ということで、非常に少ないということが分かりました。

岡崎市とか西尾市に私も時々出かけますと、一般の方がヘルメットをされてるのをよく見かけるわけでありませけれども、それに比べると幸田町では、最近が高齢者の方が少しやられてるなというのは見られるんですが、幸田町の場合はヘルメットの着用が非常に少ないなというように感じます。特に、駅へ通勤通学の方はほとんど着用してないようであります。この辺はなぜ着用していただけないのかね。一応努力義務ということで条例が制定されてるわけですが、この辺をどう考えられるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員の言われるヘルメットの着用については、実は調査を行っておりませんので詳しくは分かりませんが、委員が言われるように、駅への通勤通学のほとんどが着用していないとのことですので、駅の駐輪場などに啓発チラシを掲示するなど周知を図ってまいりたいと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 どうもありがとうございます。やはり、そういった啓発活動というんですか、それは大事だと思いますので。特にチラシの配布、それからチラシの掲示、こういったのは効果があると思いますので、ぜひヘルメット着用を意識していただけるように繰り返し働きかけをお願いしたいと思います。それから、高齢者の方は、自転車事故を起こすと大変死亡率が高いというふうなデータも出ております。そういう意味で、高齢者の方のヘルメットというのは絶対着用していただきたいというふうに思うわけでありませ。高齢者の方のヘルメットの購入希望がもっと増えますように、そういった啓発活動をしっかりとしていただきたいなと思います。この辺をよろしくお伺いしたいと思います。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 自転車の事故の死亡で、約7割が頭部に致命傷を負っていると言われております。また、ヘルメットを着用していた方の致死率は、着用していなかった方に比べて2.2倍も高くなっていると言われております。委員が言われる高齢者に関しましては、高齢者講話と交通安全・防犯・防災、高齢者講話を我々は行っております。その中で広く周知していきたいと思ひますし、自転車を利用する全ての人にヘルメット着用に向けた啓発をしていきたいと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

施策の成果59ページの荻区の空き家利活用事業902万6,000円についての質問でございます。

決算額の902万6,000円、これについての内容について説明をお願いいたします。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 荻の古民館の決算額902万6,000円の内訳ですけれど、こちらのほうは施設の運

営管理を主とした事業費となっております。光熱費であり、修繕費であり、電話料、あとセコムの費用であったり、あとは地域の方々からの意見を取り入れながら、よりよい施設にしていこうといったワークショップを開催しましたので、そういったワークショップの費用、あとは賃借料といったところで、トータル的な施設運営管理といったところで902万6,000円の支出をさせていただきました。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。施設管理全般の費用ということで、基本的な経費ということでございます。よく分かりました。

それでは、次に、荻のこの施設ですね、これの令和4年度の利用実績についてお伺いしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 利用実績でございます。令和4年度の利用実績といたしましては、354団体、4,081人の方から利用をいただいているといったところで数値を把握しておりますが、申請段階での数値ですので、実際マルシェ等々を使われているときにはもっとたくさんの方が来ているのかなというふうには思いますので、これ以上には御利用いただいた方がお見えになるのかなというふうには思っております。そして、利用された内容ですけど、主なものとしては各種団体による会議であり、親子のレクリエーションであったり、ヨガであったり、先ほど申したマルシェ、セミナーなどで開催をされております。ちなみに施設全体での利用率としては、50%近い利用率が出ているといったところで把握しております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 ありがとうございます。この4年度の実績ということで、354団体ですね、4,081人、たくさんの方が利用されて多くの団体での利用があったということで、大変活況だというふうだと思います。50%ですか、利用率があるということは、大変多くの方が本当によく利用されたということが分かりました。この事業は1年たったと思うんですけども、1年間やられてよかった点とか成果ですね、どういった成果があったのか、この辺について教えていただきたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 1年間やってきての成果、よかった点といったところなんですけど、先ほども申したとおり、多くの方に御利用いただけたといったところ、そして、使われた方がまた使いたいよといったお声をいただいたといったところで、こういった施設が求められているといったことを改めて把握することができました。そして、施設の目的の一つでもある関係人口、幸田町以外の方との環境づくりといったところの関係人口を築くことといったところもこの施設の目的の一つとしておりましたので、そういったところから把握したところ、町内の方6割、町外の方4割といった数字が得られました。この数字も申請書上の数値ですので、しっかりした数字といったところではないんですけど、6割4割といったような御利用があったといったところから、幸田町のPRがしっかりできたかなというふうに考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 利用者は大変多くて、大変好評だというようなことで、町外の方も多く利用されてPRになったということで、私は、当初いろいろ議論があったわけですが、この施設がうまく進んでいるようで大変安心いたしました。この事業は1年やられて何か課題があったんでしょうか、その辺について伺いたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 1年間やってきて、いろいろな方から御利用いただいたときに、要望であり御注文のほうをいただきました。外から見えてしまうといったところにはターフを設置したり、あと庭を少しきれいにしたほうがといったところはワークショップを通じて庭の整備等々を住民の方と実施してきました。そして、ちょっと解決できていないといったところが、前から言われている駐車場を広くしてほしいといったところがあります。ここらはどうにか対応していきたいなといったところがありますが、周辺土地で駐車場利用をすぐにといったところは特にありませんので、今、期待しているところは、所有者の方が西の家、今建っていて所有者さんが利用されておりますが、その取壊しも考えているよというお話をいただいております。今後の協議とはなりますが、取壊しをされた際には、駐車場確保のほうを努めていきたいと考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 いろいろ課題、今後購入していきたいと、駐車場の件ですけどね、そういった考えを持たれているということをお聞きしました。

1年目はいろいろな形で多くの方の利用があったということで、今後は今言われた駐車場の課題と、こういったようなことを解決しながら、ますます多くの方に繰り返しといいますか、継続して利用してもらえるように、そして地域の活性に役立つようにして運用していただいて、そして、地域の皆さんに愛されるような施設にしていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

施策の成果の59ページのデマンド型乗り合いサービス運行事業1,571万9,000円、これについての質問でございます。

このデマンド型乗り合いサービスの現在の事業の内容について、まずちょっとこれについて説明いただきたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 事業の内容でございます。デマンド型交通といったところで、目的地へ御利用されたい時間帯で送迎ができるといった乗り物でございます。現在は、豊坂学区、深溝学区で実証実験をしているところでございます。住宅付近の停留所から病院やスーパー、公共施設といった目的地まで利用される方の御希望の時間にお届けするといった乗り物でございます。なお、対象のほうは65歳以上の方又は障害者手帳をお持ちの方に御利用いただけるといったところで、会員登録をしていただいた中で無料で運行をしているといった事業になります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。現在、豊坂それと深溝学区、この2学区で実施していると

いうことをございます。利用実績ですね。この令和4年度の利用実績についてはどうでしょうか。この辺についてもお伺いしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 利用実績でございます。令和4年度に関しましては3,481回の利用がございました。会員登録者が令和4年度時点で427名でしたので、その方々が3,400回といったところを使われたという結果になっております。ただ、実際に利用した方、427名の会員登録の方の中で137名の方が利用しているよといった結果となっております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 令和4年度は3,481回ということで多くの利用があったわけですが、ただ、利用者が137名ということで、ちょっとリピートの方が非常に多いなということで、この辺がもう少し、427名の登録が見えるんで、もう少し利用していただけるといいかなと思うわけでございます。1年間やってみて何か課題があるのでしょうか、この辺についてもお伺いしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員がおっしゃられるとおり、実際に利用した方というのは、会員数から少ないものとなっております。チョイソコこうたという名前自体、乗り物自体は大分対象エリアの中では広まってきたと思いますが、まだ知らない方もお見えになりますし、使い方が分からないといった方もお見えになりますので、周知や利用案内を随時行っていきたいと考えております。あと、このデマンド型交通チョイソコこうたですが、外出促進といった面もありますので、きっかけづくりとなるような町のイベント、講座などと連動を図っていくような仕掛けが必要かなというふうに思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。まずは、チョイソコこうたを知ってもらおうということが大切で必要かなと思います。その辺の活動が、今後ちょっと力を入れてやっていけばもっと発展して、いいものだということが理解していただけるんじゃないかと思っておりますので、その辺の活動を今後はよろしくお伺いしたいなと思っております。

それから、幸田町の交通政策についてでありますけど、現在いろいろな試みが行われているわけでありまして。このデマンド型乗り合いサービスはやっとなるわけですが、それ以外に坂崎コミュニティライドとか、従来からあるコミュニティバスですね、えこたんのコミュニティバスといったようないろいろなことを今やられているわけでありまして。幸田町のこの辺のところの交通政策の方向を、やはり示す時期に来ているのではないかと思うわけでありまして。コミュニティバスの利用も含めまして今後どう進めていくのか、この辺についての考えについてお伺いしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員がおっしゃられるとおり、コミュニティバスであったり、チョイソコこうたといったデマンド型交通等々の乗り物を幸田町としては用意させてもらっております。そうした中で重複している事業のエリアもあるのではといった御意見は以前より頂いているところでございます。令和4年7月に幸田町公共交通会議といった組織を立ち上げ、町民の代表の方、障害者の代表の方、そして道路管理者であり警察であり学識経

験者の方を構成員とした組織を立ち上げており、その中で幸田町の交通政策・交通体系の在り方といったところを今まさに議論をして進めているところでございます。幸田町が実施している交通全般の状況の現状を把握しながら、町民のニーズを確認して公共交通政策の方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。今、言われましたとおり、この辺の公共交通会議を今やられてるということで、この辺のところでしっかりと議論を重ねていただきまして、幸田町に合った公共交通ですね、この辺の方向性をしっかりと示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、以上で終わります。

委員長 ほかにありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今の都築議員とちょっと重複しますけれども、よろしくお願ひします。

まず、荻の古民館は、私も何度か利用をさせてもらっております。それで、先ほど実施団体の実際に使った数字は出ましたけども、これはある程度リピーターがいて固定されていると思うんですけども、そういった意味では団体の数というのは把握して見えるのでしょうか。団体数が分かりましたらお願ひしたいと思いますが。なおかつ町内町外等が分かればなおさらいいかなと思いますので教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 すみません、団体数、全体数を把握して、リピーターの方と単独で使われたといった数値は把握していないといったところが現状でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。できればね、これから、申込み等をしているわけですので、そういったデータを取られて、やはり各団体に働きかけるというのは大事なかなと思いますので、ぜひ私としてはそういう方向でお願ひしたいなというふうに思います。

その中で利用数がかなり多いということで、これは当初のスタートするときの目標として掲げた数字を達成したのかどうか、達成率はどの程度であったかお聞ひいたします。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 具体的な数字といったところで、この件数をといったところまでは正直持つてはいなかったんですけど、利用率といったところで先ほど50%程度の利用がありますよといったところを御紹介させていただきました。こちらのほう当初は4割ぐらいかなというふうにはちょっと想定はしていたんですけど、5割に近くなったといったところで大いに活用していただいているかなというふうに思っております。ただ、テレワーク施設、こういったところに関しましては、利用実績としましては、1席2時間の中でカウントの仕方としましては、利用申請があった1コマというようところでカウントしています。そちらに関しては62コマといったところで、なかなかテレワークといったところはまだしっかりできてないかなといったところで承知しておるところでございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私もそれが気になりまして、あそこの会場を使わせてもらったときに、テ

レワークの部屋は締め切りで、なんか本当に物置とは言わないですけども、そんな状況になって、せっかく造ったのにもったいないなという気がしておりました。そういった意味で、そのスペースの今後の利用の仕方というのはやはり前向きに考えていただいて、大いに利用していただけるように図っていただきたいと思います。

それで、私どもは年寄りですので照明がちょっと暗い、それは古民家ですので、あんまり明るくしちゃうと古民家の雰囲気なくなっちゃうということもあるんですけど、夜に会合を開いてこういった書類を頂くと、なかなか字が読みにくいということがあるんですけど、その辺のフォローの仕方とか、そういった使われた方の御意見というのはなかったでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 建ててオープンしてからの当初から、そういった御意見を多く頂いております。そうした中でテーブルスタンドのライトを用意させていただいたり、据え置き型というんですかね、立ちのあるスタンドの照明も御用意させていただいておって、そういったものをお貸しできるような体制には整えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そういう装置があるのは知らなかったです。使ってなかったんで、それじゃあ、今度使うようにいたします。よろしく願いいたします。

いずれにしても、そういった形で多く利用してほしいなと思います。先ほども駐車場の件の話が出ましたので、やはり、一番初めから心配されていた事項ですので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。これからもどんどん利用できるようにPRを重ねていただいて、利用価値のあるいい会館であってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

その後、次に、ちょうど本当に全都築議員とかぶっちゃうんですけど、交通施策の関係ですけども、デマンド型チョイソコ、これは今は豊坂と深溝とやっているわけですけども、これは当初の予定の数字に対しての目標達成状況はどうでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 こちらのほうの目標といったところでは、まず運行してみようといったところでスタートさせたのが現状のところでありまして、豊坂学区に初めて実施したときに会員登録者数が230人ぐらいお見えになりました。深溝学区を広げていくときはその倍、ちょうど高齢者の数が豊坂学区と深溝学区が同じような1,500人という数字を持っておったので、倍ぐらいの会員数を目指して今取り組んでいるところですが、実際のところはそこまで会員登録数が伸びていないといったところで、現時点での会員登録者数といったところが、令和5年の8月末現在で439名といったところで、もう少しPRをしていく必要があるというふうに考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 それと、これは65歳以上と障害のある方という形に限定されていますけれども、これは年齢制限を撤廃するような考えはございませんでしょうか。例えば妊婦さんとか子どもさんを連れた方が利用するというのも、私はこれからの交通事情の関係からすると有意義かなと思いますので、そういった枠を外すということもぜひ考えてほ

しいなと思うんですけど、その辺の考えはいかがでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員おっしゃられるとおり、65歳以上と障害者といったところが今の現状の対象者となっております。妊婦さんのお話ではありますが、こちらのほうは公共交通会議の中でも対策を打っていくべきではないかといったような御意見を頂いております。あと、交通弱者と言われるのが高齢の方々のみでなく、運転免許を持ってない子どもたちも対象にはなってくると思います。そういったところを踏まえて、子どもまで交通弱者と言われる層の方々を救済できるかといったところは今後研究していきたいというふうに思っております。物理的には会員を登録していただければできるということもありますので、しっかり研究していきながら、教育委員会等々と相談しながら進めていきたいなというふうには考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 それで、今は豊坂学区と深溝学区の2学区でやっているわけですが、これはあくまでもテストということで私は理解しているんですけども、そうした場合に、もういっそのこと一度やめてしまって、他の地区、今の1台ですと、前回もありましたように、1台のバスで今の車両で考えるのは2学区がイッショクだよということで2学区に増やされた経緯があるかと思うんですけども、そのものを、あるいは今やってない大草だとか坂崎とか、よそのところにも向けてデータ取りをするお考えはないでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員おっしゃられるとおり、今の実証実験という形で実施をしているところですが、そもそもスタートさせた経緯といったところが、スーパーや病院が少ないよ、ないよといったところから御不便を感じているのではないかとといったところで豊坂学区を選定させていただき、まだ車両の余裕があるといったところで深溝学区のほうに拡張してきたといった経緯がございます。坂崎学区では、先ほどもお話が出ました坂崎コミュニティライド、ボランティアドライバーを活用したこちらのほうも社会実験のほうを行っておりますので、そういったところの成果を見ながらといったところで、今現在エリアを変えて実証実験をするかといったところまでは考えてございませんが、公共交通会議の中でデマンド型交通を拡充すべきではないかといったようなお話が出た際にはしっかり考えながら、拡充、そのときにはもちろんえこたんバスの見直し等々も考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これをお話したのはなぜかといいますと、これは交通会議の中の資料ですけども、これ見ますと、ちょっと今から話しさせてもらいますけれども藤田直行タクシー、これが役場に停車するようになって、ここに海谷の方が1人とそれから六栗で1人というのが載ってるわけですね。これは想像するに、チョイソコで来て役場で乗られたかなという私は想像しちゃったんですけども、そういったことを考えますと、今のえこたんバスが町内を回ってるのは、これも一つ意味があるかと思うんですけども、今のこういった時勢でありますと、そういったスピーディーな動きというのが非常に求

められている時代で、そういった面でえこたんバスに代わるデータというのが私は必要じゃないかなという思いがいたしまして、どこの地区にも1回試験であればこの1台を利用して、坂崎とか幸田、大草のほうですね、それから、また新田、永野のほうというか、そういったところも含めてやはりそういったのを一遍やってみて、その結果も踏まえて、次の交通の体系を考える必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 藤田直行バスへの乗り継ぎといったところで冒頭お話がありました。こちらのほうは、深溝学区、豊坂学区の方々がスムーズに乗り継げるようにといったところを考えまして、チョイソコの停留所、この8月から相見駅も停車できるように変更・追加しております。

そして、他学区への拡大、社会実験へのチャレンジといったお話ですが、こちらのほうは、まずは豊坂学区、深溝学区のほうで、年齢層、先ほどお話しました年齢の拡大ができるかできないかといったところを踏まえて、実験のほうを進めていきたい、運行していきたいなというふうに考えております。そういったところのデータが整い次第、他のエリアのほうにも展開していきたいなというふうには考えておりますが、先ほどからお話させてもらってる公共交通会議の中でどのような方向がいいのかといったところをしっかりと議論して、町民の求めるものを考えながら、次の展開を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。いずれにしましてもね、こういう交通会議をやってる、それでまた、今、社会実験の最中ということであれば、本当にきめ細やかな実験のできる間にしっかりとそういったデータ取りをやるのが、私は、この実験じゃないかなと思いますので、いろいろなことを考えながら、やはり幅広くいろいろなデータを取っていただいて、次の交通体系をしっかりと組んでほしいと思います。

あと、直行タクシーですけれども、これも大分利用数も上がってきておりますけれども、この辺のところはどうでしょう、やはり、役場に乗車口を1つ増やしたことによっての影響が大きいというふうに解釈してよろしいでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員がおっしゃられるとおり、幸田駅を追加してから利用者数が増えたといったところは事実ございます。年々増加しているといったところ、あと利用者の方からは、直行タクシーがあつて本当に便利だったといった声も聞いておりますので、こちらのほうも広く周知していくといったところを考えていきたいというふうに考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。公共交通会議も開かれていることですので、やはり、その会議もこういったデータが基での判断だと思えます。そういった意味で幅広い、いろいろなことを考えながら、社会実験というものはやってもらうべきだと思いますので、そのデータに基づいて最終的な判断をぜひお願いしたいと思えますので、よろしくお願

いたします。

その次に、もう一つ、ちょっと付け加えて、ほかの部分にまいりたいと思います。

54ページ、施策の成果の説明書の54ページですね。ちょっと気になるのは、このところの職員福利厚生事業の中の職員ストレス検査というのがあります。それで、470人検査を受けているということで、昨年、令和3年が460人ということで、ちょっと気になるのは精神的障害等があつて休まれる方とか、そういったのが最近目についた時期がありましたので、あえて確認しますけれども、これは特別な形なのか、毎年やってるから恒例でやってるのか、その辺の中身をお聞かせください。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 ストレスチェックについてのお問い合わせでございます。

ストレスチェックにつきましては毎年やっているものになります。この実施につきましては、各個人がインターネット上でアクセスをしまして、各個人で答えるという形になっておりまして、対個人の取りまとめになりますので、実施者数については多少年度ごとに増減はございますが、近年では、毎年恒例で実施しているものになります。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これは定期的にやってるもので、異常があつて云々というものの検査ではないという解釈でよろしいですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 メンタルに不安があるときにやるものではなく、毎年一度、対象となる職員を対象に一度行っているものになります。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 メンタル面では非常に、やはり、今は複雑な社会でありますので、そういった面で十分フォローしてほしいというふうに思いますので、その辺のところをしっかりとフォローをお願いしたいと思います。

以上で、一旦質問を終わります。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 ストレスチェックにつきましては、プライバシーの保護の関係もございまして、細かい情報を公表することはできませんが、高ストレス者が誰なのかということは結果で分かりまして、その高ストレス者を産業医との面談につなげるといふ、そういった意味合いはございますので、今後も引き続き活用してまいりたいと思います。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 成果の説明書の7ページでございますが、経常収支比率、これが3年間にわたっての推移が出されているわけでありまして、今回一番高くなって89.7%になってきているわけでありまして。この増加した要因というのは、人件費の要因によつ

て増加したということになっておりますけれども、ただ単に人件費だけであったのか、それとも、ほかの原因等があったのかお聞きしたいと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 経常収支比率の御質問かと思えます。経常的な経費につきまして、この支出ですけれども、経常的な経費としましては人件費、それから扶助費、公債費等の支出になりますけれども、経常的な一般財源がどれだけ、一般財源が地方税、地方交付税、地方譲与税等がありますけれども、それらがどれだけ当てられたかという示す指標でございます。こちらについては、経常費の経費充当の部分から、一般財源分を割り返しまして求められる数字となっております。

令和4年度につきましては、前年度比から少し上昇しております。これについては、分母となります経常一般財源等の増加がありましたので、分子となる経常経費充当一般財源が増加したということでございます。こちらにつきましては、経常費の経費の充当一般財源では公債費の減がありまして、それから、常勤の職員数が377人から387人等に増えまして、それに伴いまして増となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この経常収支比率の増加でありますけれども、幸田町におきましては、今回不用額が13億以上という中で残しているわけでありまして、そうした中におきまして、この見込み等におきまして、経常収支比率の算式に基づいてやっていく場合、いわゆる扶助費、この部分というのは年々増えてきているわけでありまして、とりわけ令和3年、4年と5年でもそうですが、増えてきているわけでありまして、そのためにこの経常収支比率も上がってくるということもあります。財政としては、これが90%に近くなってきているということから考えると、この財政運営に当たっては経常収支比率がどれぐらいが妥当であるか、そして、また積極的な政策を進める上での財政上、これに余力というのがどれぐらいあるのかという、その辺のところの抑えといいますか、そうした考え方をお示しいただきたいなと思えます。

委員長 財政課長。

財政課長 . . .

委員長 町長。

町長 経常収支比率については、やっぱり90%近くというのはやばいなどはもちろん思っています。だけど、職員数と扶助費ですね。これは、自分もやっけていてなかなか切りにくいなと思っていますけれども、デジタルだとかDXだとか様々な分野で何とか人件費の抑制みたいなものと時間外手当等、やっぱり、いろいろなシステムを紙からデジタルにしていけば変えられるんじゃないかなと僕は思っています。それから扶助費については、やはり、これから子育てだとか高齢者の生きがい対策、そして、また介護、保険、医療、様々な分野でこれも切りにくいなと思っています。でも、今言われたように、やはり、経常収支比率が低くなった分だけ一般財源の投資的経費が増えていくわけですから、そこで私ども皆さん方と協調し合いながら、新しいメニューをどうやって優先的にやっていくかと、そういうところに今立たされていると思っています。そういった意味で、どの辺が適当な数字かなって言われますと、やっぱり、9割をちょっと超えると

いろいろな場面でこれから議論を重ねないと、あるところからはこれは駄目だ、またあるところがそれをやらないといけないと、こういう議論がどんどん深まると思っております。90%はかなり次の対応を真剣に考えないかん数字だと思っておりますね。90%以上というのは、自分にとってはあまりいい数字ではないと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 90%以上、いわゆる一時期幸田町も九十二、三%ぐらいになった時期がありまして、やはり、財政の硬直化を招いてくると。こういうことで、すごく危機感があったときがございました。そうした点におきまして、先ほど人件費が増加をしたということで、常勤職員が377人から387人に増えたことによる一つの一番大きな要因だと言われてきているわけでありまして、私自身は別に経常収支比率どうのこうのというわけではないんですが、やっぱり、必要なところには必要な職員数は置かなければならないわけでありまして、また同時に会計年度任用職員、この職員数も増えてきて、やはり大変になってきている状況もあるわけでありまして、その辺は理解をしているわけがございまして。ただ、幸田町におきましては、外部への派遣職員が多いということで、その部分ですね。やっぱり、ほかのところへの圧迫というのが出てきてるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。そうした点におきまして、経常収支比率が上がった一つの要因として、職員数の増による人件費が増加をしたということを考えてみると、その辺の部分をもう少し派遣というのをやめながら、そして外部への派遣をやめて、そして最低限に抑えてくる。そうすると、その辺の部分がまた変わってくるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、やはり、幸田町におきましては11人から12人も外部への職員派遣、これがやっぱり負担となっているんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 派遣については、私のほうがある程度リーダーシップとしてやっておりますので、答弁させていただきます。

町村の中でも確かに派遣の数が多くなっております。また、お付き合いということで、町村会長をやっておったからそこから派遣せないかんよという事務も発生しております。また、私にとって公約であります道の駅をもっと発展するために、全国道の駅連絡会というところにも職員を派遣しながら、次のステップにやるために派遣しております。また、国県もやはり相互の、これだけ災害が多くなっている、県のほうもお手伝いをするし、職員が欲しいと。国のほうも技術職員が大変、うちも逆のことを言いたいです。職員が少なくなっておって、対応をお手伝いしてくれんかなということですけど、私どもがどうしても派遣するときには、やっぱり、国県の諸事業で私どもは生かされております。それによって区画整理事業だとか、新しいメイン事業、新しい道路づくりなんかでも派遣していくことによって、また違うチャンスがもらえる。菱池遊水地も実はそうでもあります。農地改良、農地のほうに派遣しているのは、実は圃場整備関連、次の荻の中間管理機構による事業で何とか地元負担がないようにやりたいとか、そういったような希望の兼ね合いの中でどうしても多くなっているということと言われる指摘については異論がありませんけれども、今後精査しながら、人件費の減に向けてしっかり取り組み

たいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 先ほど町長が言われたことも一理あるかというふうに思うわけでありませんが、しかしながら、やはり類似団体や、あるいは財政力が近い団体等、あるいは市等と比較をいたしましても、非常に幸田町は多くなってきている実態がございます。そうしたときに、やはり必要なところとそうでない、これはほかの自治体に回してもいいんじゃないか、一つの事例で言うと J I A Mでもそうですけれども、ずっと続けて7年間も出していると。4人目であると。こういうようなほかのところはやっていないようなこともやられているわけでありますので、そうしたところの見直しというのもしながら、そして、また必要なところをに関しては、これは否定をするものではありませんので、その辺のところはやっぱり見極めながらやっていただきたいというのがお願いであります。

次に、施策の成果の説明書の21ページでございます。森林環境税についてお聞きしたいと思います。

この森林環境税が、今非常に幸田町の森林というのが荒廃をしてきているということで、やはり、この山を何とかしなければいけないんじゃないかというのは前々からずっとございました。幸田町は、岡崎市と幸田町と模範造林組合というものを運営をしながらやっているわけでありますが、やはり、これが、今、一つはどうすべきか見極めるときではなかるうかなと思うわけであります。やっぱり、自分のところの森林を荒廃していいのかというようなこともございますので、そういったときにちょうどシニア・シルバーサポートセンターが森林をどうしようかということで、里山を守ろうという取組をこれから進めようとしているわけでありまして、また同時に、国のほうも森林環境を守っていきこうという、そういう取組を進める時期でございますので、その辺のところを林道整備だけではなく、やっぱり山をどのように守っていくか、そして、また竹林をどのどれぐらい残しながら、そして紅葉樹林をどのように増やしていこうとか、その辺のところも総合的にやっていく、それが一つのこの税の目的ではなかるうかなというふうに思うんですが、その点について森林環境税はこれからどう運用していくのかお尋ねしたいと思います。

委員長 町長。

町長 前段の部分であります、職員の派遣、特に今 J I A Mの話も出ました。委員の言われることも一理あるということで、私の話もちよっと聞いてほしいと思います。

J I A Mにつきましては、皆さん方、政策課題で1泊2日でなるべく幸田町の議員さんにもテーマがあったら寄ってもらって、政策課題の勉強して下さるようにほとんどの方が参加していただいて、本当にありがとうございます。私にとっても、将来帰ってきて頑張ってもらう職員としての位置づけであるんですけれども、やっぱり、J I A Mさんのほうは総務省であります。総務省のほうから、私も最初は1期で送り込んだときに、全国の方々にこういうチャンスを与えたほうがいいんじゃないですかというお話はさせていただきました。でも、話をしている段階で、私どもが要請するというよりも、もうちょっと頑張ってくれんかって。私のほうにとっても説明責任があるので、やっぱ

り将来、先ほど、昨日も種をまくと言いましたけれども、女性の方々は子育てが、帰って結婚したり、そういうことが始まるんですよ。そうすると、出産・子育てが始まるんですよ。そういった方々の前で若い子たちの、ここはちょっと語弊があるかもしれませんが、女性の職員に将来期待の持てるような形で何とか頑張ってもらいたいと、帰ってくれば結婚・子育てが始まるのが10年ぐらいあるでしょうね。でも、そこには貴重な時間が僕はあったと思いますけれども、いろいろな議論あると思います。でも、帰ってきて、やはり、そこで培った人脈というのは必ず生かされる。特に、女性の管理職登用ということになりますと、ちょっと話が違うんですけど、ピラミッドでいきますともうほとんど女性が部長になっていく、課長・主幹になっていく層がもうほとんどありませんといえますか、もう今はありません。でも、やっぱり将来女性の人たちに根づいていただく以上は、やっぱりここで育てておきたいというのが自分の本音であり、それをうまくJ I A Mさんでもう4期目に入っちゃっておりますけれども、そういった利点もあるという判断をさせていただいておりますが、委員の言われることにも一理はあるというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。森林関係でしたね。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 歳入の関係は全て総務教育委員会の特別委員会の中でということでありましたので、質問させていただきました。この税についてお答えがないようですので、次に参りたいというふうに思います。

施策の成果の24から25ページになります。滞納処分についてお聞きをしたいというふうに思います。

今回、滞納処分でございますけれども、幸田町のホームページを開いておりますと、不動産ですね、これが競売にかけられていたというのがありました。そうした点におきまして、幸田町のこの滞納処分で競売にかけている件数、これがどれぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 町長。

町長 森林環境税にちょっと関わるのところだけ答弁させていただいて、また使い方は別の視点だと思います。

環境税のほうは、国のほうから全国の水資源だとか森林資源に関わる市町村に頂ける財源であります。そのお金を有効利用してほしいというのが、財務省なり農林水産省の意見で、市町村によってはそれを貯め込んで将来の危機管理に蓄えておるとい自治体も多くございます。それは駄目だよということを言われております。幸田町はあまり大きな金額を頂いておりませんが、この税収については、また見直しをされておりますけれども、また後ほど歳出の面でありますけど、私にとっては森づくりを始めるための貴重な財源として、これを有効に利用したいと思っております。

委員長 税務課長。

税務課長 不動産の購買の御質問かと思っております。

直近でホームページのほうで出させていただいたのが深溝の畑かなと思います。不動産の公売につきましては、町の単独で町が購買をするというものと、あと県のほうでい

ろいろな自治体が参加して共同公売ということで、公売のほうをする手法が2つございますけれども、令和4年度につきましては、いずれも土地で、県外の土地と該当しております深溝の畑のほうで公売をかけておりますけれども、ちょっと不調に終わって、引き続きまた今年度も公売のほうの事務を進めておるといような状況がございます。ちなみにその前年の令和3年度につきましては、町の単独で蒲郡の宅地ですとか、共同公売のほうで同じく蒲郡の土地等を公売で売ったといような実績がございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この滞納処分におきましては、このように先ほど答弁されたように、いろいろと処分をされているわけでありまして、差押えをしながら、そして、あるいは解除等も行われたりいろいろして、また次年度へ繰越しをするといようなことが行われているわけでありまして、この滞納処分を執行するときの要件といえますか、やはり、差し押さえられて困るものをこれは処分をしてしまうではなくて、換価の猶予というものもあるわけがございますので、その辺のところが強制的に町民が立ち行かなくなるような、そういうことのないように町政運営をやっていくべきじゃなかろうかなといふふうに思うんですが、そのような事例があったかなかったかお聞きしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 滞納処分に係る御質問かと思えます。

まず、滞納処分につきましては、納期限を過ぎても納付がない方に対して、督促状をまずお送りするところから始まります。その後、いろいろな催告書ですとかそういったお手紙を送る中で、大半の方は納税相談に来ていただいて、納付につながるというパターンがほとんどかと思えます。ところが、そういったお手紙等々をお送りしてもなかなか御連絡等をいただけない、納付がないといような場合に、そうなった段階で滞納処分のための各種財産の調査ということで財産調査を進めていくと。そういった中で例えば預貯金ですとか不動産をお持ちの場合については、こういった差押え等の処分に移っていくわけなんですけれども、いきなり私どもも預金の残を見つけたんで差押えということではなくて、まず、そういったときにもお手紙等々をお送りさせていただいて、反応があれば納税相談をしていきながら差押えには至らないといようなところがあるんですけれども、でも、そういったときにも御連絡をいただかないような場合につきましては、預金の差押え等を実施しております。預金の差押えをする際にもいろいろな基準というのがございまして、いきなりある分を全部取ってしまうだとか、そういったことではなくて、例えばその扶養家族ですとか、差押えのそういった禁止されている財産等もございまして、そういったものを法令等に従いながら滞納処分をするとい方針で進めさせていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。生活が立ち行かなくなるような差押えはやってないよといようなことでありますが、ぜひ、また再度生活の立て直しができるようなことのできるようなアドバイス等もいただきながら、町民の生活を守っていただきたいといふふうに思うわけでありまして。

それで、この不納欠損、これについては、令和4年度は一般会計でいきますと360万余りの不納欠損を行ってきているわけでありましてけれども、この滞納処分と併せて、この辺のところの不納欠損が何件ぐらい、127件ですかね、127件が挙げられているわけでございますけれども、この辺のところの不納欠損にする場合は大体5年間というような基準があるわけですが、こうしたところでのいろいろな税務相談とか、その辺のところをどうしようもなくて、今これだけの件数が欠損額として計上されたのかお伺いしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 前段の差押えですね、そういった処分につきましては、滞納者等と十分納税相談をさせていただきながら進めさせていただいて、収納率の向上に努めていきたいと考えております。

それから、お尋ねの不納欠損でございます。施策の成果の24ページ、25ページの上段の部分かと思えます。

まず、この不納欠損でございますけれども、そもそも滞納となっている税金のうち徴収の見通しが立たない、そういったような理由で収入未済額から除くことを不納欠損ということと呼ばれております。この不納欠損の理由として、執行停止というものがございます。この執行停止というのが、滞納処分の執行停止ということで法律に基づいていろいろな要件があるわけなんですけれども、大きく執行停止は3つの区分に分かれています。1つ目は、いろいろな調査をすれども、滞納処分をする財産がないというのがまず1つ。それから、滞納処分をすることによって、その生活を著しく困窮させるとき。これはどういった場合かといいますと、例えば生活保護を受給されたというような場合が該当をしてきます。それから3つ目が、滞納者の方の行方が分からず、財産も分からないと。多くの場合が外国人の方ですね。そういった外国人の方が出国されてしまって、財産もないと、それで居所も分からないと。こういった要件を、いろいろな財産調査等々をしていく中でそういった要件に当てはまるものを対象に執行停止というものを行っております。執行停止につきましても、欠損で落ちるのがいろいろありまして、執行停止は3年経過しますと欠損額で計上される。それから、あと法人が倒産してしまったような場合ですね。そういった場合については、執停の即欠損というようなことで計上しておりまして、あと多くあるのが執停中の時効ということで、執行停止はそもそも3年ということで、税金の時効というのが5年なんですけれども、その執行停止の3年を待たずして先に時効の5年を迎えてしまうようなケース、そういった執行停止中の時効ということで、この表のほうに計上をさせていただいております。そういったいろいろな法令等を照らし合わせていく中で、どうしてももう滞納処分ができる財産がないということで、滞納処分の執行を停止して不納欠損という処理をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 よく分かりました。それで、滞納処分あるいはまた不納欠損の場合、これが今現在、物価高騰や不況等の影響によって、幸田町におきましては、そうした事例が多くなってきているのか、それともどう見るのかお尋ねしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 執行停止の状況ということで、こちらはまず収入未済額、滞納繰越額ですね、こちらにつきましては傾向としては年々減少傾向にあるというような状況になっております。それに伴いまして、執行停止の額も年によってやっぱりちょっと増減というのが、欠損として落ちる金額というのが執行停止をした年度にもちょっと関係してくるものがあるものですから、若干年によって増減があるかと思えますけれども、状況としましては、この欠損額も減少傾向にあるのではないかと分析しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 一時期は不納欠損が多くて、かなり指摘をしてきたところもあるわけですが、幸田町におきましては、この税の取り立てじゃないんですが、そうした税の回収の職員をパートでそうした方を雇用してやってきている経過があったわけですが、今現在もそのような形の中で訪問しながら税の回収といいますか、そうしたことをお願いをされているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 今の御質問ですけれども、まず税務課のほうで徴収指導員ということで、国税のOBの方に来ていただいて、それは平成18年度から始めているんですけれども、今現在来ていただいている方につきましては平成31年の4月で、それから現在まで来ていただいております、その方にいろいろな滞納処分に係るアドバイスですとか助言をいただきながら、滞納処分を進めさせていただいているというのがございます。昔は例えば年末ですとか、そういったときに各滞納されてみえる方の御家庭を訪問して、払ってくださいというようなことをやっていたというような経過があるわけなんですけれども、もう近年ではなかなか直接そこにお邪魔して、そのときにお金というのも持ってない方も多くてなかなか不効率ということもあるものですから、滞納処分につきましては文書等によりそういった案内をしつつ滞納処分というようなことで、もうほとんど個人のそういったお宅に訪問するというようなケースはございません。中には大口案件でというようなときですと訪問するですとか、あと給与の差押えに移りたいというようなときに、場合によってはお勤めしてみえる勤務先のほうに訪問させていただくということもございますけれども、ここの滞納者の方のお家にお邪魔するということはほとんどしてございません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。職員の負担ということのないようにやってみえるということで理解をできました。

次に、47ページに移ります。

地方債の状況でございますが、この令和4年度の起債の協議等の一覧を見ますと、この中で借入利率についてをお尋ねするわけでございますけれども、今現在、非常に利息も安くなってきている状況の中で、この利率が財務省の関係で言うと0.3%ということで、もう一つは0.4%、これは協議の中で、例えば銀行とかそういう割当があるわけですので、仕方のないことではあるかというふうに思うんですけれども、やはり、こうした公共におきましては借入利率が高いというふうに思うわけでありまして、この

点についてお尋ねしたいというふうに思います。

一つ事例としては、財務省の通信指令の関係で言うと0.07%というようなこともあるわけですが、その辺のところ、やはり銀行の借入れよりもなぜこのように高いのかというふうに、前にも指摘をしましたがけれども、この辺のところをお伺いしたいと思います。今この利息の関係につきましては、また上がってくるようなことを漏れ聞いておりますけれども、その辺のところ、利率が高くなると町の財政負担も高くなっていくというふうに思いますが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 町債の起債についての御質問かと思えます。

成果の46ページに起債のあります借入利率につきまして、財務省が0.3%とか0.4%、場合によっては0.07%とございます。この金利につきましては、基本的には財務省で借りるという金利が一番安い金利でございます。基本的には10年償還でありますけれども、この財務省で起債ができる事業というのが限られております。一般的には、46ページの記載にありますこの起債の事業名とありますけれども、学校、その他文教施設、それから保育所等の施設、消防施設や道路・河川等の建設事業などです。こういったものが財務省の起債ができる事業となっております。借入先としては、財務省、それから県の振興協会、市町村職員共済組合、それから一般の金融機関がございます。先ほども申し上げましたけれども、基本的には国の金利が一番安い金利となっております、財政融資資金貸付金利というのが毎月報道発表されております。金融機関につきましてもこれらを参考にしているということを知っております。それから、46ページの借入利率の0.18%とあります。こちらは岡崎信用金庫さんのほうからの借入れでございましてけれども、こういった場合、どうして一般の金融機関から借りるかといいますと、こういった事業につきまして財務省とか国の補助メニュー、起債のメニューにないものでありますので、こういった国とか県から借りられる起債のメニューにない場合は一般の金融機関から借りるということになります。そういったことで、利率につきましては、国のほうの利率の一番安いほうの事業から選びまして、その事業にない場合は一般の金融機関から借りるといふ、そういう状況でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この財務省の関係が一番安いと言われますけれども、一般の金融機関よりも高い利率を用いているという、この表から見るとそのように受け取れるわけであり、事業を起こす上で起債対応ができる事業、できない事業がそれぞれあって、それがこのように位置づけられているわけでありましたが、やはり、公共事業を行う中で借入利率が一般の金融機関よりも高いというのはいかがかというふうに思うんですけれども、これは安いと言われるその根拠というのはどのようなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 まず、一般金融機関から借りましたこの0.18%につきましては、これは金融機関さんから借りる場合に競争入札を行っております。その結果、こういった0.18%にまずなっております。国から借りるのが一番安いということでございましてけれども、この金

融機関の今回のこの金利につきましては、入札によって低くなったということでありま
すけれども、基本的には国の利率があって、そこを参考にして金融機関が決めておりま
すので、毎月の財務省からの財政融資資金貸付金利というのを見ているけれども、
こちらが借り入れる期間とかそういったものを見ますと、こちらが一番安いということ
になります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 一時期金利が高いときに、起債の借入利率が以前は6%とか、そういう
時代があったわけですね。そうしたときにかなり大変な状況であったわけでございま
すけれども、今回これを見ますと、下水道事業においては同じく財務省でも1.3%、こ
れは高くかなりなってきたわけでありまして。このような金利の状況が変動をしてい
るわけでありまして、なぜこれが0.3にならないのかなという、ちょっと不思議に思
ったわけでありまして。その辺のところの説明をいただきたいなと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 こちらの下水道事業につきましてですけれども、財務省で借りる場合に償還期間
というのがあります。基本的には10年でございまして、10年で返還していく場
合と、それから30年、長いもので30年を超えるようなもの、そういった期間で償還す
るというのがあります。この金利の違いにつきましては、償還期間に応じて金利が異
なっているという、そういう理由になります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。本当にだんだんとまたこれから金利が上がるようなこと
を言われてきている中で、やはり、こうした借入れをするところによっては非常に負担
が高くなってくるといような事例もありますので、この辺を見極めながらお願いした
いということでありまして。

次に、56ページの自転車乗車用ヘルメット、これは先ほどもあったわけでありま
すけれども、これについてお聞きしたいと思っております。

幸田町におきましては、いち早くヘルメットの購入費補助も行ってきたわけでありま
して、また同時に、中学生になりますと、これは部活等など遠征をするときに自転車通
学以外の子たちもやはり指定の自転車を買いながら、そして、それを利用するとい
うようなことで、ほぼ全員近くが自転車を利用するといようなことで、補助メニューの対
象にならないかということをやっていただきました。それでお聞きをするわけであり
ますが、今現在、この補助を受けた子どもたちが高校生になりました。今、例えば3中
学校の卒業した子たちが、その補助されたヘルメットを着けてやっぱり通学をして
おります。これが学校ごとの指定になっておりますので、その辺がちょっと違和感
がございまして。ですので、その辺は中学生であっても高校生であっても利用
できるように、これを統一していただけないかという声があるわけですね。例
えば幸田中学校の卒業生の子たちが走っていると、あれは中学生じゃないのか
といろいろ言われてきて、やっぱり、その辺をちょっと改善していただきたい
といようなことがあるんですけれども、やはり、この補助を受けて、中
学生ほぼ全員近くにそうした便宜を図る上で、高校生になっても使える
ように、消耗品でありますので、これはまた壊れるかもしれませぬけれども、し

かしながら、何年間かは使えるわけでありませう。そうした点で統一的なものがないかと思ふわけでありませうが、その辺の指導というのはどのようにこれからされるのか、お尋ねしたいと思ふませう。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員がおっしゃるように、中学生に関しては、ほぼ今の1年生から3年生まではみんな同じ白いヘルメットを、幸中、北中、南中の3中学生はかぶってると思ふませう。統一したということは私のほうからちょっと答弁は差し控えさせてもらひませうが、今までは1回限りだよとしておりました。ところが、今年の5月からは、進級するに当たり、例えば小学校のときに1回使ってしまったけど、1回使ってしまうと中学校のヘルメットは使えないのかということが、そういう問題が出てきました、この3年間やっていく中で。ですので、進級するのに限っては、もう一回中学校でいいよと。また、中学校の方が今度高校へ行くときに、ちょっとかっこいいというんですかね、ちょっとスポーティーなのがいいなといった場合には、それも使っているよというようなことを補助金のほうのメニューを変えさせていただきます。我々のほうとしてはそういった対応をさせていただきます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 自転車用のヘルメットの購入費は、令和5年度は継続をさせていただきます。しかしながら、やっぱり、例えば年度を限ってということのないように、こうした県の補助メニューがなくなっても、幸田町においてはそうした地域的なそういう要件もあるわけでございますので、ぜひ継続をしながら父母負担の軽減を図っていただきたいというふうにお思ふわけでありませうが、来年度予算に向けても実施の方向でぜひお願いしたいなというふうにお思ふませう。

以上です。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員がおっしゃられますように、これは県のほうも3年間の補助金だよということで、我々もそれにちょっと乗った形で3年間やらせてきました。次年度以降は、愛知県のほうも検討しております。県の動向を見ながら、また他の近隣の市町の動向を見ながら、進めていく方向で考えていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

7番、田境君。

7番田境 毅君 私からは、今、防犯の関係が出てますので、交通安全と防犯のところ、まず防犯のほうの確認をさせていただきます。

施策の成果説明書の56ページです。

防犯活動推進費ということで、防犯カメラの賃借料の話がここに載っております。341万円ということですよ。この中身の内訳を教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 この防犯カメラなんですけど、当初、我々は23年ぐらいからカメラを自前でつけております。それが、今は中電さんのポールにつけるタイプ、これはリースになるんですけども、わざわざ建柱してカメラをつけて、当時はSDカードがあったので、そ

れを高いところまで抜きにいつてなんていうことがあったんですけれども、中電さんの見守りポールという商品なんですけども、こいつを使うことによって、遠隔でW i - F i が飛んでパソコンさえ持ってくれば映像が抜き取れるよというようなものがござい
ます。こちらを、全部で102基ありますが、中電さんのものが102基のうち、ちょっとすみません、後ほど、ちょっと数字が探し出せませんので、ほぼほぼ大半が中電のもの、それから23年から少しずつ町でつけたものというので、8割近くが中電さんで、また自分たちで建柱したものが残っているよというようなことであります。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 状況は分かりました。今、102基ということ。これは機材ですので耐用年数が当然あって、いずれか壊れて更新の時期が来るとのことだと思いますし、以前は自立したものを町で設置をしていたので、そもそも1基にかかる予算が高くて、なかなか防犯カメラを増やしたくてもうまく増やせない状況を、このリースを使うことによって一気に増やしてもらったという経緯があります。大変方向性としてはいいなと思
ってますし、岡崎市が設置してる台数に対して、幸田町も同じ比率で追従したいという方向性で今進んでいると思いますので、そういったところに対してはすごくいい影響が、そのやり方を変更することで改善が図られているんじゃないかなと思ってます。ただ、そうはいっても、先ほど言いました耐用年数が来たときに、設備が壊れてくる、その管理、メンテ、こういったことを持続的に進めていくという必要性が出るんですが、そのあたりで耐用年数をまずどれぐらい見込まれているのか確認をしたいと思います。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 すみません、先ほどの御質問で、中電さんのポールと言わせていただきました。中電のポールが75基で、残りの27基が建柱したものでございます。

後段の耐用年数ですが、やっぱり、メーカーは5年ということを言ってます。じゃあ、5年たったらすぐ使えなくなるのかというわけではないんですけれども、5年を推奨しています。ですので、岡崎市さんも1,000を目指して、我々も100を目指して取りつけてきたわけなんですけれども、古いのだと平成25年のやつが一番古いんですね。そういったものをやっぱり随時更新する。今は、とりあえず目標の100は超えましたので、随時更新するというような形で考えております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 随時更新の方向性は理解をしました。そうすると、今回は341万円が計上されておりますが、更新費用もこれぐらい毎年イメージをすれば何とかやっていると
いうことでよろしかったでしょうか、確認します。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 そうですね、ここの施策の成果56ページにございます。中段ですね。防犯カメラ賃借料であります。こちらの賃借料によりましては、あくまでも中電さんの見守りポール、こちらはカメラが例えば壊れたときでも直してもらえる保守も含まれた金額です。これとは別に今年から、今までの先ほど言った27基を全て業者に使えるのか使えないのか点検していただいて、ちょっとこれはやばいよというものを随時更新していく計画を今立てております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 残りの今のリースではない27基は、このままお話を聞くと多分リースのほうに当然随時更新をしながら、より管理のしやすい方向になるということです。安心をしました。これは、施策としてはやっぱり犯罪の未然防止、以前一般質問でもしましたが、県のほうとしても犯罪防止にはこういったカメラなんかを使いながら、より高度な犯罪に対応していくということだと思っておりますので、ぜひ追従ができるようお願いをしたいと思います。

次に、少し趣向を変えます。59ページを見ていただきたいと思いますが、先ほどほかの委員さんからもお話が出ましたデマンド型交通とか、いわゆる公共交通の件で確認を1点させていただきたいと思っております。

これは公共交通会議の資料を見ますと、もう既に令和4年は2回、令和5年は1回開催をされておりまして、議事録も今ホームページのほうには載っております。この議事録を見るとスケジュールが今出ているわけですが、このスケジュールについて内容を教えていただきたいと思っております。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。公共交通会議のスケジュールでございますが、今まさに町民のニーズを把握しているといった段階にきておりまして、今年度に関しましては、会議のほうをあと3回開催していこうと思っております。ニーズ調査の結果を次の会議のときに御報告させていただきながら、基本方針を定めていくといった流れになっていき、パブリックコメントをかけながら、最後に基本方針を策定していくといった流れで会議のほうを計画しております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 ありがとうございます。直近でいくと、次は10月ぐらいに次の会議を開催するというので、その段階で基本の方針が出るということでもあります。先ほどの答弁でいろいろと教えていただいた内容は、ある程度ここでもまれて、10月に出されるということではよかったでしょうか、確認です。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 まず、今、ニーズ調査のほうでヒアリング等をかけているといったところで、その意見等々を確認しながら、基本的な方針の案をまず定めさせていただきながら、委員の構成員の方からまた新たな御意見を頂くといった流れで、その次の会議に大方の素案が出てくるかなというふうには思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 分かりました。会議の進め方は、着実に一步ずつ皆さんのニーズを聞きながら、形が見えるようにしていただけるようになると思っております。ちょっと最初のほうのいろいろと答弁の中で、私自身がちょっと今までの過去からの議論も含めて考えると、やっぱり個別にいろいろな施策をつくって、社会実験しながら、そのデータを取りながら判断をするというところは一個ずつ着実にやってもらってるんですが、いろいろなことが今出てきてまして、今の時点で見ると全体像が今度は逆におぼろげになってしまっていて、我々議会もそうですし、町民の方もニーズは上げてるんだけど最終的にどうつなが

るのか、多分これはマースの観点でどう公共交通をつなげていくかってことになると思うんですが、これがちょっと見にくい状況になってきていると思うんです。そうすると、公共交通会議の中でもそういったところをどこかのタイミングで一度皆さんに見せるということが必要になると思うんですが、これはそうすると、今年の年度末までにパブリックコメントをやるので、その前ぐらいには何らかの形になって、議会のほうと話をするような場ができるということによかったでしょうか、確認です。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。もちろん議会のほうにも情報提供させていただくつもりではあります。2月の協議会を狙って素案のほうを出していきたいというふうに思っております。委員がおっしゃられるとおり、かなりの公共施策に対して幸田町は展開しているといったところを一度整理をさせていただくといった点で、本年度、会議のほうを進めていきたいと思っておりますので、その内容をまた見ていただいて、議員の皆様からも御意見のほうを頂きたいと考えております。

委員長 町長。

町長 今言われたように、公共交通が目に見えなくなって、おっしゃるとおりだと思います。多種多様な住民ニーズがあるので、今、いろいろな実装実験・社会実験をやらざるを得ない。今日も、朝、自分はびっくりしたんですけど、わしだ保育園のところ相見駅の人たちが園児を送って行って、えこたんバスをバス停で待ってる人たちがいたんですね。そうすると、えこたんバスは一応福祉バスで4ルートやったんですけど、決められた時間に必ずここに来るということも重要なんですよ。だけど、そうじゃなくて、そんな1時間に1本だったらもっと好きなおところにいろいろ行きたいじゃんかといって乗り合いが始まった。これは、あくまでも名鉄バスだとかいうのはなくなった。でも、今度はやっぱりタクシーで、最終的には僕はドア・トゥー・ドアで、これから高齢者の方や障害者の方、行きたいところに自由に気兼ねなく行けるようなシステムをつくりたいと思います。でも、今、やっぱり病院ができた、そういったところへのニーズ、それから時間でしっかり走ってるバス、それから福祉的な配慮がされている子たちが使う利用、確かに利用率は少ないかもしれませんが、乗り合い、それから助け合いという、民間というか地域の方々だけでやれんかなという、そういうのを地域で今点在させてるので、今委員さんが言われるように、これから公共交通会議で一番ニーズに合ったような手法を取らないかんのだけど、やっぱり時間制、デマンド制、助け合い制、様々な病院だとか一つの目的だけとか、これをうまくこれから統一して、最終的にはタクシーさんもうまく利用していただくような仕組みをこれから構築しないと、今、幸田町は何かまとまりのないバスルート・交通ルートだねって言われてるので、その辺を今しっかり受け止めて、公共交通会議で充実させていきたいと思っております。

委員長 ここで、途中でありますが、10分間休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

財政課長。

財政課長 先ほど丸山委員のほうから御質問のありました森林環境税につきまして、答弁をさせていただきます。

こちらの森林環境譲与税につきまして、成果の49ページにありますけれども、こちらの森林環境譲与税につきまして令和4年度には661万4,000円を配分されております。こちらには、譲与税ですけれども、私有林の人口面積ですとか、それから林業就業者数ですとか、そういったことについて算定式がありまして、この金額が交付されております。これにつきましては、成果の96ページになりますけれども、96ページにあります林業振興費の中の林道遠望嶺支線舗装整備工事、それから林道修繕工事の一部にこの森林環境譲与税を充当させていただいております。森林環境譲与税ですけれども、これは使途が決められておりまして、間伐や人材育成、担い手の確保、それから木材の利用促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられることと使途が決められております。本事業は令和4年度につきましては、産業振興課の事業であります、この林道整備のほうに充当させていただいております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 すみません、途切れましたが最後の確認になります。

先ほどの公共交通会議の中の、これは役割としてやられる、皆さんで協議をされる内容かということで確認です。

今、それぞれのツールで、えこたんバスにしろ、デマンド交通のチョイソコにしろ、藤田の直行バスにしろ、いろいろとあるんですが、それぞれの交通をミックスすると当然結節点、いわゆるハブの機能を持った場所の話が当然ついてまわると思うんです。そうすると、この場所の話も公共交通会議の中でどうあるべきかというのを話し合われるんだらうなというふうに、今、私自身は思っております。具体的には、例えば駅でいくと相見駅なんかはもう東西全部きれいにロータリーが組まれてて、あそこであればどんな車両も入って結節できるのかなと思いますが、幸田駅前も再開発をしているものの、まだちょっと狭いところもありますし、やっぱり東西の行き来が難しいところ。それから、三ヶ根駅についても、今、再開発がまさに始まっていて、これからはもっと利便性の高い施設にしていくということになります。それから、あと役場も結節点になってるので、役場前のロータリーは時間によってはえこたんバスが全部止まっちゃってて、実はロータリーできない場所になってたりもするし、あとハッピーネス・ヒルですね、あそここのところもえこたんの結節点にはなってますので、こういった大きな結節点の話も公共交通会議の中で話し合われて、何らかの方向性が出されるという認識でよかったですか、確認です。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。委員がおっしゃられるとおり、結節点といったところが駅を中心に発展してきた幸田町が、まず3駅が結節点になってくる、そして役場、そして町民会館等々が結節点になるのかなというふうには思っております。ただ、結節点という中でも、大型のバスとかといったところは、三ヶ根駅、幸田駅といったところは現実的になかなか入り込めないよといったところがあります。ただ、えこたんバスが今は入ってはいるんですけど、えこたんバスのあのサイズ感といったところも議論して

いく中で、より皆さんが使いやすい乗り物に変えていくことにより結節点といったところが見えてくるかなといったところも考えているところです。言われるとおり、そういったところを一番住民の方が行きやすい、利用しやすい場所にハブ機能を持たせていきたいなというふうに考えております。その内容は、公共交通会議の中でも議論していただくといったことになると思います。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 ハブの件も検討していただけるということでもあります。当然住んでいらっしゃる町民の方も、あとここの町の中で事業をしている事業者の方も、やっぱり、人の流れからすれば公共交通を使って来られる方もたくさんいますし、コロナの状態の中だと例えば公共交通から自家用車に替えたり、何か世の中の変化で流れが変わったりすることもきっとあると思うんですね。将来的なところも分からないですが、そういった面でいくと、やっぱり、こういった公共交通がどうあるべきかというのをしっかり皆さんと議論していただいて、今回のメンバーがすごくいろいろな方が入られて幅広く意見を集約されるという形に見えますので、ぜひ良い意見をしっかり取り入れてもらって、よりよい公共交通になるようにぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。多種多様なといったところで、会議メンバーには構成員となっていております。様々な立場の方から御意見を聞きながら、どのような乗り物がいいのか、幸田町は将来どうあるべき姿といったところを論点に議論を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

2番、吉本君。

2番吉本智明君 すみません、それでは、53ページをお願いします。

庶務管理システム導入とありますけれども、この庶務管理システムについてちょっと御説明願います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 庶務管理システムは、昨年度導入をさせていただいたシステムになります。

こちらのシステムにつきましては、正規職員、フルタイム会計年度任用職員の勤怠管理、時間外勤務手当等の手当とつく業務の申請、各種休暇の申請などについて、システムでできるようにするものでございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 このシステムを導入することによって、職員、会計年度任用職員もできるようになったとおっしゃいましたけれども、こういったことが職員がかえって煩雑になったとか、そういったことはございませんでしょうか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 今まで紙で管理していたものをシステムで入力をするということで、慣れるまではシステムを使いこなす部分について試行錯誤ということもあったかと思っておりますけれども、まずペーパーレス化が図れたということ、あと給与明細、源泉徴収票、あと昇

給に伴う辞令書の紙配布をやめたということで、システム内で確認ができるようになったものもございます。また、これはちょっと自分の課のことになりますけれども、人事秘書課職員が行っていた時間外勤務の集計などもシステム上ワンクリックでできるようになったということで、時間外勤務の削減にもつながっております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。システムを導入して、この移行期というのは、やっぱりいろいろな煩雑な部分でかえって職員に負担が増えるとは思いますが、結果的にそれを導入することによりペーパーレスが進んだ、そういったことから最終的にはトータルの管理というものが人事秘書課においてやりやすくなったということで、評価できると思います。今後ともしっかりとシステム導入をしながら、なるべく職員の負担軽減につながるようにしていただきたいなと思います。

続きまして、55ページの財務会計システムの更新とありますけれども、この更新の経緯を御説明願います。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 システムの導入で削減できた時間外等もございます。今後は、まだ全ての職員に庶務管理システムが使える環境が整ったというわけではございませんので、そういったところを研究して、できるだけデジタル化といいますか、そういったものを進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 財政課長。

財政課長 委員から御質問のありました、55ページにあります財務会計システムにつきましてのお問合せだと思います。

こちらにつきましては、今まで15年間使用してまいりました財務会計システムの一新ということで更新を図っております。今までは、役場内にありますトーテックという会社のほうで更新とかのシステム更新などを行ってございましたけれども、そちらの期限がもう切れるということで、この15年間使用してきたものを一新を図ったものでございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 15年間財務会計システムを運用して、トーテックとの契約が終了するということで、新たに更新をしたということでございます。私、現役時代にはこの新しいシステムは使ってなかったわけでございますけれども、職員のうわさが聞こえてくるところによると、なかなか不具合があるように聞いております。決議書を起こすにあたって、所管で起こせないような事案があったとかというようなことをちょっと小耳に挟んだわけですが、そういった事実についてお答え願います。

委員長 財政課長。

財政課長 委員のおっしゃるとおり、システムを更新しまして、今、更新をした中で職員の中から今までと違うというような点も伺っております。今回、システム更新を図った相手先の業者からいきますと、ほかの市町村と同じように、パッケージで同じようなシステムを使っております。そちらのほうからの意見をそのまま申し上げますと、今まで幸田町で使っていたシステムが幸田町に特化したようなシステムで便利ではあったわけで

すけども、じゃあ、それを同じ金額でほかの業者にということになりますと、なかなか金額的なものもありまして、今、使っているシステムについては、今までと違うということで不具合はあるといえはああるということになりますけども、システムを使っている中で慣れていくということと、それから改善をしたほうがいい部分につきましては、今後改善をしていきたいと考えているところでございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 パッケージの中で幸田町仕様ではないということによる不具合だということならば、今後改善する余地はあるのかなとは思いますが、そもそもこのシステムが使えないようでは導入した意味がないというところがありますので、こういったシステムを導入する前段でよく調査をしながら、よりよいシステム、職員が使いやすいシステムであるかどうか、そういったことをよく確認した上での事業推進をしていただけるとよかったですかなと感じております。

続きまして、62ページですけれども、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業とあります。これは逆川のコミュニティホームが危険であるということから、コミュニティホームの更新が、いろいろ補助金の都合でこういった名前になっていると思えますけれども、この施設の性格としては防災拠点というような性格から、逆川に限定した仕様ということじゃなくて、もうちょっと不特定多数の方が利用されることを前提にした施設という考え方でよろしいのでしょうか。

委員長 財政課長。

財政課長 システムにつきましてですけれども、指定金融機関それから出納室との関係性もありますけれども、全てにおいて使いやすいという形に改善をして進めてまいりたいと考えております。御意見につきましては重々承知して、更新などしてまいりたいと考えております。

委員長 総務課長。

総務課長 ただ今御質問いただきました、逆川に建設をいたしました幸田南部まちづくり交流拠点施設ですけれども、委員がおっしゃられますとおり、防災拠点という機能も当初のコンセプトにあったもので、そういった仕様で整備したことは事実でございます。実際に国の交付金等いろいろと制約がある中で、もちろんその制約があったからそうしたわけではないんですけれども、地域限定の、逆川限定の施設ということではやっぱり投資効果が低いということで、全町もしくは町また広い範囲、広い住民の人たちに使っていただくことで、より効果を高めていくという趣旨でございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 財政課長さん、よろしくお願ひいたします。

この南部まちづくり交流拠点は、やっぱり特定の方ではなくて、広い範囲で多くの方に使っていただけるような施設であってほしいと思います。その中の防災啓発システム導入とありますけれども、ちょっとここら辺を御説明願ひたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 この施設の中に併せて整備しました防災啓発システムですけれども、そもそもこちらのシステムですけれども、ベースは建物、施設のほうの建設の目的が地方創生、地

域の活性化という大前提がある中で、その効果をさらに促進するためのシステム、そういったいわゆるソフト事業、そういったものにも補助金をつけましょうというルールがあります。そこで目をつけたのが、ここが防災拠点という位置づけがありましたので、であればこのシステムを整備して、さらなる効果の促進を図っていこうという狙いで設置したものであります。

内容といたしましては、逆川地区がいろいろと三河地震の被災地であったりですとか、深溝断層の災害の爪痕が残っていたりとか、そういった経緯があるものですから、そういった過去からの地域性、歴史、そういったものを生かしていこうという発想がありまして、デジタル技術を活用したシステムを大画面ディスプレイで閲覧していただくような形になっておりまして、その内容といたしまして大きく2つあります。

一つは、今昔マップと俗に言うんですけども、いろいろな地図を、新旧古い地図と今の新しい地図、そういったものを重ね合わせたり、そこに浸水予想図をかぶせたりすることによって、その地域の変遷でありましたりハザード状況を把握すると、視覚的に学ぶことができるといったような機能が、今昔マップというものが一つあります。

もう一つが、震源3Dと言ってるんですけども、これは過去に起こった地震の情報を登録することによりまして、その時間の経過と合わせて発生した地震の位置や規模、震源の深さ、そういった情報が視覚的に見えるようなシステムになっておりまして、実際に行ってみて、さわって見ないとなかなか実感をお伝えすることはできないかもしれないんですけども、そのようなシステムを整備しております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。今昔マップでありますとか震源3Dで、こういった見せる施設ということでございます。せっかくあるなら多くの人に見ていただきたいと思うわけでございますけれども、この施設はいつも開いてるのか、ふらっと行って、それを見ることができるのか。それとも、あらかじめ誰かに申し込んで、そういった見学とか活動をさせてもらうのか、ちょっと教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 こちらのシステムの利用に当たってのルールですけれども、まず予約の受付、また利用料の申請、受け取り等は総務課が窓口になっております。したがって、現場の建物は普段は無人の状態になってます。総務課で利用予約を受けましたら、地域の管理人さんを委託しておりますので、管理人さんにお伝えしまして、鍵等もお渡ししてありますので、その利用に応じて、鍵の開閉、管理、清掃等を行っているという利用実態でございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 本ありがとうございます。すばらしい施設だと思いますので、しっかり町民の皆さんにPRをする中で、こういった施設の利用率が上がるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 総務課長。

総務課長 利用率の向上ですけれども、やっぱり、地理的にどうしても町中にある施設ではなくてちょっと離れたところにあるという、そういう特性もありますので、おっしゃら

れるように、PR、使っていただくための働きかけは今まで以上に必要があると思
ってますし、利用者のアンケート等も少しずつ集まってきておりますので、それを踏ま
えまして、今後の展開に活用させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

4番、松本君。

4番松本忠明君 本日は、歳出に関して2件質問があります。

1つ目の質問は、先ほど来、先輩議員のほうからいろいろ質問されてますけれども、
町民の足ということで、町民の足を支えるコミュニティバス管理事業、いわゆるえこた
んバス、それからデマンド型乗り合いサービス運行事業チョイソコ、これを中心とした
交通政策及び交通事業についてです。

近年、高齢化が進む一方で、高齢者の自動車事故が増加し、運転免許の返納が増えて
おります。私は、このような社会状況の中で、こういった高齢者だけでなく、先ほど
来お話がありますように、子育て世代の皆さん、それから妊婦さん、それから障害のあ
る方、このような皆さんをお支えする交通システム、こういったことに重要性がますます
高まる、これを少し掘り下げてお話を伺いたいと思います。少し重複する部分がある
かもしれませんが、なるべくポイントを絞って簡潔に御質問させていただきたいと思
います。

まず最初に、施策の成果の説明書の57ページに記載されております、コミュニティバ
ス管理事業、いわゆるえこたんバスについてお伺いします。

コミュニティバス、えこたんバスの利用者の実績は、4ルート合わせて年間3万
6,527人、1日当たり140人とありますが、ここ数年の推移を教えてください。

委員長 財政課長。

財政課長 それでは、えこたんバスの利用者数のここ数年の実績という御質問かと思
います。

こちらにつきましては、令和元年度につきましては4万8,261人、それから令和2年
度につきましては3万3,317人、令和3年度につきましては3万2,390人という状況で
ございました。2年度と3年度につきましては、コロナの影響もありまして、令和4年度
と比較しますと少し少ないという状況でございました。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。各ルートを日当たり6便ぐらいで、全体では24便
なので、1便当たりの利用者数は140割る24で、4年度だと6人程度。コロナ前の令和
元年度でも8人程度ということで、もっともっと利用できるのかなというふうに思っ
ております。コミュニティバスについては、地域住民の皆さんから、いろいろお声を聞
きます。毎日使ってるよとか、よく使っていて大変役に立っているという声もたくさん
聞きます。一方で、もっともっと利用したいので、いろいろこういうことを改善して
もらえるといいなという要望も耳にします。例えば、先ほどちょっと町長もお話があり
ましたけれども、本数が1時間に1本とか、2時間に1本、右回り・左回りがありますの
で、行きたいところに右回りだけで行くと2時間に1本しかない、そういうときに乗り
たいときに乗れない、こういったことがあるので本数を増やしてほしいとか、それから、
ルートがやっぱりいろいろなところを経由するので、目的地に着くのにかかるとい

ルートを短くして目的地に早く着くようにしてほしいというように、ルートや本数に関する要望があります。

ちなみに、少し近隣の市町村のコミュニティバス事業を調べてみましたので、ちょっとここで皆さんと共有したいと思いますけれども、岡崎市は、JRとか愛知環状鉄道、名鉄バス、こういった幸田町に比べると比較的交通機関が恵まれているためか、私の調べたところでは、旧額田町地域のコミュニティバスを除いてはあまり運行されていないんじゃないかなど。昔、町バスというのがあったらしいんですけど、それも今は廃止されているというような状況のようです。こういったような、あまり地域の交通ということに対して重点を置かずにやれる市町村もあるかと思えば、西尾市などは、少しやっぱりJRから離れてますし、名鉄も路線が変更されたりなんかしてますので、比較的コミュニティバスが発達していると思います。六万石くるりんバスという愛称で、7路線で運行されています。運行便数は、最初は幸田町と同じように米津線の6便で、最大は平坂中畑線というのが13便あります。料金がありまして有料で、1乗車200円で、のりつき券で1日乗り放題、1カ月定期で3,000円というふうになっているというふう聞いてます。それから、もう一個だけちょっと御紹介しますと、これは私が以前勤めてた安城市で使ったことあるんですけど、安城市はアングルバスという愛称で、9路線で運行されています。もう非常に安城市はこういったことに力を入れられているなと思います。運航便数は、最初は西部線、一番西側のほう、あまり人の移動がない部分だと思いますけれども、ここが7便。最大は、何と循環線というのがありまして、安城市内を循環、先ほどの結節点という話がありましたけど、そういう循環線では28便も通ってます。料金は、西尾市に比べると半分程度の1乗車100円、1カ月定期で1,000円、このようになっています。安城市も西尾市も、市内どこまで走っても同一料金で、小学生とか高齢者、障害のある方は無料です。

幸田町も、今後さらに今のえこたんバスの利便性を向上して利用度を上げるためには、路線や運行便数の見直しが必要ではないかと考えています。そのためには、有償化も必要かもしれません。それから、先ほど来、お話がありますように、基幹の路線をしっかり整備して本数を増やすとか、そこに支線をつなげていくだとか、そういったようなルートについても見直しが必要と考えております。このようなことについて町としてはどのようにお考えか、お考えをお聞かせください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。公共交通、今は幸田町は無料で走っているところでございます。利用者負担といったところはもちろん考えていくべき議論になってくるかと思えます。アンケート等で取らさせていただきますと、チョイソコ利用者からは、200円程度であれば半分の方が支払ってもいいのではないかとといったような結果も出ていたところでございます。先ほど来、お話に出させてもらっていた公共交通安全会議の中で、そういった料金体系、将来の料金を幸田町も取ってもいいのではないかとといったところも踏まえて、お話をさせていただきたいなといったところ。あとは、ルートの見直しといったところも踏まえて考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。えこたんバス・コミュニティバス管理事業については非常によく分かりました。それから、デマンド型の乗り合いサービスについては、先ほど先輩議員の方からたくさん質問されて状況を伺いましたので、よく理解できました。

今後は、町民の皆様の満足度を高め、住みたい町として幸田町のブランド力を高めるために、この2つの交通システム、それ以外も含めまして、バランスをとって発展させていく必要があると考えます。それから、また自動運転だとか、それからドローンの活用、こういったことも、人の移動だとか物の移動、こういったことに対しても非常に効果があると考えます。新しいテクノロジーの状況も踏まえて、さらによりよい内容に充実していただくことを期待しています。その視点で、公共交通会議、ここでいろいろ議論がされている、提言がされているということですのでけれども、何かその中で話し合われた中で、幸田町の交通政策の方向性を進めていくような、こういう提言がされて議論されていくというようなポイントがありましたらお聞かせください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。今、会議の中ではニーズ調査をするためにどのような声を聞いていけばといったところで調査をかける内容を議論していただいたり、あとヒアリングの内容等々を確認している作業でございます。具体的に先ほども申しましたが、委員さんの意見の中では妊婦さんとかも救っていくべきではないか、交通弱者といったところは高齢者だけじゃないよといったところで御指摘はいただいているところです。あと、細かい話になりますと、えこたんバス、チョイソコの停留所といったところも待ちやすいようなといったところが望まれるんじゃないかといったところは障害者団体の方から御意見をもらっているところでございます。幸田町の公共交通全体を考える中で、やはり拡大していく部分、そして縮小していく部分といったところは出てくるかと思えます。そういったところを多くの皆さんの声を聞きながら、町民の皆さんの声を聞きながら、しっかり判断させていただきたいと思っております。それをもって、基本方針とさせていただきますような今年度は作業を進めていきたいと思っております。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。大変よく分かりましたので、これは町民の足を確保する大変重要な事業ですので、ぜひぜひ会議での提言を踏まえながら、よりよいものにスパイラルアップしていただければと思います。

次に、2つ目の質問に移ります。施策の成果の説明書の62ページに記載されております、デジタル推進事業についてお伺いします。

最初の質問ですけれども、標準化システム比較調査対象業務委託とありますが、具体的な調査内容を教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 標準化システム比較調査対応委託業務の内容でございます。これは、国から発出されております地方公共団体情報システムの標準化に関する法律や自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書に基づくもので、2025年に向けて対応・指示の出て

いる住民基本台帳や税、福祉などの標準化システム対象業務について、国からの指示内容、標準仕様書と言っていますが、幸田町の現状の実態を比較分析フィット&ギャップによる調査を実施しました。業務内容といたしましては、国が策定する標準仕様書において、各自治体が標準仕様書に記載されている業務フローや機能、帳票要件等について現行の業務と比較分析をするものでございます。一般的にはフィット&ギャップ分析は、自治体の求めるシステム要件と業者が開発しているシステムとの違いを分析し、自治体側に寄せるような内容になってきますが、国が示した2025年の標準化・共通化の取組に関しましては、国の示す標準仕様書に町が使用している現行のシステムの差を埋めていくような形となっていくので、そういった点でギャップを今後どのように問題点・課題点の対策を講じていくかといったところの内容の確認をしているといった業務になります。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。この調査の内容がよく分かりました。

少しちょっと踏み込んで、この調査の内容についてお伺いしたいんですけども、フィット&ギャップということでこの標準システム、特に住民台帳、国民年金、介護保険等々の様式を標準化するということがメインということをお伺いしましたが、特にギャップですね、国が示す指針に対して幸田町の実態がこういうところがギャップがあって違っていたと、こういう部分を変更していかないといけないといったような結果が出ているのか。そういったようなことがあれば、どういうふうに対応してくのかも含めて少しちょっとお話を伺えたらと思いますけど、よろしくをお願いします。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 調査をした中での結果ですが、例えば、今まで住民記録の転入や転出の手続において、データ入力をする窓口対応の職員と入力した内容を調査する職員の明確な分離というものが幸田町の中ではしっかりした明確なものがなかったんですが、そういった現状ではなく明確に分離することといったところを国のほうは求めてくるよといったところで、事務上の乖離が見えてきたといったところが1点あります。また、ほかでは住民記録の転入等の手続の際に、国保であり介護の手続が必要な方に対して漏れないように、移動連絡票といった幸田町独自の帳票をお出ししていたんですけど、それが発行できなくなるといったところで、代替えの運用方法を考えていかなければならないといったところが課題として見えてきました。このような乖離がほかにも数件あったということなんですけど、申請書や運用方法の様式を国の標準化に合わせて変更する必要があるものを確認することができたといった内容でございます。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。最後をお願いになりますが、本年度のDX推進事業では、町民の行政サービスの利便性向上と職員の皆様方の業務改革、ビジネスプロセス・リエンジニアリングを目指して、役場全体の職員の業務調査フィット&ギャップ分析が進んでいるとDX推進委員会で伺っております。議会でのDXも職員の皆さんの活動と連携して、スムーズに効率的によりよい成果を求めて進めていきたいと思っておりますので、こちらの調査結果の情報共有も併せてお願いしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。今年度におきましても、業務量調査のほうを進めさせていただいております。そちらのほうの結果につきましては、また見える化をしたデータで業務のほうを委託しておりますので、議会のほうでも御報告できればなというふうには考えております。何にしても、デジタル化を図る目的というのが住民のサービスであり、事務の改善で効率化でありといったところをしっかりと念頭に置きながら、業務量調査をしながら、少しでもぶっちゃけて言うと楽にしていきたいといったところ、事務的にはそういうふうな思いを持って推進していきたいと思っております。

委員長 ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

防災安全課長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

防災安全課長。

防災安全課長 すみません、先ほど自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の中で、5月に変更点と発言してしまいましたが、正確に言いますと令和5年度の変更点としまして、7歳以上18歳以下の方が、進学・転校に伴い追加購入した場合は再度申請が可能だよということで、すみません、申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 施策の成果の説明書の62ページ、デジタル費についてお伺いします。

今回、マイナポイント予約申込支援労働者派遣業務で626万1,000円が令和4年度執行されているわけでありまして、このマイナンバーカードの手続のために延長延長ということでやっているわけでありまして、幸田町におきまして、この3月31日未現在でどれだけのマイナンバーカードの申込みがあったのかということと、それから、今現在進行しているわけでありまして、今、大体9月ぐらいでどれぐらいあるのか、併せてお聞きしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 マイナンバーカードの取得率ですが、すみません、3月末といったデータが今手元にご覧にならないので、8月末現在で取得率が75.7%となっております。すみません、ございました。令和5年3月末現在が64.5%、そして、今現在で75.7%となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 マイナンバーカードの取得に向けて派遣業務があるわけですが、いずれにいたしましても、締切り間際には駆け込みということで、かなり混雑をしてきていたわけでありまして、それで、またさらに延ばされたわけでありまして、この支援業務につきましては、これはどこから支援を受けているのかお尋ねしたいということと、

それから、幸田町におきまして、今、ひもづけの関係上、そうした間違い手違いといいますか、そのようなことが判明したことがあったらお答えいただきたいなというふうに思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 委員がおっしゃるとおり、マイナポイントの付与の関係で延長延長とされている中で、支援者のほうを要請をかけながら委託を派遣していただいているといったところでございます。こちらのほうは100%補助を受けている中で、団体とするのが国の外部団体であるJ-LISといったところから補助金を得ております。フルキャストという業者から委託をかけさせていただいております。

そして、国の中で報道があった手続上のトラブル等々ですが、幸田町ではそういった問題は今現在ないということでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 100%をJ-LISから補助をもらって、マイナンバーの取得に向けての手続等が行われているわけでありますけれども、職員についての時間外労働とか、そういうことがあるかどうかお尋ねしたいというふうに思います。やはり、これは派遣だけではやりきれない部分もあるのかなというふうに思うんですが、その点は職員への負担というのがあったかなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 職員の負担といったところでございます。基本的には支援員の方で対応していただいているという中で、混み合ったときは職員が出ているといったところも現状としてはございます。ただ、それに伴って時間外が増えたかといったところはなかったということで認識はしております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 次に、これは議案説明会資料にあるわけでございますが、16ページについて、創業支援事業の中でお聞きしたいというふうに思います。

幸田町の取組の主なものでありまして、スーパーシティ構想、これが一つには頓挫をして、そして、次には田園都市デジタル国家構想、この中のところへの切替えということで今現在もやっているわけでありますけれども、実際この主な取組の中で見ますと、スーパーシティ構想の中では中部電力ミライズ株式会社に473万円、それからアウトドアツーリズム等デジタル田園可能性調査委託に大垣共立銀行に対して492万8,000円ということで、合わせて1,000万円近くのこうした調査業務にお金を費やしているわけですが、実際のところの今この構想、これはどのようにになっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 スーパーシティ構想についてのお尋ねかと思えます。

令和3年度にスーパーシティ構想の提案を国のほうに申請をしまして、今現在は採択に至ってはおりません。そのような状況であります。全国的にですが、スーパーシティ構想につきまして採択を受けている自治体というのは、茨城県つくば市、大阪府の大阪市、それから長野県の茅野市、石川県加賀市、岡山県吉備中央町、以上の自治体と聞い

ております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この事業につきまして、なかなか見えてこないところがあるわけですが、どんどんどんどんこのように調査調査ということでお金を費やしていく。この中で見えてくるものというのがあるのかどうなのかお尋ねしたいなというふうに思うんですが、実際どのようなまちづくりをしようとしているのか、その辺がやはりきちんと分かるように説明、また見通しというものも御披露いただきたいなというふうに思うんですが、やはり、あまりこのようにどんどん進めていって、全く可能性がないものに対して予算をつぎ込むというのはいかがかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 スーパーシティ構想は、先ほど申しましたとおり、採択には至っておりません。もともとスーパーシティ構想につきましては、大胆かつ広範囲にわたる規制改革、岩盤規制を取り崩すための規制改革を目指すものでありました。ですが、財政支援を伴うものではありませんでした。今現在は、スーパーシティ構想の申請自体はまだ生きているわけですが採択されてないという状態の中で、国のほうはデジタル田園都市国家構想交付金ということで、スーパーシティ構想という考え方から特定のエリアの岩盤規制を突破するという考え方から、今はデジタルを活用して地方を創生していくというような考え方にシフトしておりまして、幸田町におきましても、デジタル田園都市国家構想交付金を活用してのデジタル化を推進して、DX化を進めていきたいということで、今このような2つの業務委託を通して、地域の課題解決につながるような問題点を掘り起こしをして、課題解決につながるようなことで何かデジタル化に取り組むことのできることに着手し、それに対して国のほうから交付金を頂くというようなほうに今はシフトをして進めているところであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 交付金を受けて、今度は別のほうにシフトしていくというのは分らないわけですが、しかしながら、町長が前におっしゃったのは、スーパーシティ構想もまだ断念したわけじゃないと、それぞれ進めながらやっていくよということの説明でありました。これで3年目に入ってくるわけですが、やはり、現在、海谷の東光寺、あの辺を実際どうしていくのかというのが宙ぶらりんになったまま、このスーパーシティ構想というのはまだまだ水面下ではやられているわけですよ。その辺のところを、やはり、実際あの地域をどうしていくのかという確固たる考えがないとうやむやになってしまうというのがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、それに伴って地元説明会というのもないわけですし、一部はありましたよ、一部はありましたけれども全体的なものとなっていない中で、この岩盤規制を取っ払って、そして開発ができるようにしていく、こういう構想が本当に実際できるのかということでもあります。ですので、この辺のところを見切りどころというのもし必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 スーパーシティ構想につきましては、先ほども議員が言われたとおり、断念したわけではありません。引き続き、このデジタル田園構想交付金と並行して進めているわけでありまして、先ほど出ました東光寺のエリアにつきましては、やはり耕作放棄地等の解消も含めて、何かに活用できないかということは以前の議会でも質問いただいております。企業立地課としては、企業誘致ができないかとか、いろいろ市街化に編入できないかとか、そういった部分で規制にかかった状態であるものを通常どおりの規制突破ということで法律に照らして、突破できるものは突破していきたいということいろいろ考えてはおります。ただ、もともとスーパーシティ構想というのを立ち上げたのは、そういったことで簡単に開発ができないというところできた構想ではありますので、その部分も諦めず、先ほどどこかで見切りをつけてということでもありましたけれども、諦めずに何とかそのエリアを開発できるように考えていかなければいけないという視点で取り組んでいきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 あっちが駄目こっちが駄目ということで、それぞれ考えていくというのは分かるわけでありまして、しかしながら、実際に耕作放棄地状態のところが多々あるわけでありまして、あの地域を何とかしなくちゃいけないというその考えは分かるわけでありまして、しかしながら、やはり、農地は農地として活用を図っていく、そのほうへの方向転換も必要じゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところは今農業基本法の改正が行われたりとか、いろいろとやられてくる中で日本の農業を守ろうという、自給率も高めようと、こういう動きになってきているわけでありまして、その辺のところ簡単に耕作放棄地になっているからほかのところへの転換を図ろうとか、その辺のところをやっばり見極め時が必要ではないのかなというふうに思うわけでありまして、その辺のところをもう少し説明がつくようにやっていただきたいというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 議員がおっしゃるとおり、耕作放棄地の解消につきましては、開発が全てではありませんので、もし農業をやりたいという方がいれば、そうした御意見も聞きながらそっちの方向に進めていくということも考えなくてはいけないかなと思います。ただ、企業立地課としましては、やはり開発的な部門になりますので、住宅開発、企業誘致、そういった視点で何とか突破できないかなということを考えていくわけでありまして、役場の中には農業を守る部署もありますので、そちらと調整しながら、連携を図りながら、あと地元の意見も聞きながら進めてまいりたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ズルズルと引き延ばして、見通しのないものを引っ張っていくというのはいかがかというふうに思います。その点をやっばりきちんと本来の姿に立ち戻って事業を進めていく、そのような取組を求めるものであります。

次に、59ページになりますけれども、長嶺地区の測量のその後についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、この地域につきましては、もうこの場所での開発・誘致を進めていくというようなことでありますけれども、実際これにおきまして、今現

在どのようなことが問題点になっているのか、分かっておりましたらお答えいただきたいというふうに思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 長嶺地区の測量及び造成概略設計等業務、59ページに書いてある内容の御質問かと思えます。

今、長嶺地区につきましては、そこにあります筆柿団地の今後担い手が減ってくるといことで開発を検討しております。そこに企業を誘致するための工業団地の開発を検討しているわけであります。その中で、今、企業庁にお願いをして進めていく企業庁による開発、それから、あと民間のほうが開発したいという申出があって進める民間開発、この今2通りで進めたいと考えているところです。また、その企業庁で進めるのか、民間による開発で進めるかというところは正直答えは出ておりませんが、スピード感でいいますと、企業庁のほうは時間がかかります。ただ、面積は大きい面積での開発ができます。民間による開発ですと、農地法等の問題で4ヘクタールまでの開発しか一度にできませんので、長嶺につきましては13ヘクタール近くの土地がありますので、4ヘクタールずつの段階的な開発というふうになろうかと思えますけれども、そちらについての進め方はまだ決まっておられません。そうした中で、先ほど問題点等ということですが、具体的には企業庁での開発申請を進めるための、企業庁がオーケーを出してくれないと企業庁は開発していただけませんので、そのための今は基礎資料ということで、この測量及び概略設計等を委託しているような状況であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 総務教育委員会の中で、企業誘致のための補助金要綱というのをつくっていくよというようなことが出されましたけれども、この地域がいわゆる該当する地域かということで憶測をするわけでございますけれども、そうしますと、やはり企業誘致を進めるとしたら、スピード感を持ってやらないとどこかへ行ってしまうと、こういうようなこともあるわけでございますが、そうしたときにこの地元の総意、ここは地元の総意ということになっているというふうに説明ではありましたが、実際この地域がさらに企業誘致を進めていくことになれば、あそこが非常に今現在は渋滞をするわけですね。朝晩渋滞をしてしまうと、そういうような道路の解消、そういうようなことも必要になってくる。それから、また、248号線の坂崎の交差点から、そして長嶺に至って、そして、また県道との交差点改良とか、いろいろとある中でかなりの額が想定されるわけでありまして、そうした財政負担を強いられてくる、かなり大きな事業になるのではなかろうかなというふうに推計されるわけですが、そういうのをどれぐらいの負担を想定されているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 長嶺の開発に伴って、その周辺の道路整備等の御質問かと思えます。

工業団地を造成する上で、開発していく上では、工業団地への入り口といいますか出入口をつくって、県道美合幸田線から入っていくというようなところの部分において、今現在、概略設計をする中では、やっぱり結構な道路に傾斜がありまして、なかなか平らな部分が少ないということで、出入口について多少の改良が要るのではなかろうかと

いうところは確認できてますけど、まだこちらは西三河事務所だとか県とか、そういったところと関係協議をまだこれからするところでもありますので、どういった改良が必要かという点については、今時点では申し上げることができない状況であります。それから、あと、県の美合幸田線、岡崎方面に向かって右に曲がるとフタバがあるという東野交差点を含めた、あと坂崎までそこから延伸するというちょっと壮大な道路の整備の話というのは以前出たというふうには聞いておりますが、そちらについては構想としてはあるようですが、東野交差点から坂崎までの道路の整備ということは具体的にはまだ進んでいない状況かと認識しております。東野交差点の、朝、フタバ産業に向かう右折帯が渋滞する時点につきましては、1時間、朝の一時は渋滞するということでありますけれども、ただ、平時ですね、普段、夜も昼も含めて基本的には渋滞をしていないという点で、なかなか県のほう、土木課サイドから聞いているのは、県のほうに要望しても道路改良が採択されて進むというような今の動きにはなっていないと聞いております。ただ、将来的にはやっぱり工業団地ができます。それから、あと岡崎のほうに三井のアウトレットパークができるということで、将来的な渋滞が見込まれるんじゃないかというのは我々も想像しております、何らかの議員が言われるとおりに道路整備をしていかなきゃいけないということでありまして、今の状態でやりますと、幾ら今後費用がかかるかという点につきましては、まだこれからという状態です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 長嶺地区の測量及び造成概略設計の業務、これは成果品も出たというふうに思うんですけども、その成果品というのは示されてきましたかね。ちょっと確認の意味でお願いしたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 こちらの長嶺地区測量及び造成概略設計等業務ですが、これは令和4年度も実施しております。引き続き令和5年度も、この後の続きを今実施しております、これは当初予算で令和5年度やっているわけですが、続けて今やっておりまして、途中経過の成果物としてありますが、まだ全然途中でありまして、これから問題点等、それから関係機関との協議の結果が出てくるということでありまして、まだ皆さんにお示しできるような設計等はできておりません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 問題点等などがまだまだ分からないということでもありますので、またお願いしたいなというふうに思うわけがあります。

こうした大型開発を進めていく上で、やはり自然環境、いわゆる幸田町は緑の多い町というふうに言われて、また自然が豊かな町と言われているわけですけども、一つには柿団地ということもありますが、そうした緑の部分が失われてくるということは、これは雨水においても保全活動に対しましても、やはり、その部分の機能が失われてくるということでもあります。そうした開発を進める上での自然を壊すその一方で、やはり自然を守っていく、併せてやっていく必要性があるというふうに思うんですけども、そうしたものも入れ込みながら、この設計等に生かさせていただきたいなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 今回の御質問であります、町全体としての森林を守る、農地を守る部分と、開発によって都市化していくところの連携ということだと思っておりますが、企業立地課としましては、開発をしていくことで町のさらなる将来の発展につなげていくことを目指して開発行為をしています。開発する区域につきましては、もちろん水の流れていく問題だとか、土が流れないようにだとか、いろいろ造成する上で気をつけていく、周りの自然との調和を図っていく作業はしますけれども、先ほど質問にありました町全体ということになりますと、町の内部でしっかりと連携を取って、どういったまちづくりがいいかという点を、企画部につきましてはまちづくりの視点も必要でありますので、そういった目で開発等を進めていきたいと思っております。

委員長 そのほかございませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 税務課に関するお話になるのかなというふうに思いますが、よろしくお願いたします。

幸田町の事業を推進するに当たっては、やはり財源がなければ何もできませんが、幸いなことに幸田町は、一般会計予算でも多額の財源をもって運営していくということになっておりますけれども、一般会計歳入歳出の10款の15項、18ページ、それと、あと施策の説明のところ22ページの辺りのお話なんですけれども、法人税が減額しているところのこれは単純に、今からちょっと単発的に聞いていきたいと思っておりますが、お答えいただきたいと思っております。これは、単純に企業の減収が理由でこういった形になっているんですかね。

委員長 税務課長。

税務課長 施策の成果の22、23ページでございます、法人町民税に関するお尋ねかと思っております。

この法人町民税につきましては、令和4年度は、収入済額として4億396万6,000円で、前年度と比較しますと140.2%ということで逆に増額ということで、令和3年度と比較しますと、法人町民税のほうは増収となっている状況でございます。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 私は、自分でいろいろな企業回りをしとって、税のことでいろいろな企業から問われておるんですけれども、今、法人町民税にしてもそうなんですけど、企業が一生懸命頑張って増収すれば、私たちの考えだと必ず町に跳ね返ってくるなという、これが私たちの思いだったんですけれども、いろいろ聞いていくと、例えば近隣のD社だとか、あと、ところが、今年また大きな増収しましたので、来年になると多額がまた町に入ってくるのかなということは予測しますけれども、でも、別の大企業にしてみると、やっぱりS社だとかいうところは、そうとも言えないというような話もちよっと聞いてみるんですけれども、これが税のマジックなのかよく分かんないんですけど、自分がいろいろな企業を回って、今までさんざんいろいろな形で企業が頑張れば町も潤って、幸田町全体が豊かなまちづくりにつながっていくというお話をさんざんしてきたんですけど、その裏話を聞いたときに、私、とっても言葉が小さくなっちゃって非常にショック

を受けたものですから、そういった意味で、企業が当然減収すれば町も減収するというような、そういったお話のことをずっとしてきたんだけど、そういった形で潤ったから入ってくる、入ってこないという企業もあるんだけど、その辺の話というのがどういう仕組みになってるのかなということをまず私自身が聞きたいなと思って、よろしくお願いいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 法人町民税に関する御質問でございます。

まず、法人町民税につきましては、大きく2つに内容が分かれています。まず一つは、企業の資本金ですとか従業員数に応じて課税されます均等割、それから、法人税の額に対して税率を掛けます法人税割という、その2つでできております。今のお尋ねの件につきましては法人税割かと思えますけれども、まず法人税割というその名からしましても、その企業の決算によって、増収だとか減益だとかいろいろな要因で国に法人税のほうを納める形になるんですけれども、法人税を納めると。法人町民税につきましては、その法人税額に対して6%ということで課税をさせていただいて、法人税割というものを算出させていただいております。したがって、各企業さんの実態はちょっとあれなんですけれども、その法人税のほうが出ないような状況であれば、法人町民税のほうですね、そちらについてもまず賦課がされないと。それから、法人税のほうがあって、それに対して法人町民税のほうを計算する際の申告書のほうですね、私は、税務課に着任しまして申告書のほうを見ておるんですけれども、そこの中には法人税額というものが記入されておって、そこからさらにいろいろな控除をする項目がございます、それらを控除して、そこから法人税割の金額を算出するというような申告の用紙になっているものですから、そういった控除をするような金額がある場合については、法人町民税については発生しない場合というのがあるのではないかなというふうに考えております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 いろいろ説明を受けたんですけど、やっぱり自分の中で納得できない部分があるんですけど、同じ大企業の中においても、それぞれ今言われた部分の細かい話があるんだけど、もうちょっと実際僕が言われてるのは、町民にも理解できるような仕組みのものが分かるように明確にならないのかなということを、実際にこの前も問われてまして、何かそういう説明資料というものがあるんですかね。

委員長 税務課長。

税務課長 法人町民税、法人税に関する分かりやすいそういった資料等という御質問でございます。

法人税につきましては、先ほども申しあげました国税ということで、法人税等々に関するそういったパンフレットというんですか、そういったものについては税務署さん等々で御用意させていただいておりますので、そういった法人税、法人町民税の関係、法人町民税につきましては町税でございますので、ホームページ等にも概略は載せさせていただいているんですけれども、そういった資料等につきまして御用意させていただいているものはございます。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。いろいろ私も分からないことがたくさんあって、行政の方にもいろいろ意見を求めて、いろいろ聞いてるんですけども、いずれにしても回答を聞くと、同じような大企業の中でも、こちらは納めるけど、こちらは納めないというような話を聞いとるもんですから、その辺の意味合いがよく理解できないという回答も頂きましたものですから、そういう回答を頂くと、私もいろいろなところでいろいろなお話をしたいんですけども、なかなか的確な答えを出してあげられなくて、ちょっと今非常に自分の立場からいろいろ申し上げたいところもあるんですけども、その辺はもうちょっと精査した形で教えてもらえないかなというところ。なぜこっちは払って、こっちは、いろいろ先ほど言った細かいこともあると思うんですけども、端的に何か分かるような言い方を町民にもちょっと教えてあげたいもんだから、頂きたいなと思って、はい。

委員長 税務担当参事。

税務担当参事 すみません、そもそも長谷川委員に不安を与えてしまった発言をされたのは私でございます、実は、私も、この4月に課長共々この税務課に来まして、先ほど言われたD社、S社あるんですけども、確かに法人税割が出てたり、大企業でも出てなかったりするのがありまして、この申告書がございます。それを見ると先ほど課長が言ったように、法人税に単純に6%を掛けたのが法人税割ではなくて、法人税額が出た後に何かいろいろな控除がありまして、結局その控除がされて法人税割がゼロになってしまうという、何だかちょっと正直よく分からない仕組みがございます、この法人税の仕組みも、実は税務署さんの主導で出している数字を頂いて、うちで弾いてるものですから、なかなか仕組みが分からないのが正直なところがございます。ですので、長谷川委員とお話をしたときに、私も正直仕組みが分かんないですってお話をさせていただいた中で、私も今後は税務署のほうにいろいろ出向くことがございますので、いろいろ勉強させていただきながら、仕組みのほうも、税務課にいる限りはしっかりと勉強していかなきゃいけないと思っておりますので、しっかりと勉強させていただきながら、また密にお話をさせていただきながら、説明させていただきたいと思っております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。不安を持たせちゃって、ごめんなさい、こっちこそ逆に。いろいろ税務署のほうからの数字で動いてるってことは分かってはいたんですけど、やはり、行政としてそういったところも知っていただきたいなと思って、これから町民にも説明できるようにしていただきたいなというふうに思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

次に、54ページ、70款、10項、10目のふるさと納税ですけども、先日の一般質問で確認しましたが、ふるさと納税は15年間、20年前から始まって15年間続いているということで、これからも続くと思われると言ってましたが、先が不透明であるとも言っていました。続くにしても、今のこの33億円という多額な財源を今後も本当に継続していけるとお考えでしょうかというところがありました。もし減少したら、なくなることになったら、今後、5万人のまちづくりに向けた事業計画はどうなるのかなというところを

とても心配しているんです。これから財源を管理する課長さんたちも含めて、どんなお考えを持ってるのかなということを知りたいと思います。

委員長 財政課長。

財政課長 では、委員から御質問のありました、財政運営についての一つの御質問かと思っております。

ふるさと納税につきましては、確かに制度としては今現在あります。ふるさと納税が始まってから何年かたっておりまして、その今までの状況を見ますと、ふるさと納税の制度としては、寄附をされる方がずっと増えておりまして、増え続けているという状況であります。それと、国全体で見ますと、寄附をする方が増えているということと、その寄附額も増えているという状況があります。そういったことから、この寄附額、全国での受入件数と受入額でございますけれども、受入額が5,184万件、それから受入額としては約9,654億円、約1兆円という、そういう市場の規模の制度でございます。ですので、こちらにつきましては、一般質問のときにもお答えさせていただきましたけれども、すぐなくなるような制度ではないとは考えております。しかしながら、制度の中で改正とかそういったことがありますので、この制度が今と同じ状態の制度がずっと続くということは不透明であると考えております。その中で、やはり毎年の予算をつくる上において、前年度の状況等を考えながら、あと財政調整基金の基金の残高を考えながら、事業を進めているところでございます。けれども、コロナとかありました。その中で事業が進められなかった、停滞していた事業もあります。ですので、前年度なり数年の財政の状況を見まして、やるべきこと、それからやらなければならないというものは積極的に事業を進めまして、けれども、先に延ばせるもの、今じゃなくて数年後にやってもいいんじゃないかということ全体の中で調整しながら、優先順位を考えながら、毎年の予算をつくっているという、そういう状況でございます。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。今のお話を聞いてると、先のことはちょっとまだ分からないんですけども、33億円はまだまだ続くという、そんな意味合いで受け止めればよろしいんでしょうかね。

委員長 財政課長。

財政課長 数年後ということになりますと、誰にも分からないところではございますけれども、現時点でいきますと、今回の総務省のほうで制度の中でいろいろな改正をしております。その中で幸田町としましては、今回のふるさと納税に関する改正は影響を受けていないという状況であります。ほかの市町村の状況をちょっと聞き取りしたり連絡があったりするんですけども、やっぱり、この改正によって今回返礼品を出せなくなったりですとか、それから、返礼品に関わる送料を考えると寄附額を上げないといけないとか、そういったことを聞いております。ですけども、今回の改正につきましては、幸田町のふるさと納税としましては、何ら影響を今のところは受けておりませんので、そういった意味も含めまして、全国の制度に関わる状況と、それから今の幸田町における改正においての状況からいきますと、期待も込めまして、前年度並みを目指していきたいと考えております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。私が先ほどから法人税の話とか、ふるさと納税のお話をさせていただきますが、私は、いろいろな意味で幸田町が潤っていただきたいという強い思いがありまして、実際に私もいろいろな企業を回って、皆さんにもうかってほしい、もうかってほしいということをしておりまして、ふるさと納税も法人税ももうかって、町が潤って、新たな幸田町ができることを本当に切に願っておるものですから、そういった本当にふるさと納税にしても法人税にしても、もっと具体的に戦略を立てて、以前、町長も言っていましたけど、カウンター仕事じゃなくて外へ出て、そういった稼ぐという仕事をしていただきたいなという思いで今回質問させていただきましたけれども、まだまだお話を聞いていると、カウンター内の話かなというふうにはしか私は取れないものですから、カウンターの外に出て、そういった攻めのお話をこれからしていただきたいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

委員長 財政課長。

財政課長 ありがとうございます。財源の確保という面でいきますと、ふるさと納税の制度につきましてはいい制度だというふうには感じております。外に行くという点につきましては、やっぱり、幸田町の中の返礼品を出していくということに当たりましては、町内の事業者さんとの協力関係が必要になりますので、職員のほうは外に出まして、事業者さんとお話はしております。事業者さんと話をするとか、それから新たな返礼品を出していくとか、そういったことの開発ですとか協議とか、それから全国の状況を事業者さんにもお知らせをいたしまして、幸田町の中の事業者さんも返礼品でふるさと納税が増えれば、それは潤うわけですので、そういった協力関係を密にして進めていきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

3番、野坂君。

3番野坂純子君 本当に素朴な質問なんですけど、施策の成果の説明書の22ページ、23ページのところなんですけど、たばこ税が載っているんですけど、たばこ税が令和3年は約2億7,000、令和4年が約2億9,000ということで、1,659万4,000円の増加になってるんですけど、健康志向の近年において増加しているという理由は何なんでしょうか。

委員長 税務課長。

税務課長 たばこ税に関する御質問でございます。

先ほど委員が言われたように、たばこの健康志向に伴って、売渡し本数自体は年々減少傾向にございました。今、手元に平成29年度からの売渡し本数というデータを持っているんですけども、平成29年度でいきますと、4,961万4,000本という売渡し本数に対して、それがちょっとずつ減少していったんですけども、令和2年度につきましては4,315万本という売渡し本数であったものが、令和3年度になりまして4,372万6,000本ということで、増加に転じました。そして、令和3年度から4年度についてもさらに増加に転じたんですけども、健康志向で本数自体がどんどん減ってくる中で、令和3年度になって増加したと。これはいろいろな要因があるかと思っておりますけれども、一つ税務課で考えるに、新型コロナウイルスの関係で在宅とかいろいろな働き方が変わったり

ですとか、いろいろな社会情勢の変化に伴いまして、どうしてもやっぱり在宅ですと、私もたばこを吸うんですけれども、仕事場に来るよりも家にいたほうがたばこが吸いやすいもんですから、どうしてもちょっと本数が増えるというようなことも要因としてあるのではないかなというふうに考えているんですけれども、たばこ税のこの増収につきましては、売渡し本数が増えた。傾向としては減少傾向にあるけれども、コロナ禍等々の事情で、令和4年度についても売渡し本数が増えた結果により増収となったということで御説明させていただきます。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 増収になっても、病気になる人が増えて医療費がかさんでしまっただけの意味がないと思いますので、なるべく本当に健康志向に向かって頑張っていっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 委員おっしゃるとおりで、私も身につまされる思いで、すみません、たばこの本数を減らさせていただきます。いろいろなそういった、逆にたばこを吸うことによって健康被害等々あるということも十分理解しております、その辺につきましては所管の健康課等々で、いろいろなそういった禁煙ですとか、そういったいろいろな事業のほうをやっておりますので、また、そちらについては健康課等々サイドでお問合せいただけるといいかなと思います。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画政策課長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

企画政策課長。

企画政策課長 すみません、先ほど丸山委員から御質問いただいたマイナポイント予約申込支援労働者派遣事業の件でございます。

先ほど、私は、国の外部団体LSからの補助とお伝えさせていただきましたが、すみません、訂正させていただきます。国の100%補助でした。大変失礼いたしました。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 続きまして、49ページのふるさと寄附金の使い道なんですけど、この表の中で1番から6番は使い道が書いてあるんですけど、7番目に特に指定なしで、町長が必要と認める事業に振り分けられるというふうになってるんですけど、これはどこで使ってくれてもいいですよということだと思ってるんですけど、これはどのように振り分けられるのでしょうか、お聞かせください。

委員長 財政課長。

財政課長 ふるさと寄附金の使途の御質問かと思えます。

この49ページにあります7番のところの特に指定なしというところでございますけれども、金額につきましては、寄附額で入ってきました金額から経費を除きまして、その

金額を出しまして、その金額に対しての割合でとりあえずは金額を割り振りをさせていただきまして、7番につきましては、その分についてをまたその割り振りで、1番から6番の中に再度割り振りをさせていただいております。案分をさせていただいております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 じゃあ、順番に振り分けていくということなんですか。少ないところには多めにとかじゃなくて、ただ、順番に振り分けをしていくということなのですか。

委員長 財政課長。

財政課長 この1番から7番にまずは寄附をしたいということで金額が出てきますので、その金額を全体からパーセントを出しまして、そのパーセントでまずは割り振りをしまして、残りにつきましては、その割合が大きいところに案分をさせていただいておりますので、一番寄付額が多かったところには特に指定なしというところの金額が多く振られるという、そういった割り振りの仕方、案分になっております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 分かりました、ありがとうございます。

続きまして、127ページの町民プールの利用実績ということで表が載っているんですが、ここで、令和3年は8万2,000で令和4年は10万9,000人が利用してるってことで、この1年だけで2万人増えていて、きっと今年は本当にもっと増えてると思うんですけど、たまたま7月16日の日曜日にすごく長蛇の列ができていて、やっぱり並んでいた人が具合が悪くなってしまったということがありまして、それで連絡をいただいたので、すぐプールのほうに連絡を取って、ちょっと何とか方法をとっていただきたいと言ったら、分かりましたということですぐにスポットクーラーを1台用意してくださってたんなんですけど、7月17日の月曜日、祝日だったんですけど、その日にたまたま見に行ったときにスポットクーラーが入口のところに設置してくださってたんなんですけど、それでも、列は本当にすごい長い列になっていて、もうこれは最後のほうの人は何時間待てば入れるのかなというぐらいになっていたんですけど、そういうときにやっぱり救急車で運ばれるようなことがあったりしてはいけないと思うんですが、その辺をどのように今後対策をしていかれるのでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 今年の7月の祝日の日、プールの利用者が非常に多かったということで、こちらのほうも連絡をいただいております。ただ、プールの利用に関しては、当然入場者の数が決められていますので、それ以上入れるということはプールの運営上、安全が保たれないということになりますので、並んでいるから必ず入れるということはどうしてもできない事情があります。ただ、あとどれぐらいで大体入れるかという目安的なものは示すような形は取れるかなとは思いますが、2時間、3時間待たなければならぬような状況ですと、やっぱり、個人の判断でちょっと今日は帰っていただくとか、そういった判断も必要になるかというふうに思います。

委員長 3番、野坂君。

3 番野坂純子君 個人の判断によると思うんですけど、やっぱり、親はちょっと子どもを置いて移動しちゃったりとかするとき、子どもだけが長蛇の列で並んでることもあったりして、どのぐらいの長さが並んでいるかというのを確認できないぐらい奥のほうまで、真っすぐじゃなくて蛇のように待っているような列ができてたので、そういうときは分からないので、できればこの辺であと1時間ぐらいかかりますよとか、最後尾はここで、あと3時間ぐらい待てば入れますとか、そういうものを確実にちょっと示してくださると、それを見て親はもうやっぱり今日はやめとこうねって判断できたり、子どもに言い聞かせて、これだけ待てるというふうに聞いて、待てるって言うなら置いていくし、そうでなければ連れて違うところに行くとか、そういうことができると思うので、ちょっとそういう対策をとっていただきたいなって思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 委員が言われるとおり、そういったことは必要な対策かなというふうに思います。たまたま長蛇の列で、恐らくそのまま最後の最後尾の方が利用できるのに2時間、3時間はかかるだろうという事態というのは、本当にそのときだけの状態でありました。ただ、そういった状況になれば、当然そういったことは示していかなければいけないと思います。あと、プールの利用者に関しては、1人何時間という利用の規制がありませんので、いつ誰が、早く帰られる方も見えれば、結構長く利用される方も見えると思いますので、そういった状況からすると、的確な何時間待ちということは申し上げづらいところはありますけれども、一つの目安としてなるようなことは示せるようにしていきたいと思います。

委員長 3番、野坂君。

3 番野坂純子君 ありがとうございます。もしちょっと見当がつかないというふうであれば、ミストをもうちょっと用意していただけたらとか、よく岡崎とかでもミストの出るそういう扇風機みたいなのが何カ所か置いてあったりして、それでちょっと我慢できるということもあったりしたので、少し対策を考えていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

委員長 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 先般というか、8月の夏祭りのときにでもそういったミストつきの扇風機、そういったものを使って暑さをしのぐような対策はしておりますので、そういった資機材を使いながらの調整も行っていきたいと思います。

委員長 3番、野坂君。

3 番野坂純子君 ありがとうございます。

では、続きまして、議案説明会資料の38ページなんですけど、今度これはドローン操縦士養成事業のことでお聞きしたいのですが、このところに令和4年度までのライセンス保有者が5名で消防が3名、役場が2人というふうになっていて5名なんですけど、この5人というのは、今後の方針としての中にあるように、継続的にドローン操縦士を養成するというふうに最後になっているんですけど、そのままこの人数を今後も増やしていくという意味でしょうか。

委員長 予防防災課長。

予防防災課長 現在、令和4年度にてドローンの操縦士資格者が5人ということです。この人数につきましては、継続的に増やしていきたいというふうに考えております。今は、消防と役場の全体のニーズをお示ししております。本年度の計画におきましても、3人の養成の計画をしております。消防的には、消防だけでも消防の中で10人、令和7年度までに消防の中で10人いるよというような計画も考えております。よろしく願いいたします。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。目標としては、10人を目標とされてるということが分かりました。それで、この前、学区のほうで防災訓練があったんですが、そのときに地域の方から、地域の中でももう定年をされて、定年した後にちょっと時間もいろいろあったりして、ドローンの操縦の資格のそういう学校に行ったりして免許を取ったんだという方がいるみたいで、そういう方が災害があったときに自分も役に立ちたいんだけど、どうしたらいいんだろうというようなことを言われている方がいるんだけど、これはどういうふうに何か登録があったりとか、協力するための何かやれるだろうかということ言われたんですが、その辺はどういうふうに、応援体制というのは要らないとか、そういう感じでしょうか。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 今、ドローンの操縦士で一般の方、持っている方がぜひ災害に協力して欲しくないかということです。今、予防防災課さんが主体となってですね、役場の中でドローンの養成を増やすということに力を入れてます。ただ、そういった方が一般の方がたくさんいるのであれば、登録制というような形で、その方も被災して来れなくなってしまうかもしれません。絶対ではないんですけど登録制というような形で、御協力してくれる方には何らかの登録をしていただいて、災害時には助けてくださいよというようなことをちょっとやっていきたいなと考えております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。本当にただ操縦士の免許を取っても、そういう目標がなければもっともっと上手になることもないかもしれないので、そういう目標があったほうがまた頑張っていけるかなと思いますので、そのことをお伝えしたいと思います。

以上です。

委員長 そのほかございませんか。

6番、岩本君。

6番岩本知帆君 成果の施策の説明書55ページの安全テラスセンター24運営費についてお聞きします。

安全テラスセンター24の中で、町内の安全意識の向上ということで、いろいろな防災訓練だったりとか様々やっていただいているかなと思うんですけども、その中に相談業務等もあったかなと思います。24時間対応可能ということで、夜の相談業務、相談等もできる体制になっていたかと思うんですけども、実際に昨年度の相談件数と、また1日の相談の中で時間帯、昼夜と、午前・午後、夜とが分かりましたら教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員おっしゃるとおり、安全テラスセンター24の中で24時間365日いかなるときも自らの命を守り、地域で互いを助け合い、行政による計画的で効果的な災害対応によって非常事態を町全体で乗り越えていくためには、日頃から住民が防災・減災の意識を高めというようなことがうたってあります。ということで、一般の方の相談窓口でもありますし、それから一般の方に常日頃そういった意識を持っていただいて、ずっと動けるようなことを目指しております。その中で個人様で、地震が起きたときどうしたらいいんだろうというような個人的な相談というのが、昼夜合わせてございませんでした。ただ、団体で例えば女性の会だとか、そういった方が、私たちは地震のときどうすればいいんだろうというようなことで講話を行わせていただいたりだとか、各区でも各団体でどうしようということで、じゃあ、講話にしたりだとか、一緒になって訓練やりましょうというのが年間67回あります。ただ、その67回活動した中で、事前に3回程度いろいろな打合せだとか、団体様への相談というんですかね、そういったことを合わせますと大体200回程度のそういう相談といいますか、いろいろな話合いがあったということでもあります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。団体さんから申込みで、打合せとかが込みだと200回ぐらい対応していただいたということなんですけれども、実際に町民の方にお聞きしますと、そんな相談業務があるのとか、知られていないなというのをすごい実感してます。やっぱり周知活動として、もうできて3年たつかなと思うんですけれども、どのような活動をされてきたのか教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 安全テラス24の周知がなかなか住民の方にはされていないということなんです。我々としては、ホームページとか、あとインスタグラム、こちらのほうを使ったり、あと学校さんのほうには教員OBがいるもんですから働きかけたりだとか、いろいろなお客様が来るスーパーに出向いて啓発等を行っております。今後、今年度はラインが導入されるという方向でありますので、そちらも使いながら、また広く周知を図っていきたいと考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。今年の6月の一般質問でも聞かせていただいたことにかぶるんですが、お答えの中でインスタ、ライン等ってお返事を頂いてはいたんですけれども、すみません、インスタグラムを見せていただきました、本日。現在、投稿数が全部で51投稿ある中で、2022年が、去年ですね、11投稿、本年投稿がやりますって言うていただけてますが、1件です。3月11日以降、全く更新はされていない現状にあるんですけれども、もう6月から3カ月たったり等もしているんですけれども、今後どのように使っていただけるんでしょうか、教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員がおっしゃられるとおり、インスタグラムのフォロワー数が現在145人、それから、昨日現在で51件の投稿で、今年度にありますは、3月11日、東日本大震災

があったことをPRするような形で啓発を行わせていただいております。本年度は、実はすみません、今日1件上げさせていただいたんですけど、前回、総合防災訓練をやらさせていただいたものですから、そこも上げさせてもらいました。今後もそういった地震があった日、その日に何か災害が起こった日、また、あとは台風シーズンだよというようなことで上げていきたいと思います。すみません、数が少ないのは申し訳ありませんでした。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。多分なかなかインスタの投稿は習慣づくのも大変だったりとか、多分できる方で慣れていればすごいやりやすいんですけども、やっぱり慣れてない方には少し手間になってしまうかなとは思うんですけども、防災意識を町内のいろいろな方とお話をさせていただきますと、やっぱり、若い方ほど防災意識がちょっと薄いかないというのはありますので、若い方が接しやすいインスタだったりとか等で周知いただくと助かるかなと思いますので、そこをちょっと増やしていただけるようお願いしていきたいと思います。

次に、災害用マンホールトイレについてお聞きします。

幸田町内で、防災対策として災害用のマンホールトイレの整備が進んでいるかなと思います。その中で他市さんの防災訓練で関わらせてもらった際に、マンホールトイレはマンホールを開けて上にトイレを設置するわけなんですけれども、そこで実際に座る洋式のトイレを設置した際に、ちょっと下の穴が見えてしまって、子どもが怖くて使えないという御相談があったりとか、あとは設置するトイレが大人用の便座だとお子さんはちょっとお尻が小さいので、なかなか使いづらい等の課題があるんだということをお聞きしたんですけども、その点について幸田町はどのようになっているか教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 マンホールトイレの実際に組み立てたときの不自由さというか、そういった御質問だと思います。

幸田町のマンホールトイレの便座から下にいく穴に関しましては、布製のものでずっと覆われているような形のものになってます。そして、そのマンホールの下には蓋がありまして、蓋がこう例えば中へ入るとぺこっと、普段は閉まっているんですけども、何か入るとぺこっと下にいく、そういったものになっております。便座に関しましては、すみません、標準的なものを入れておりますので、もしかしたら小さいお子さんがいたときには不自由をかけてしまうかもしれません。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。災害時は子どもも使うかなと思いますので、ぜひ洋式トイレの大人用のサイズでも子ども用の補助便座を載せれば座れるものはありますので、簡易なもので多分安いと1,000円するかしないかぐらいのとかをぜひ一緒に準備していただければなと思います。

その中で他市さんでは、お子さんが使いづらいというのもあって、和式用のすぐ手でもって使えるマンホールトイレも設置しているということをお聞きしたのと、あと一個課

題として、マンホールトイレの上に載せるトイレの置いてある場所が離れていて、実は、災害時にちょっと組み立てるのに手間がかかるという課題があると聞いたんですけども、現在設置されているトイレの中で幸田町としては、実際いざ使おうと思ったときにはすぐ近くにあって設置できる状況なのか、状況を教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 マンホールトイレをいざ設置するときに便座がちょっと違う場所にあってというようなことだと思います。

幸田町が今整備してるのは6小学校、今年で全て6小学校を終える予定で今事業を進めております。その中で、なるべく体育館を避難所として想定してるものですから、体育館の近くにマンホールトイレがあります。また、できればその近くに倉庫を1個用意しまして、その倉庫の中に便座だとか、それから見られちゃいけないのでテントだとか、そういったものを置いております。ただ、学校の場所によってはちょっと離れちゃうところもやっぱり否めないところはあるんですけど、なるべく体育館周辺の場所を選んで設置しております。あと、さっきの補助用便座ですよ。お子様の補助用便座、これはちょっと前向きに検討していきたいと思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。すみません、1点、和式トイレ型のマンホールトイレは、幸田町はあるんでしょうか、教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 すみません、和式用のやつはありません。ただ、各学校に多目的トイレというんですかね、ちょっとした柵があるようなスペースもちょっと大きいスペースのところ、車椅子だとかいろいろな方を想定した多目的トイレが必ず1つは装備されているので、そちらで対応していきたいと考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。

次に、先ほども長谷川議員からも質問があったふるさと納税について、54ページのふるさと納税についてちょっとお聞きいたします。

ふるさと納税ですけど、現状33億の納税をいただいて、半分は返礼品でかかっているかなと思うんですけども、その中で企業割合で言えば、1企業さんが実際90%近く占めているかなと思います。昨年も質問させていただいたんですけども、ふるさと納税33億の中で、長谷川議員としては制度が終わってしまったらという質問だったと思うんですが、私からは、もしその1企業さん、大きな企業さんからの収益が得られなくなってしまった場合について、幸田町として何か考えていることがあれば教えてください。

委員長 財政課長。

財政課長 ふるさと納税の制度の中で、返礼品を出しているこの占める割合が大きい企業の方がなくなったらという御質問かと思いますが、今、返礼品については幸田町の中で製品をつくらしている事業者さんから返礼品を登録しているわけでございますけれども、この返礼品につきましては、一応返礼品を出せるという条件がありますので、これについては制度を守っていくということが一つあります。それから、企業の方がなくな

ったらということの御質問でございますけれども、こちらにつきましては、その企業が例えば移転するという事、それから、その企業の経営が悪化してしまって生産ができないという2つあるかと思っておりますけれども、そういったことについては、町としてはそういうことがないほうが良いとは考えておまして、直接そこに何かというのは今の現時点ではないんですけれども、ですけれども、財政課の中でふるさと納税の制度の中で返礼品を出している企業さん、それから今後返礼品を出していきそうである企業さんに対して何かできないかということは、常にはいろいろな情報、ほかの市町の情報を得て考えているところでございます。一つにつきましては、こういった返礼品を出すことについて何か補助ができないかということを経済課としては現在進めているところでございますので、今の時点では、なくなったらどうなるかということに對しまして、効果的な方法というのは今のところはないというところでございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際、町の収入の大きな財源にはなっているふるさと納税ですので、先ほどもお答えがあったと思うんですけれども、制度はすごい利用率も高いので、すぐにはなくなれないという思いのところと、企業さんが1つ、幸田町でいえば1企業さんが9割を占めているという現状で、もしそこがというところは、なくなりたいというところではあるんですけれども、実際、思う、ほしいで大きな予算が飛んでしまう可能性もゼロではないかなと思うので、ちょっと私も出が医療職なので、万が一最悪を考えて普段医療職は活動してるのもありまして、実際そうなった場合はどうなるのかというものは、やっぱり、しっかり考えておいた上で、いろいろな事業だったりとかを考えていただきたいというのは私から願いです。

実際に返礼品の補助を考えていただいているということではあるんですけれども、多分新たな企業さん、町内の中小企業さんに返礼品等を出せるようにいろいろ働きかけ等をしていただいているかなと思うんですけれども、令和4年度で返礼品の数が増えた数だったり、参入いただいた企業さんの数を教えていただきたいです。

委員長 財政課長。

財政課長 今、手元にある資料でお答えさせていただきますと、8月末現在での事業者数が38事業者、515品目となっております。今現在、4年度の時点とちょっと比較する、前年度との比較が今できる資料がちょっと手元にございませんで、後ほどお答えさせていただきますと思います。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ぜひ、増えてはいつてるかなと思うんですけれども、実際ふるさと納税で、私も医療職なのでお医者さんの知り合い等がいる中で、やっぱり高収入の方は、ふるさと納税し切れないうら余っとるんだわってという話を実際聞きます。そういう方々は、住んでいる地域には納税もしている、けれど、ふるさと納税しようにも生活品は別にある程度もらっちゃってるしってなった方たちは、やっぱり、そういう方たちがアイボだったりとか、高級なものにドンと入れていただけることもありますので、今実際幸田町としては、アイボの魅力発信等をやっているかなとは思いますが、ぜひぜひもっと幅広く高級志向の方等の思いをゲットできるように動

いていただくと、また納税額も一つの企業さんに偏ることもなく、ほかの企業の部分も増えるんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひ、考えてやっていただければと思います。

次に移ります。

施策の59ページの荻の古民館についてなんですけれども、午前中もほかの議員さんからたくさん聞いていただいておりますので、ちょっと1点御確認というところではあるんですけれども、ここの古民館O g iの利用量が、ほかの施設等さんと比べてとても安価だということで、とても使いやすいと利用者さんからは実際に喜びの声をいただいているところでは、私はあるんですけれども、ただ、夏場だとエアコンを使ったりとか、冬場だと暖房を使ったりと、燃料費の高騰もありますし、あとは実際シルバーさんに在中でいただくとということもあって、経費等は大分かさむんではないかなと思うんですが、まだ建物を建てた費用等もありますので、しっかりした年間赤字とかは出ないかなとは思いますが、ざっくり令和4年度で収入と支出で考えた場合は、どれぐらい支出として出ているのが分かれば教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 ありがとうございます。利用料が安いよ、言い換えると価値を高く見ていただけてるといったところなのかなというふうには思うところもあって、うれしく思うところもあります。利用料と事業費なんですけど、決算額902万6,000円といったところに、今年度ワークショップであったり、看板設置であったり、備品の購入をしたといったところがありますので、おおむね300万強を引けば年間の管理費・運営費になろうかなと思います。それに対して、今回利用いただいた金額が26万2,200円といった結果になっておりますので、その差があるよといったところが現状でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際に使う方の利用費で経費が賄えていくかとなると、大分程遠いのかなというのは見えてくるんですけれども、これが整備がしっかり進んでいけば、実際使う光熱費だったり人件費だったりを含めトントンになるときは来るのでしょうか、教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 正直トントンになるといったところは難しいかなといったところがあります。公共施設、この料金設定も幸田町の施設と同等額といったところで定めさせてもらっております。まずはこのシンボリックな建物といった点で、多くの人に来ていただいて住んでいただくようなきっかけづくりになって、その後に税収のほうが増えていけばいいなというような思いを持って施設の運営のほうをしていきたいなと思っております。

委員長 ほかにございません。

2番、吉本君。

2番吉本智明君 施策の成果の108ページをお願いします。

108ページの消防費の中で、救急件数が前年よりも増えたという表記がございます。この救急出動に対して、出動から帰ってくるまでの時間というのは大体どれぐらいの時間がかかっているのでしょうか。

委員長 消防署長。

消防署長 委員が言われるのは、119番の入電から帰署の時間ということですので、令和4年に関しましては、1件当たり1時間16分ほどかかっております。ちなみに、令和元年度の藤田岡崎医療センターができる前は1時間23分かかっているというデータ上となっております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。藤田医療センターができる前は1時間23分で、できたことによって平均で1時間16分と、かなり短縮された。職員に対する負担がそれだけ下がったということになります。下がったが故か知りませんが、コロナ禍において出動件数が増えたということで、早く帰ってくるもので早く呼ばれちゃうというようなことが発生したのかなということも考えられるわけですが、いずれにしても、幸田町にとって総合病院というのは悲願であったという中で、幸田町も負担する中で藤田医療センターができたという、そこへ搬送する件数が増えたということで、一件、一回行って帰ってくるまでの職員の負担が減ったということは非常に喜ばしいことでありまして、藤田ができたおかげで、今まで岡崎市民へ行っていたよりも早く帰ってこれると、職員にとってもそれだけ業務に対する緊張する時間が短くなるということで非常にいいことだと思います。

それで、増えた中で、今現在の幸田町の体制では賄いきれずに近隣への応援要請というのはあったのか、あったならばどこにどんだけあったのかちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 消防署長。

消防署長 応援要請の件だと思います。令和4年の救急件数で、町内に救急車がないということで岡崎市7件、西尾市に火災で1件、救急で1件、蒲郡市に救急で1件ほど応援要請で対応しております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。その逆は多分なかったと思いますが、それにしても、岡崎市に応援が7件ということで、まだまだ幸田町の体制では幸田町の要請に応じ切れない状況であるということが理解できました。引き続き、これが少なくなるように、また消防体制も整えていただきたいと考えております。

それから、次に消防団について若干お聞きしたいと思いますけれども、消防団もそろそろ次の人たちを募集する、既に始まっていると思いますけれども、そういったことで非常に大変な時期を迎えようとしているかと思っておりますけれども、消防団に対するこんなことがあるよとか、何かそういったPR事業だとか、そういったことは、今どんなことをおやりになってるんでしょうか、お聞かせください。

委員長 庶務課長。

庶務課長 団員の勧誘自体は団員が行います。ただ、加入促進については、消防団を担当している庶務課が行っております。加入促進の面で今年度初めて業者に依頼しまして、チラシを配らせていただきました。これについては、教練会の際に議員さんたちにもお配りさせていただいております。この中で団員にとってメリットという面では、学生消

防団員、今現在4名おりますが、これについては、就職の際に活動認証証明書、こういったものがもらえる。また、消防団員の特典として同居の家族に商品券、こういったものをお渡ししておると。また、準中型免許、これは令和4年の4月から始めておりますが、消防団の準中型自動車、これについては平成29年度に道路交通法が改正されて、今、それ以降に免許を普通にとりますと普通免許になりますので、この準中型の消防車両に乗れません。そのために、準中型免許の取得費用を補助するという制度を令和4年度に始めました。これについて、これを進めないといずれは運転手がいなくなって、災害のときに出勤しないということを危惧しまして、令和4年度から始めております。成果としましては、消防団員4人が一応初めに申請しまして、その後、免許が取れたという結果をいただきまして、3人が運転資格を増やすことができました。決算議案説明書、そこについては37ページに記載させていただいておりますが、令和4年度当初92.5%の免許取得率であったんですが、3人増えまして94.6%、この方々が準中型免許を持って消防車両を運転できます。消防団員のメリットとしては、そのほか私なりに消防団経験者としましては、やはり多世代そして地域の人々の横のつながりがそこで生まれて、人のつながりということを感じられて大変いい経験ができた、そういったことを今の現在の団員からも声を多く聞くところでございます。

以上です。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。積極的に消防団加入に関するPR、それから支援に関する事業を展開していただいて、とてもありがたい話ですけれども、今の最後におっしゃった活動してみてよかったというのは、活動してみないと分かんないというところがあって、そこをうまくこれから入る方に伝わるような努力をしていただけるといいのかなと。まずは、一番最初のとっかかりの部分、ここがちょっとハードルが高いのかなと思うものですから、そういったちょっといろいろ工夫をする中で、やるとこんないいことがあるよと言ってもなかなか伝わらないとは思いますが、そこをうまく伝える努力をまた行っていただきたいなと感じております。

それから、この免許制度の変更によって、消防車、団の車両に乗れないというのは非常に悲しいことでございます。今、昨年度は3人の方に新しく取っていただいて、今課長の説明ですと、まだ1名が取得中であるということは、残りの7人というのは今後どうされる予定なのか、また来年度以降、新入団者が入ってきたらこれも数字が変わってこようかと思っておりますけれども、これは全ての団員に取っていただくようお願いしていくわけなんでしょうか。

委員長 庶務課長。

庶務課長 私の説明がちょっと不十分でありました。令和4年度の中に4人の団員が、団長推薦で書類が庶務課へ届きました。そのうち実際に教習所へ入校して資格を取った者が3人でした。ですから、1人については最終的には教習所へ行きませんでしたので、補助金を受けられなかったと。ですから、4人の申請、3人の補助金確定ということになります。残った7人は、まだ確かに令和4年度末で8人の未取得者がいましたが、やはり、それぞれ団員の土日だとか、そういう教習所へ行けるか行けないか、そういったこ

ともありまして、各団で誰を運転士にといったところを選定していくか、そういった話し合いを持って団長へ誰を推進していくかということになりますので、全員が全員、準中型自動車を運転できるのはなかなか難しいところだと考えてます。

令和は5年度に入りまして、令和4年度末で94.6%でありましたが、団員の入替え等ありまして、令和5年4月1日現在で運転できない方は、免許のない方も今1人見えしました。運転免許がある方は129人でありました。ですから、令和5年度に入りまして、18名の方が運転できない状況であります。パーセンテージとしましては87.8%が準中型消防車を運転できるということがありまして、この制度を当初予算で上げさせていただいた当時、準中型の自動車が運転できる人を何とか90%以上ということを目的として上げさせていただきました。37ページの書類にもあるとおりです。今現在、令和5年度に入りまして、消防団の団員から相談とこれから取っていくよという話については、現在7名の名前が挙がっております。つけ加えて、7名が取りますと92.5%に上がります。目標の90%を上回ります。

以上です。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。機関員があの機関員になり得ないようじゃ困りますので、しっかりとそこら辺は対策を考えておられるということで、今年度予算においてもしっかり予算を計上して、7名の方が新たに取り意思を見せていただいたということで、大変心強いと思います。これからも幸田町の安全安心のために消防団のさらなる加入促進、それから育成に努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 庶務課長。

庶務課長 団員の加入促進、これについては日本全国なんですけど、消防団員の数が2年連続で2万人減ったということで、76万人台まで落ち込んでおります。幸田町については、4月1日現在で定員同数の147人をキープできておりますが、今後、やはり個人主義だとか、そういった考えが広まると、共助の考え、みんなで助け合おうという気持ち、そういったところが薄れていくんじゃないかと。そういったところをカバーするためにも、防災といういい題材があります。その防災の題材に乗って、消防団員も地域で活躍する場が見られるような形で、消防団促進事業というんですかね、そういったところに推進してまいりたいと考えています。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

| | | |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時48分 |
| 再開 | 午後 | 2時58分 |

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

財政課長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

財政課長。

財政課長 先ほど岩本委員のほうから御質問のありました、ふるさと納税の中で新たに増えた事業者、それから返礼品の数ということで、令和4年中に新たに増えました事業者数が9社増えております。それから、返礼品については140品目増えております。

数につきましては、以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

1 番、藤本君。

1 番、藤本和美君 議案説明会資料の14ページ、行政手続のオンライン化事業のところなんですけど、マイナポータルからオンライン申請ができるようになったということで、27業務中14業務が申請可能になったということですが、子育て関係の手続がまだということで、それは具体的にどのような手続なのか教えてください。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 子育て関係の手続なんですけど、15手続ございます。児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求であり、児童手当等の額の改定の請求及び届出などなど、子育てに関する手続が15業務あるといったところになります。

委員長 1 番、藤本君。

1 番、藤本和美君 ありがとうございます。子育て関係ということで、結構子育て中のお母さんたちはこういったものが自宅でできると非常に助かると思うんですけども、まだ今は手続が開始できてない状態ということで、国の仕様と異なる運用である。これはいつごろ開始できるのでしょうか。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 運用ができてない15業務でございますが、オンライン申請を開始するための申請管理システム導入委託業務は令和4年度に実施していて、国の仕様に基づいた内容で連携作業、ネットワークといったところは構築できております。ただ、国の運用フォーマットと町の運用フォーマット、様式みたいなものが一部一致していないところがありますので、すぐに活用するとなると申請者の方の混乱を招く可能性があるといったところから、現在はマイナポータルではなく、既存のあいち電子申請・届出システムの窓口で推奨しているところでございます。マイナポータルの運用についてですが、近隣市も同様なところで、ぴったりサービスのほうで運用してないといったところが現状で、国のほうもこういったところは承知している中で、2025年度の標準化に向かって運用フォーマットのほうの見直しがあるのではないかなといったところではございますが、2025年に運用を進めていくといった国の動きもありますので注視しながら、開始ができるような体制になればすぐ開始していくといったことに進めていきたいと思っております。

委員長 1 番、藤本君。

1 番、藤本和美君 ありがとうございます。順調に開始できるようにしていくということで安心しました。ありがとうございました。

次ですが、議案説明会資料18ページ、先ほども説明がありました幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業です。逆川にやまびこ館ができて、私も建設しているところから、ここにできるんだということで見えたんですけども、今、たまに通っても平日の昼間だと車が一台も停まってない状態で、非常にもったいないなということを考えておりました。先ほど、決して逆川の方だけではなくて、町内も町外も使ってほしいという説明があったのですが、この施設の情報というのはどういったところに、ホームページに

は載ってると思うんですが、ほかにこういう施設があるよということはどこから見る
ことができますでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 この施設の情報がどこで得られるかといった御質問だと思います。

もちろんホームページに載せているだけで十分かといえば、もちろん十分ではないこ
とは承知しておりますけれども、今現在、そのような広報をそれ以上何かやっているか
というと、申し訳ございません、これといった具体的なことがやってないのが現状であ
ります。

委員長 1番、藤本君。

1番、藤本和美君 ありがとうございます。というのが、今、公共施設予約システムのほう
で会議室というふうに調べると、中央公民館とつばき会館とさくら会館なんですが、そ
こが全部埋まってるときもありますし、つばき会館なんかはちょっと老朽化があって、
隣の部屋の声が聞こえてしまうので、あまり使い勝手がよくないというのがあるんです
ね。なので、こういったやまびこ館とか古民館O g iもそうなんですけれども、もうち
よっと周知していただくと非常に使いやすいかなということと、あと非常に自然豊か
なところにあって、私から見ると本当にこれぞ幸田町というか、すごく空気がきれいで、
山も景色もすごくきれいなところにあるので、幸田町の魅力があふれているところだと
思うんですね。なので、もっともっと宣伝をしていったほうが良いとは思いますが、ここ、
提案なんですけれども、今はホームページのトップページの一番上に公共施設予約シス
テムというのがボンとあって、なので、会議室とかを利用したい方はそこをクリックす
れば分かるんですけれども、古民館O g iのこととか、やまびこ館のことは一言も載っ
てないのでスルーしてしまうんですね。どうやったらそこにたどり着くかということ、ホ
ームページの組織で探すから総務課にいて、総務課の一番下のその他のところまでい
かないと分からないので、やまびこ館というのが頭にある人しかたどり着けないよう
になってるかと思います。例えば、公共施設予約システムのあそこに1行、例えば古民館
O g iを使えますとか、やまびこ館使えますみたいなのがあって、そこから飛ぶとか、
そういった工夫があってもいいのかなということと、あと、課を越えて本当は公共施設
予約システムの中に組み入れていただくと非常に親切だなというのが、私としては考
えました。そういったちょっとした工夫なんですけれども、やれるかどうかというか、
周知ということでできるかどうか教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 いろいろな御提言をいただいた、アドバイスをいただいたというふうに受け止め
させていただきました。私個人もそうなんです、役所自体がどうしても不得手な部分
なのかなというふうに認めてしまっただけですけれども、感じているところであ
ります。予約システムというものがせっかくあるのになぜ使わないかということもあり
ますし、使えないにしてもそのページで、やまびこ館というものがあるんだよとい
うことをPRするという事は、一つやり方としてはあるかなと思ってます。将来的には、
実は、この4月にオープンしたところで言い訳になってしまうんですが、まだ運用、利
用、管理方法がしっかり成熟してないというか、上手に回せていないのかなという実感

を持っているところで、そういった状況で公共施設予約システムを使ってしまうと、さらに利用者の方に混乱、迷惑をかけてしまうという、そういったデメリットのほうが今時点では多いのかなと感じておりました、その辺りを私どももう少ししっかりした運用の仕方を整理させていただいた上で、課をまたいで住民の皆様にとって一番使いやすい方法を模索・検討していきたいということを考えております。

委員長 1番、藤本君。

1番、藤本和美君 ありがとうございます。今現在、地域の方が使われているということなんですけど、どのような時間帯、曜日とか集中しているところがあれば教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 今現在の利用実績でございますが、議案説明会資料の最後のほうに少し触れさせていただいておりますけれども、4月にオープンしまして、4、5、6、7の4カ月間の利用実績でございますけれども、地域住民や各種団体の会議又はコミュニティ活動等ということで、内容としてはいろいろな各種教室ですね。確認してみますと、足もみ教室であったり、ワイヤーロープを使った工作、そうした教室をやっていたり、あと、いろいろなセミナーとかをやっているのが現状です。ほかには、特に夏休み期間中は利用していただける方が非常に多くて、お母さん方が子どもたちを連れて児童館のようなイメージで自由に使っているような風景も見られました。また、防災に関する会議、研修会等が2回、それからイベント等ということで、これはマルシェだったわけですが、これは1回使われておりました、曜日での偏りというのはちょっと分からないんですが、夏休み期間中はやっぱり圧倒的に多かったかなというふうに感じております。

委員長 1番、藤本君。

1番、藤本和美君 ありがとうございます。今後もこういった施設を町民の方に使ってもらえるように、広く広報していただきたいなと思っています。よろしくお願ひします。すみません、あと先ほど私のほうがつばき会館と言ってしまったんですが、つつじ会館の間違いです。失礼しました。

以上で、私の質問を終わります。

委員長 そのほかございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 成果の説明書の108ページをお願いします。消防のことでお聞きをいたします。

消防署員の募集に当たって、女性消防を3名に増やしたいということで、そして、仮眠室等も3人分の確保をしながら改修もしてきたところであります。そこで、今現在は2名になっているわけですが、その後、やっぱり3名体制で3チームにそれぞれバランスよく女性が入る仕組み、これは来年度に向けてそのようになっていくのかどうかお聞きをしたいと思ひます。

委員長 庶務課長。

庶務課長 女性消防職員3名の目標で、とりあえずは令和2年に女性職員第1号が生まれまして、そのときに施設改修をしまして、仮眠室を3人分対応できております。今現在2

名ということで、署では3グループ体制を敷いてますので、あと1グループ1名を採用したく、そんなところで新しく令和5年に入ってからなんですけど、ちょっと動き出させていただいた内容については、救急救命士の専門学校2校、そして救急救命士の資格が取れる大学2校にお伺いしまして、チラシ等の説明書を置かせていただきました。そのうち専門学校1校については、説明もしてほしい、質疑対応もお願いしますということで、こちらの庶務課の職員が出向きまして、説明等をさせていただいております。令和2年に入りました女性職員もその専門学校の卒業生でありまして、そういったところから救急救命士の資格取得ができる学校へ、今年度に入ってから積極的に勧誘ということで動かさせていただいております。ただ、実際に申込みがあって、職員採用試験がありまして入署しますので、そういった経過を踏まなければならないということはこちらとしては存じておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ぜひ、女性消防士の確保ということで努力していただきたいなというふうに思うわけでありまして。

それと、この職員採用に当たってPR活動もされているわけでありまして、たまたま入った女性消防士、救急救命士の学校を卒業ということだったわけでありまして、それが救急救命士の業務に当たる全てを資格として使えるわけじゃないというふうにもちょっとお聞きをしているわけでありまして。そこで、お聞きをするわけでありまして、幸田町におきましては3交代勤務ということで、3グループが体制として整えられているわけでありまして、その中で救急救命士の数、これが実際足りているのかどうなのか、今現在の人数をお答えください。

委員長 消防署長。

消防署長 現在、救急救命士の資格を有する人数につきましては、17人となっておりますが、消防署に全てがいるわけではなくて、予防防災課、庶務課、消防庁も含めて資格者となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 実際の実働体制でいきますと、それぞれバランスよくその配置をされているかどうかということをお聞きしたいと思いますが、そうした実働で当たられる救命士の数はどれぐらいになっているのか、お尋ねしたいと思います。

委員長 消防署長。

消防署長 明確な資料を手元に持っておりませんが、私の記憶の中では、グループリーダーを含めて、4人、4人、3人という体制で今は救命士を配置させていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 救急車の出動状況がかなり頻繁になってきておりまして増えてきている状況の中で、救急救命士の果たす役割というのはかなり大きなものがあるわけですので、その体制はきちんとやっていただきたいということをお願いし、次に移りたいというふうに思います。

次は、消防水利のことについてお聞きをしたいと思います。

この消防水利、これは防火水槽と消火栓、これが2つ整備をされているわけでありま

すが、消火栓に至っては水道管の配管があるところということでやられているわけでありまして、そうした水道管が埋設されていないところにおきましては防火水槽ということで設置をされております。一般質問でもお伺いをしたわけでありまして、この防火水槽につきましては、借地料というのがここに載っているわけですが、消防の本署の借地、あるいは区の借地、いろいろと形態がありました。これは、やはりきちんと改めるべきだということでお願いをしてきた経過があるわけですが、これはどう改善されるのかお伺いしたいと思います。

委員長 消防署長。

消防署長 丸山委員の言われる防火水槽につきましては、今113カ所が、全体が207カ所の防火水槽があると思うんですが、現在113カ所の借地で対応しているところでありまして。議会のところでも申し上げましたけど、消防署ができる以前の水槽もありますし、現在のところ区の要望によって、町のほうに防火水槽の設置にしても撤去にしても要望を得てこちらが対応してきて、ただし、管理とか整備だとかは消防のほうでやらせていただいているんですが、委員の言われる実際の借地契約みたいな取り交わしというのは、そもそも行政と地権者との間には一つも存在してなくて、区と地権者のほうで契約を取り交わしているというお話は聞いておりますが、各区によって対応が違うというのと、実際区長様も1年ごとに替わられるということで、その書類自体もなくなっているということでございます。今後は、消防本部としましても、水槽に関してはもう10年以上前から借地ということも行っておりませんので、町有地を活用してつくるということです。来年度、地権者から区長要望に2件ほど買い取ってほしいという要望はありましたので、来年度は借地の2カ所につきましては土地を購入して、幸田町の町有地として防火水槽の整備をするということを予定しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今、答弁があったように、いろいろと問題があるわけでありまして。これから、だんだんと年数がたつてまいりますと、さらにこの相続の関係も出てきて、ますます訳が分からなくなってしまうわけでありまして、やはり、これは聞き取り調査をしながら、そして不備を見つけ出してきちんと町民の安全安心のためにそうした防火水槽の管理、その辺のところと、あとはどういう形態であろうと消防がきちんと把握をし、そして、後々問題が起こらないようにやっていただきたいということをお願いするものであります。いかがでしょうか。

委員長 消防署長。

消防署長 現在、借地113カ所につきましては、今回、土地の形状や面積、地権者等を全て洗い出しを行いました。あと、丸山委員の言われる、耐震化ができていないのか、年数はどれぐらいたっているのかなどいろいろな問題がありまして、土地に関しても大きいものであれば500平米を超えるような土地もあり、分筆をしていただけるのかとか、いろいろな問題があると思います。まずは、私が今個人的に考えているのは年数で、老朽化が進んだ防火水槽につきましては、一度地権者とお話をしてみてもいいのではないかなというふうに考えておりますので、今後は、50年以上たつて防火水槽もありますので、まずは今洗い出しをしたところということで、今後どのように進めていくかは、いろいろ

ろな条件を考えながら、少し一步でも前進すればいいのかなというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ぜひ調査をしながら、明確な施設管理運営に努めていただきたいというふうに思います。

次に、教育についてお伺いをいたします。不登校対策についてお伺いするものでありますけれども、112ページでございます。

ここに不登校の、年間30日以上、不登校により欠席した児童生徒数ということで掲載がされております。それで、令和3年度が72人、そして令和4年度になると113人と増えてきております。このように、今、全国的にも不登校が増えてきていて大きな問題となっているわけでありまして、幸田町においても全国と同じような推移の中で増加をしてきております。とりわけ小学生が今は特に増えてきているというような状況が、この表からも見受けられるわけでありまして、中学校におきましては、昨年、私も一般質問をしましたところ、今年度から不登校の子どもたちの対策ということで、南中と北中で対応がとられております。それがどのような成果になったのかお聞かせいただきたいということと、それから、増え続けるこの不登校の対策、これをどう解消を進めるのかと、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 確かにこの数字でいきますと、不登校児童生徒は昨年度と比べて増加傾向にあります。これにつきましては、委員が言われるように、全国、県においても同じような傾向ということになっております。先ほど言われました、今年度から不登校対策ということで北部中学校、南部中学校に教育支援センター、iルームを設置している状況であります。現状としましては、iルームのほうに毎日何名かの生徒が来ているような状況で、その中で学習もしつつ、また、そこでは職員がついておりますので、全校のiルームのほうに来る生徒はまあまあいるというような現状でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 不登校というその定義が、この30日以上連続して休んだ場合を不登校にカウントするわけでありまして、それ以外にも登校渋りとか、ちよくちよくと休んでしまうとか、そういう不登校ぎみ、そういう子どもたちも含めるとかなりの人数になるかというふうに思うわけでありまして。やはり、そうした子どもたちの対策というのをどのように立てていくかと。これは教育相談室やなんかと連携を取りながらやっておられるわけでありまして、しかしながら、例えばよその事例でありますけれども、給食だけでも食べに来て、そして帰る子どももいるとか、そのようにやはり外に出る、引きこもるのではなく外に出る、そういうような対応がとられるとまた解消にもつながってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、この表だけで見るとかなり増えてきて、とてもじゃないわけでありまして。今までにないほど増えてきております。そうした点において、この対応をどのようにされていく考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 丸山委員がおっしゃるとおりであります。不登校につきましては、連続30日ではなくて通算ですので、トータルで30日を超えると不登校というカウントになるわけですが、それ以外にも不登校傾向、登校渋りという児童生徒はおります。それにつきまして先ほどおっしゃっていただきましたように、例えばこの1時間だけとか、スクールカウンセラーが来る時間だけというふうに、それは保護者や当事者である児童生徒と担任なり、関係する職員が話を聞きながら、そのような対応もとっております。iルームもしかりですが、担任とそれから学年の関係する職員が指導の体制をどうするかというところを、増えてきたからということではなくて、これまでもずっとやってきていることを見直しつつ、iルームも上手に取り入れてやっていけるといいなというふうに思っています。教育相談室につきましても、濃く深く連携をとっておりますし、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援員も含めて本当に情報共有しながら、一人でも減らし、今後の子どもを出さないということを、いじめ不登校対策協議会でも話をしながら進めているところであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 いろいろ手当をされているわけでありまして、しかしながら、このようにどんどん増えてくる実態があるということは、やはり、そこで何らかの原因、原因は様々あるかというふうに思うんですけども、それでも増えてきている状況があるということは、教育委員会としてはどのように考えておられるのか。そして、また対応、今までやったことが全く効果がなくて、それ以上に増えてくるという、こういうような実態、この辺をどう改善を進めていくのかということは、実際、教育長としてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

委員長 教育長。

教育長 以前の一般質問にも同じように答弁をさせていただいたわけですが、とにかく不登校児童生徒に対することは非常に重大な問題だというふうに思っております。人数が何をやっても増えているじゃないかということではありますが、とにかく教育委員会としては、できる手当は何でもやっていくという考えでありますので、先ほど教育支援センター、iルームの話、それから、スクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員等の話も出てきましたが、今年度、保健室業務、いわゆる登校渋りの一番初め、ちょっと学校行きたくないな、あるいはちょっとお腹が痛いんだけどということを言うてくるのが、まず保健室が非常に多いというふうで、小学校も中学校も、非常勤養護教諭さんをどの学校に、幸田小学校だけは複数の養護教諭がいるものですから、ほかの学校については、必ず養護教諭が毎日ではありませんが行けるような体制をとって、今いる養護教諭が少しでも子どもたちの相談活動に乗れるように、今年度から今取り組んでいるところであります。

それから来年度、同じように今、南部中学校、北部中学校は幸田教育支援センター、iルームで、少しでもそれは学校へ来れない子が、先ほど丸山委員さんがおっしゃられたように、ちょっとでも学校へ来て、1時間でも2時間でも学校で過ごして、笑顔で家へ帰っていくというのがその主の目的であります。完全に学校へ来れない子は教育相談室ピッコロのほうで面倒見ていただくというような形で、少しずつ少しずつケースに応

じた手当をしていくということを、教育委員会としては、今後も人数がそれでも増えてくるかもしれませんが、何も手を打たなければ、今これでも全国、県と比べればまだ幸田町の割合は幸いなことに若干低い状況を保っております。これからも打てる手はどんな手でも打っていくと、そういう考えでおります。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 子どもが一番つらい思いをしているし、また同時に、親も本当に悩みながら子育てをしている状況でありますので、ぜひ連携をとりながら進めていただきたいと思えます。

次に、就学援助についてお聞きをしたいというふうに思います。

この就学援助は、小学校、中学校を合わせて金額的には3,000万ほどの金額を支出しております。そして、給食費の小中学校を合わせての合計というのは、小学校が226人、そして中学校が115人ということで、341人が実数として上がってきております。この341人というのは、これは大体小中学校を合わせて約1割弱ぐらいの割合を占めるんじゃないかなというふうに思うんですけども、このようになんか大きく伸びてきている要因というのは、やはり子育て世帯が厳しい状況に置かれていると、こういうことから増えてきているのか、その辺の要因についてお答えいただきたいと思えます。

委員長 学校教育課長

学校教育課長 就学援助の関係で、給食費の支給を受けられる御家庭が多くなっているということですが、就学援助自体の認定の数を見ますと、やはり給食費だけじゃなくて、就学援助を受けるというような御家庭世帯は、令和2年度で150、令和3年度で143、令和4年度で157世帯ということできておりますので、年々増加しているのかなというところですが、これに関しましては、一概にどういった要因があってということとははっきり分かりませんが、コロナの関係なのか、物価高騰の関係なのか、いろいろな情勢があるかと思えますので、申請いただければ基準に沿って、基準に合えば就学援助を受けれるということでこの制度は進めていきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 就学援助制度は、毎年国の基準に照らして、いろいろと品目も追加をされてきております。幸田町におきましては、一つ増やしてきた事例というのものもあるわけですが、新たに3年ぐらい前からですかね、卒業アルバム等も増えてきております。前にも要求をしましたが、やはり卒業アルバムを高額で買えないという、そういうところもあるわけですので、卒業アルバムもやっぱりこの費目に加えていただきたいということでもありますけれども、その辺のところの考えはいかがでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 卒業アルバム代につきましては、これは国の基準のほうでは令和元年度から追加されたものと承知をしております。実際のところ、近隣市を含め実施している市町というのは少ないというふうに認識をしております。そういったこともありまして、幸田町としても見送っている現状でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 卒業アルバムがなかなか買えないと、そういう家庭もあるわけです。やはり、卒業アルバムは今すぐは必要ないかもしれませんが、自分の生きてきた道を振り返ってみると、そうしたものが自分のルーツになってもまいりますので、そうした点におきましてそういう買えないというようなことのないように、やはり、この品目を増やす、国でもきちんと基準としてありますので、そうした点におきましては、やはり、これは加えていくべきではないかなというふうに思いますので、再度御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、次に116ページでございますけれども、トイレの洋式化率でございます。中学校費の中では、環境の改善を行うためのトイレ改修工事などの実施ということで実施もされてきておりますけれども、併せて幸田町の小中学校では洋式化率はどれぐらいまで進んだのかお尋ねしたいということと、それからこの目標年度、どれぐらいまでに完了したいのかをお答えいただきたいと思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、就学援助の卒業アルバム代であります。国の基準でいきますと、小学生が1万1,000円、中学生が8,800円だったかと思います。そういった費用負担が新たに発生するということになります。これにつきましては、今後の検討とさせていただきたいと思います。

それから、続いて、学校トイレの洋式化でございます。洋式化につきましては、現在、児童生徒用のトイレについて洋式化を進め、全体で約50%が洋式化となっております。令和4年度、施策の成果のほうにも書いてございますが、避難所となり得る体育館と今年度からは職員用のトイレの洋式化を、令和7年度をめどに実施をしているところでございます。令和7年度には、全体の約60%が洋式化となる予定ですので、その後、また児童生徒用のトイレについても半分でございますので、順次進めていきたいというような計画であります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 洋式化にすることによって、これはドライになりますので、今現在、和式便所にしますと、水を流すとレバーのところからポタポタポタポタ水が落ちて、そしてウェットになってしまうということで、非常にやっぱり清潔さという点からいっていかかなというふうに思いますし、また、掃除もしにくいということがあります。そうした点におきまして、今、家庭では、子どもたちがほとんど洋式化で生活しております。そういった観点からも、やはり、これは一気にやらないとなかなか進まないというふうに思うわけでありまして、令和7年度60%を目指すというものの、まだまだ40%も残っている。ましてや体育館のトイレなんかですと、ほとんどが和式が多いということで、避難所にもなっているし、そういうことから考えると、今は、やはり一気に洋式化100%を目指すべきではないかというふうに思うんですが、その考えはどのんでしょうか。そうすると、例えば100%を目指すとなれば、幾らぐらいの予算が必要なのかという試算した経過がありますでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 委員が言われるように、一気にということでございますが、トイレの改修に

つきましてはそこそこの事業予算がかかるところでありますし、学校側のほうも順次進めていったほうが工事による影響も少ないかと思っておりますので、これにつきましては、毎年毎年順番に整備を進めていきたいかというふうに考えております。また、全体の整備費につきましては、計算等はしておりません。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 それと、体育館の洋式化率ですね。これは避難所になっておりますので、やはり、水洗化というのは避けて通れない問題になるかというふうに思うわけでありませう。そして、言うならば、例えば学校行事等でも大人がかなり使うわけでありませう。また、夜間開放もやっている。こういう状況の中で、やはりこれも一気に進めながら、また同時に、私は、学校の体育館のエアコン、これも今年は本当に暑かったという中で、来年度、幸田町は中学校の体育館のエアコンを実施をする、そういう計画でありますけれども、これは一気にやはりやっついていかないと対応できない問題であります。熱波に近い状況の中で、私たちは夏を暮らさなければならない。ましてや、今度は学校の体育館は夜間開放で一般地域開放をやっております。とても暑くて本当にやれないという声、今年には本当にあちこちから伺えました。そういうことは現状として分かってみえるかというふうに思いますが、そういう考えがあるかないか併せてお尋ねしたいと思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、体育館トイレの洋式化ですが、現在57.6%の洋式化率になっております。今年度、北部中学校、来年度については荻谷小学校、深溝小学校、豊坂小学校、令和7年度には坂崎小、幸田小というような今のところの計画を持っております。このような計画に沿ってやっついていけたらなというふうに思っております。こちらにつきましてもなかなか一遍にとこのもちよと難しいかなとは思っております。

それから、中学校のエアコン、空調設備の関係でございますが、今年度の予算の中で、今、設置に向けた設計の検討を行っております。実際に事業費が幾らほどになるのか、今後出てくるかと思っておりますが、それも含めて、実際の整備については来年度予算に向けて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 いずれにいたしましても、今の気候変動の中でやらなければならないことというのは、やはり、これは時間をかけずに改善をしていくべきではなかろうかなというふうに思います。ぜひ来年度に向けて、私は、小中学校の体育館は一気にやっついていただきたい、これは要望でございますのでよろしくお願ひします。

それから、122ページでお聞きをしたいと思ひます。読書通帳の件でございます。

今決算におきましては、読書通帳の機器の購入をしております。そして、今年度からは読書通帳を配ってやっているわけでございますが、この効果についてお伺ひしたいと思ひます。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 体育館のエアコンにつきましては、やはり、近年続いている暑さ対策という

ところで必要なものと考えておりますので、実施に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 今年度から読書通帳ということで、銀行の預金通帳のようなもので読書の記録を通帳に記帳するものであります。借りた本の記録を残すというものであります。その効果については、多くの方に図書館に通っていただいて図書になじんでもらうという、そういう目的でやっております。特に小中学生の児童生徒の方にはこの通知を無料配布しております、余計に図書館のほうに通うきっかけにはなったのではないかとこのように思っています。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この読書通帳の機器を購入して整備をする、それに併せて学校図書館との連携というように、たしか計画の中ではそのようなこともおっしゃってきた経過があるわけですが、その後、読書通帳は導入をされたわけですが、学校図書館との連携システム、この点についてはどうなっているのかと思うわけですが、もしも、また、これがシステム改修でできるならば、早急に学校図書館との連携システムの構築ということでできないのかということでもありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 学校の図書館につきましては、この話は昨年のこの場で話題にも上がっておったかと思いますが、学校としては現行のシステムで実際不自由をしていないということが、学校のほうからの聞き取りによるとそういうことでございました。学校には図書館ノートというのがありまして、本を借りるときには記帳し、それを6年間使っているというような状況であります。今現時点で連携したようなシステムは導入するときではないというような意見があったということで、学校としては把握しております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そうしますと、学校図書館ではその必要性がないということで理解をされているのかということでもあります、やはり、学校の図書にないものが、これから授業で例えば資料として使う、そういうものが図書館にある。そうしたときの相互活用ということで、やはり、私は必要じゃないのかなというふうに先進地を視察して思ったわけでもありますけれども、今現在はそこまで至っていないということで理解をいたしました。また再度、これについてはいろいろと研究しながら質問をしてみたいというふうに思っております。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時58分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 127ページの給食センター費について、お伺いをしたいと思います。

給食センターでは学校給食を作っているわけでもありますけれども、その中で給食1食

当たりの経費負担というのが506円というふうに出されております。幸田町の給食実施回数は、年間190から191日、長いときで192日というようなことを記憶しておりますけれども、このように割と早くから給食を提供しているというふうに認識しております。その中で賄い原材料費、これが2億3,097万7,000円というふうになっております。この1食当たりの経費は、人件費も全て含んだ中での506円というふうに理解しているのかどうかということと、それから補正予算の中で、幸田町の学校給食費、これが賄い材料費の補助を補正で対応されました。1食当たり20円の補助でありますけれども、それが令和5年度1食当たり284円という数字でありましたけれども、この差について明らかにしていただきたいと思っております。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 まず、施策の成果の127ページにあります、給食1食当たりの経費負担506円という数字でございますが、丸山委員がおっしゃられるとおり、人件費等も含めた金額に対しての1食当たりの金額ということになっております。

また、賄い材料費につきましては、今議会での補正で1食当たり20円の補正をお願いしておるものであります。これにつきましては、昨年度もありましたが、物価高騰による賄い材料費の金額が上がってきたことによるもので、1食当たり284円というような形になりますので、その分を保護者負担ではなく公費負担でということ考えての補正でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 給食費として保護者負担をしているのが、賄い原材料費ということで小学校が240円、そして中学校が270円、1食当たりですね、そのように徴収をされているわけでありましてけれども、経費負担の割合で言うと、保護者負担の部分もこの中にできたら計上していただきたいなど、経費負担を括弧書きでもいいですのでやっていただきたいというふうに思うわけでありまして。なぜかといいますと、今、学校給食無償化がどんどん広がってきております。そういう中で、1食当たり506円も負担をしてるんだよと言われると、これは学校給食法の中で保護者負担が賄い材料費の分というふうに上げられておりますから、そうした点で言うと違和感を感じてしまう。そんなにかかっているのかと。本来、給食は、義務教育は無償とするという中で言えば、これは学校給食費を本来ならば無償化する、そういう今の流れでありますので、その辺のところをお願いしたいというふうに思います。そこで、賄い材料費が2億3,000万近く上げられているわけでありましてけれども、幸田町の学校給食を無償化するとしたら、これは幸田町で負担している就学援助、これ等も全て入っての金額になるわけでありまして、2億3,000万円ほどあれば無償化が十分できると、この考えに至ってもよろしいでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 施策の成果のほうへの記載の件でございますが、学校給食の給食費について、小学校は240円、中学校270円という記載も入れていいかなというふうには思っております。これについてはちょっと考えさせていただきたいと思っております。

それから、無償化をした場合の試算でございますが、施策の成果のほうについては令

和4年度でございますので、今年度、令和5年の4月時点でちょっと考えてみますと、まず、給食費全体でその賄い材料費というのが約2億438万円になります。就学援助の関係で扶助している給食費分につきましては、約1,793万円です。先ほど言った2億438万円から1,793万円を引きますと、約1億8,645万円というような形になります。ただ、近年物価高騰が続いておりますということを踏まえていきますと、給食費全体の賄い材料費の金額というのは、2億2,074万円です。ここから就学援助扶助費の分を引きますと、2億281万円と、これは単に計算した試算ということですのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この無償化の流れというのが本当に広く大きく広がってきている中で、幸田町におきましては地方創生の補助金を使いながら、物価高騰分を補助しているわけでありまして。そういう中で、それをもっと有効活用しながら、時限つきではあるけれども無償化に踏み切っているのは、蒲田市あるいは今度は大府市、そして、また安城市は期限つき関係なく実施をするというような方向は、この近隣でも広がってきております。それで、ぜひ無償化もこれから考えていっていただきたいということをお願いしたいということと、それから学校給食費の集金、これはどのように今現在なっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 給食費の無償化の動きでございますが、丸山委員が言われましたとおり、安城市が今年の9月から実施ということで情報を頂いております。ちなみに安城市以外の西三河の市については、現状のところ無償化は考えていないというようなことでございます。学校給食の経費の負担については、学校給食法において、施設の設備、人件費等については町の負担、それから材料費については、その相当する額を給食費として保護者に負担というふうに定めているところでございます。経済的に厳しいような御家庭については就学援助という制度がございますので、そちらで対応をさせていただいている現状でございます。給食の無償化につきましては、近隣の状況も踏まえながら、慎重に考えていく必要があると思っております。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 学校給食費の集金につきましてですけれども、現時点では学級費、教材費を含めた学級の費用とそれから給食費を月額で定額にして年間を10カ月ぐらいに分けていると思うんですけれども、学校ごとそれから学年ごとのお金を設定して、その中から給食費をかかった分を支払っているという、そういう状況です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 学校給食費の集金、これは学級費と合わせて前々から集金をされているわけでありましてけれども、これは現金集金でやっているのか、それとも振込みなのかどうなのか、これはそれぞれあると思うんですけれども、一つ新聞報道で問題になってきたのが、学校で先生が集めているために、それがかなりの負担になっているということで、そうした負担軽減というのが載っておりました。幸田町にあってそのようなことはないと思うんですが、もしあったらやはりこれは改善すべきだということで提案をさせ

ていただきたいというふうに思いますので、その辺のところはないようだったら結構でございます。よろしくお願いします。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 ありがとうございます。負担軽減というところで御提言をいただきました。実際すぐ前は、集金が滞ってるようなお宅に教員のほうが働きかけるというようなこともしておりましたが、現時点では引き落としでお金を集金しているので、現金が学校に来るということはなくなり、若干やはり決まった月の決まった日に引き落としができない御家庭もあるので、そのときにはお手紙を渡すなどして、あとは無理な集金ということをしなないようにというふうにはなっています。

委員長 そのほかございませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 成果の説明書の59ページ、これのものづくり研究センターのことについてお聞きいたします。

最近なかなか中身が見えないところがありますので、最近の活動状況等をお願いいたします。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 幸田ものづくり研究センターについての御質問かと思えます。

2015年4月に幸田ものづくり研究センターが設立されまして、以後、今日まで運営しているような状況です。令和2年になりまして、コロナの関係で少し経営改善的な事業がストップしておりまして、今現在は、当初の目的でありましたものづくり改善インストラクター育成スクール、経営改善事業、それからサイエンスコミュニティ事業、そういった当初の目的からデジタル人材育成事業、IoT推進ラボ事業というのに切り替えて、サイエンスコミュニティ事業は引き続きやっておりますが、そういった格好で事業を実施しておるところであります。ところが、先般、一般質問でもございました経営改善に対する取組が弱いということで、今後はそうしところの見直しをかけながら実施していきたいと思っております。それから、あと、ものづくり研究センターとしては、今現在2名の職員で対応しておりまして、企業訪問等の調整連絡をやっていただいております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしても、今、幸田町は企業誘致とかそういった活動に一生懸命やっているわけですので、そういった企業へのお手伝いといいたしうか、そういったことをやりながら、ものづくりセンターもやはりしっかりと活動していただいて、幸田町のそういった企業誘致、あるいは幸田町が財政豊かになるような発展ということを含めてしっかりとやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 ものづくり研究センターを上手に運営していくことで企業の発展につながりまして、財政力も豊かになって、幸田の町の発展につながればよいのかなと思っております。今後もしっかりと運営してまいりたいと思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

その次に移ります。

111ページ、これのソーシャルワーカー設置事業の中でこの表がありますけれども、その表が私がちょっと違和感を感じるのがいじめ、これがゼロという表示になっておりますので、実際にどういふ判断の基準でこゝういったゼロというふうになってくるのか、その辺の実際の活動の中身をお聞ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 ありがとうございます。111ページのいじめの件数がゼロということにつきましては、こちらについてはスクールソーシャルワーカーの設置事業でスクールソーシャルワーカーに相談があつた件数ということで上げさせていただいておりますので、町内におけるいじめの発生件数がゼロというわけではございません。いじめにつきましても、本人がいじめというふうに訴えれば、それはもういじめとして認知していきまふし、いろいろな方法で子どもたちに調査をしたり、本人からの申告であつたり、そこでこちらが把握した件につきましては、担任や生徒指導主任や主事、それから関係職員で連携をして解決をしていくというふうで見守りも含めて行つておりますので、そのようなことになっております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ありがとうございます。いずれにしても、これが一番シビアな面であると思ひます。そういった意味で、先生方の対応が非常に大変かと思ひますけれども、ただ、やはり、これは教育の場においては必ずそういった面でしっかりと目を配らないかんところだなというふうには思つております。そういった意味において、ソーシャルワーカーに相談する以前に解決できれば一番理想ですし、また、そういった意味で先生方は大変かと思ひますけれども、しっかりとその辺の目配り、気配りをお願ひした教育の場であつてほしいと思ひます。そういうことで、先生方は大変かもしれませんが、しっかりとやつていただくように御指導願ひたいと思ひます。

それと、次に、113ページ、116ページにあるGIGAスクール、これは昨年度1年間びつしりとやられたと思ひますけれども、その辺のタブレットの使用等について進捗状況、実際に家庭に持つて使用ができるかどうか、その辺まで進んでるのかどうか、まふお聞ひいたします。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 GIGAスクールにつきましては、昨年度まででタブレット端末の配付と、それから各家庭における通信環境のほうも確認できて、整備のほうを整えてきた状況でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 整備が整つてきたということで、これは実際に家庭に持つていつて使つた経緯はありますでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 持ち帰りについては、個々の状況を把握しているわけではございませんが、各学校に聞ひてみますと、たまに自分で学習したいという子が帰りに持ち帰つていくで

あつたり、ある学校では、クラスの単位でみんなで持ち帰って、その日の振り返りをやるとか、そういった活用をしているというようなことは聞いております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしましても、この10月からラーケーションとして、また一つ活動の変わった形の教育の場ができるわけで、そうした場合に、今日休んだらその日の授業等をやりたいということも当然起こり得るかなと思います。そういった面で、やっぱり幅広く使える背景をつくっていくのが非常に大事なかなと思いますので、その辺の準備等は考えてみえるでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 G I G Aスクールにつきましては、学校における学習、学びのツールの一つとしてタブレット端末の整備ということがございます。家庭への持ち帰りについては緊急時、学級閉鎖であつたり、コロナの感染症もあつたかと思いますが、そういった緊急時において使えるような環境ということで整備を進めてきました。各家庭において、持ち帰りも対応できるようにはしてありますが、これによって学校に行かなくても勉強できちゃうんじゃないかというようなことが助長されないように注意をしなければいけないかなとは思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 非常に便利であるがために、また悪用といったらいかんですが、そういった面でまた注意を払わないかんとということが改めて分かりました。そういった面で上手に使える方法等は、これからもしっかりと考えて有効利用していただきたいと思います。その中で、表の中にオンライン通信費が、小学校では幸田小学校、深溝小学校、それから、あと中学校でも2校分ぐらいその費用が載ってますけれども、これはどういう形のものでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 委員の言われる表というのが、115ページ、これは就学援助の関係と特別支援の就学奨励費の関係のものでございます。こういった就学援助の必要な方への援助の項目としてオンライン通信費というのがありまして、オンライン通信費につきましては、一回持ち帰りをすると月額1,000円というような形で就学援助の扶助ということで計上されるということになっております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。有効に使える、就学支援ということでございました。はい、理解いたしました。

その次に、113ページ、116ページに小学校、中学校の中でLED化の事業が載っておりますけれども、これはどの程度進んでいるのかお聞きいたします。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 照明のLED化の事業でございます。これにつきましては、令和3年度から3年間かけて、小中学校9校の教室などの照明器具をLED化するというので進めてきております。令和3年度につきましては、荻谷小学校、豊坂小学校、幸田中学校の3校をLED化しております。令和4年度につきましては、坂崎小学校、幸田小学校、南

部中学校の3校の整備を進めてきております。今年度につきましては、最後の年になります。中央小学校、深溝小学校、北部中学校の3校を現在整備を進めているところであります。このLED化整備につきましては、リースでということを進めてきておりまして、今年度が最終年度ということになっております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。順次進めているということでございます。分かりました。

その次に、125ページ、学校体育施設スポーツ開放等の問題ですけれども、これ全小中学校を合わせると12万1,233人という数字で上がっております。これは9施設、学校9校、それで割ると1施設当たり1万3,470人で360日、それで割ると37人ということで、非常に多く使われております。そういう現状で、やはり、実際に使いたくても使えないという声も聞いております。その辺のところは実際に生の声としてお聞きになってるのかどうか、まずお聞きいたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 学校体育施設のスポーツ開放に対する苦情といいますか、不平のようなものは特には聞いておりません。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これだけ満杯な状況でありますと、私のところにも、一応体育館の中を2面に分けて利用の申込みは受けていると思うんですけれども、1チームが両面使うよと言いながら、実際には片面しか使っていないということが時々あるようで、もう1面空いてるのに、使いたいけど使えないというのはありましたので、そういった面でこれだけ利用が激しく多くあれば、そういった一つ一つを配慮して、1チームでも多くの方が使ってほしいなというふうに思いますけれども、その辺の配慮は今後どうでしょうか、できますでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長

文化スポーツ課長 学校体育施設のスポーツ開放につきましては、その利用団体については、毎年、年1回会議を行っております。その中で体育館の利用について不具合など何かないかというところは意見を聞く場は設けておりますが、特にそういった場での今委員が言われたような意見というのは出ておりませんでした。委員が言われたそういった事態があるのであれば、また当然、余分に施設の予約をしてもらおうということはどうなのかなというところもあります。ほかの団体にも使っていただきたいと思いますので、注意しながらちょっと状況を探ってみたいと思います。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ぜひ、そういった面で少し気を使っただいて、なるべく多くの方が利用できるようお願いしたいと思います。

そこで、一つ私が心配なことは、今、中学校の部活のほうがだんだんと学校から離れていくという傾向にあるかと思うんですけれども、その辺で、例えばこういった体育関係、スポーツ協会があるわけで、そういった面で体育館の使用等につけ加えて、ある面では、そういった中学生等を巻き込んだ指導のできるような体制というのは今後考えていかないと、学校の部活自体、子どもの居場所を含めてそういった部活動としてのや

りたい子はなかなかできなくなってしまう、そういう活動の場所がなくなってしまうということで、これはスポーツ関係、文化関係も部活があるわけで、部活は文教のほうが関係するかと思いますけれども、そういった面で学校のそういったフォローする体制というものもこういった文化スポーツ協会、あるいは先ほど言った文化協会ですか、そういったところに振って、学校の部活のフォローができる体制というのは今後考えていかないかんのじゃないかなというふうに私は思うわけですが、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

委員長 教育長。

教育長 今、稲吉委員さんがおっしゃられたとおりで、部活動の地域移行あるいは地域連携という形で、今、地域の方に中学校の部活動に少しずつ入っていただいて、部活動指導員として実技指導等をしていただくような形をとっております。今年度も中学校の部活動検討委員会を開いて、昨年度からやっていただいている方については継続を、さらに、やっぱり部活動によっては新しい指導者を見つけていくということも大事なことなので、それについて話し合いをしているところであります。昨年度、スポーツ協会等に、もう先をお願いするのが一番いいかなという形で、今、部活動の昨年度の春の段階でスポーツ協会等に会議等に出かけさせていただいて、これから地域移行、地域連携のことが進んでいくので、御協力を願いたいというお願いを昨年度のうちにさせていただきました。ただ、スポーツ協会のほうで各種目をやっている方々は、実は、もともと指導するためにやっているわけではないと。御自身が自分で好きな趣味のスポーツあるいは生きがいとしてスポーツに取り組んでいるのであって、中学生に教えるということを急に言われて、じゃあ、うちの種目はこれに協力しなければいけないというような形になるのはちょっと難しいかなというふうな御返答もいただいております。ただ、それでも、全ての競技ではありませんが、一部の競技については、今、学校へ何人かの指導者を紹介をしていただけて、中学校のほうの指導に来ていただけているということはありますので、今後も少しずつまたスポーツ協会、文化協会等へお願いをして、少しでも地域移行、地域連携のお手伝いをしていただけるような形になるといいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございました。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私もソフトボール協会に所属しております、大人のチームが減っちゃっております。そういった意味で裾野から広げるという意味で、やっぱり、もう一度そういったスポーツ関係あるいは文化関係もそうですけれども、大人、地域を巻き込んで、中学生のときからそういった中に入って地域を盛り上げる、やっぱり、これは一つの子育て、子育てと言ったらおかしいですか、そういった地域の発展のために長続きするそういったいろいろな形の活動を、地域として育てないかなというふうに思いますので、やはり、これを今後ともスポーツ協会、文化協会も含めて、幅広く中学生のために、また将来の子どものためにそういった組織ができればと思いますので、ぜひ、そういった方向で協力し、また実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

質問は終わります。

委員長 ここでお諮りします。

本日の会議を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議を延長することに決定いたしました。

ほかにございませんか。

9番、都築君。

9番都築幸夫君 それでは、質問させていただきます。2つ質問させていただきます。

1つ目は、議案説明会、16ページで創業支援事業についてでございます。

これは先ほど丸山議員から質問されましたので、重複する部分が、ダブる部分がございますけれども、御容赦願いたいと思います。

まず、1つ目の質問ですけれども、この資料の中で、16ページのそのの中に主な取組として、スーパーシティ構想官民連携可能性調査委託とか、それからアウトドアツーリズムとデジタル田園可能性といったような主な取組をされてきているわけですが、この取組についての成果について分かりやすく説明していただきたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 創業支援事業の成果についての御質問かと思います。

資料の16ページの結果というところにもちょっと抽象的かもしれませんが書いてあります。中部電力を初めとする民間企業と行政が一体となって課題解決への取組をして、洗い出し等を行いました。そうした結果の中で、利用者の利便性が向上し、事業者又は町の職員の事務の軽減につながると思われるような事業としまして、タクシーチケットのデジタル化事業、こちらにつきましては福祉課が事務を担当しておりますけれども、交付金の窓口担当ということで企業立地がやっておりますが、説明しますが、令和4年度に愛知県スマートシティモデル事業の採択につながっております。令和5年度ですね、につながるように事務を進めて、採択につながっております。

こうしたほかにデジタル田園都市国家構想交付金を活用したDX推進につきましても、身近な課題解決のため、事例研究を民間企業の助言を得まして、職員提案によって8つの事業をについて取組を進めているところであります。8つの事業につきましては、先ほど出ました愛知県の事業で福祉タクシーを実証実験として今はやっておりますが、令和5年度以降、もし実証実験がうまくいきましたら本格運用していくわけですが、交付金を使ってタクシーチケットの本格デジタル化推進を進めます。それから、あと駅西等の駐車場のDX化、それから役場窓口のDX化、それからツバキスタンプのDX化、デジタル化、道の駅のDXの取組による渋滞の解消、それから保育園のDX化、図書館のDX化、アンダーパス等のDX化、こういった8つの事業を令和5年度以降の実装に向けて、この令和5年2月に国への申請をして、実装化に向けた事務を進めてまいりたいと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 よく分かりました。デジタル田園都市国家構想交付金を活用した今8つの

事業を説明いただきましたけれども、その8つのDX推進事業ですね、これを使って事務を進めているということで理解いたしました。

この資料の中で、今後の方針の中でデジタル田園都市国家構想推進交付金等々活用とあるんですが、この交付金等についてちょっともう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 午前中にも説明したかもしれませんが、スーパーシティ構想につきましては、大胆かつ広範囲にわたる規制改革を目指すものでありましたが、財政支援を伴うものではありませんでした。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、今まで地方創生交付金制度からデジタル田園都市国家構想交付金制度に改められまして、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化、深く進める、加速化するため、国が交付金として地方に財政支援する制度となっております。我々地方公共団体の幸田町は、この交付金を活用してデジタル化に取り組んで、デジタルトランスフォーメーション、DX化の推進を図っていくものであります。この交付金には、タイプ1からタイプ3までございまして、簡単に言うとレベル1、レベル3みたいなもので、数字が大きくなるにつれて難易度が上がるわけですが、3つのタイプがあります。幸田町としましては、まずは身近な課題解決に向けて交付金を活用できないかという視点で、比較的取り組みやすく事業採択の見込みが見込めるタイプ1につきまして、先ほど申しました8つの事業について、令和5年度の実装に向けての検討を進めてまいります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 よく分かりました。デジタル田園都市国家構想交付金というのは、までの地方創生交付金制度からデジタル田園都市国家構想交付金に改められまして、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速するための交付金として財政支援するというので、よく理解できました。

そこで、もう一つ、最後の質問でありますけれども、これも丸山議員のときにも同じ質問が出ましたけれども、もう一度質問させていただきますけれども、この事業はどこを目指しているのかというところの目標を教えてくださいたいと思います。お願いします。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 令和3年度に幸田町スーパーシティ構想で提案した内容には、デジタル田園都市国家構想推進のためのいろいろなヒントが盛り込まれておりまして、これらを念頭に置きながら様々な施策を今後展開していきたいと考えております。幸田町におきましても、国のデジタル田園国家構想のデジタル化の視点を盛り込んだ幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございまして、その見直しを、デジタル化の視点を入れて見直しを検討しているところであります。この総合戦略には、幸田町の目指す姿に向けての具体策が示されておりまして、今後はその改訂版総合戦略を勘案しながら、創業支援事業で洗い出された課題等、事業につきまして、デジタル田園国家構想交付金を活用しながら、人口減少や少子高齢化、過疎化、産業の衰退などを食い止めるような地域における社会課題を解決し、地域の活性化を目指していくものであります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 よく分かりました。この創業支援事業の目的は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しをして、デジタル田園国家構想交付金を活用して、そして8つのDX推進事業を使いながら、進めながら、人口減少といったいろいろな地域の課題、過疎化、産業の衰退など、こういったものを解決して、活性化を進めていくということで理解できました。大変よく分かりました。今後は、町のほうでも今はDXを進めているわけですが、こういったのを一体となって進めていくことになると思いますが、こういったことを一体で進めながら、この創業支援事業を、これをしっかりと進めていっていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 企業立地課長。

企業立地課長 この事業につきましては、町の職員だけでは限界がございまして、やはり、民間の協力を得ながら進めていく事業になろうかと思ひます。今まで思ひつかなかったアイデア等を民間から借りながら進めて、とにかくデジタル化というのはツールでありますので、そういったものを活用してDX化を実現していくということが最終的な目標になっていきまして、利用者の利便性、それから事業者さんの負担軽減、我々職員の負担軽減につながるような事業につなげていかなければ意味がないと思ひておりますので、そういった視点で取り組んでまいりたいと思ひます。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 どうもありがとうございます。

次の質問に入ります。

施策の成果の説明書の63ページで、町税費の町税過誤納還付861件、2,283万7,000円がありますが、この町税過誤納還付とはどういうものなのか説明をいただきたいと思ひます。それと、ここに861件、2,283万7,000円とありますが、その内容についても説明をお願いいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 町税過誤納還付の内容についての御質問かと思ひます。

こちらの施策の成果63ページにあります町税過誤納還付、こちらにつきましては、その多くが過去に納付をしていただいた税金が、更正の請求などによりまして減額となった場合に、その減額となった金額を対象者の方に還付をするものであります。決算額としましては、こちらに記載のとおり、2,283万7,000円で、件数は861件となっております。この861件につきましては、延べの件数となっております、例えば町県民税普通徴収ですね、年に4回納期限がございましてけれども、こういった税額の更正によりまして、例えば町県民税全額が減額となって対象者の方に還付をさせていただいた場合につきましては、1人の方でも4件ということでカウントをさせていただいておりまして、延べ件数として報告のほうをさせていただいております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。実は、今年の8月に町県民税の年金の特徴の過誤納金還付通知書が郵送で私宛てに届きまして、内容がよく分からないということで、幸田町のほうで税金を間違えて徴収されたのかなと思ひまして、そういったものだとちょっと思ひ

ましたので、ちょっと問合せをいたしました。そうしたら、町の回答は、町県民税納入通知を出した後になって、それから最終確定したので、取り過ぎて余分だったので還付したという、そういう回答でありました。ただ、私、これで思ったのは、よく分からなくて何か間違えたんじゃないかなという、そういうふうなふうに思ったのでこういう問合せをしたわけですけれども、これは、県市民税が確定してから町税の徴収をすれば、こういったことが防げるのではないかと思うんですが、ただ、それをちょっと時間的にずらせばできるんじゃないかなと。そうすれば、こんなわざわざ手紙を出してこういうことをしなくてもいいかなと思うんですが、こういったことはできないんでしょうか、お伺いいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 町県民税の年金特別徴収の過誤納還付についての御質問かと思えます。

こちらの年金特別徴収につきましては、地方税法の規定によりまして徴収方法のほうに定められております。したがって、所得ですとか所得控除の状況によりまして、どうしてもこの還付金が生じる場合があります。こちらにつきましては、本町だけでなく他の自治体も同様となっております。年金特別徴収の計算方法ですが、地方税法の規定により定められておりまして、こういった還付のほうを防ぐことができない還付となっておりますことを御理解いただければと思います。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 この質問する前にちょっとお答えしておりますけれども、ただ、私は個人的に文句とかね、そういう形で言ってるわけじゃなくて、こういう形を知らない人が突然手紙が来ますと、やはりお金のことで、非常に疑問に思って、こういったことを多分問合せをされるんじゃないかということで、こういったことはあまり起こらないほうがいいかなということでちょっと質問させていただくということで御理解いただきたいと思えます。

今、回答いただきましたけど、これは国のルールということで、これは仕方がないということでもあります。ただ、私のところに郵送が来たときに、封筒でその明細書とそれから手紙が入ってました。手紙は何も説明はなかったと思えますけれども、その手紙の中に住民に分かりやすく、こういったことだよということがちょっと分かるような説明書がしてあれば、受け取った住民の方は、そういった疑問を生じないことになると思うんですが、こういったことを町のほうから手紙を出されていると思うんですが、こういったことができるといいと思うんですがどうでしょうか、お伺いいたします。

委員長 税務課長。

税務課長 税金の計算につきましては、やはり、いろいろ複雑な計算がされていることも多く、なかなか文章のほうで表現するのがちょっと難しいようなこともございますけれども、委員御指摘のとおり、受け取られた方がその手紙を読めば内容のほうに分かるような表現ですね、この還付だけに限らず、いろいろな税に関するお手紙のほうを極力分かりやすいような表記にさせていただいて、受け取られた方が読めば分かるということを努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

委員長 9番、都築君。

9 番都築幸夫君 どうもありがとうございます。これも住民サービスだと思いますので、こういった形でよろしくお願ひしたいといひます。

以上で終わります。

委員長 ほかにございませんか。

6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 先ほど、ふるさと納税の件で後から御回答いただきました件で、ちょっと1点お聞きしたいことがあります。

令和4年度の新たな増えたふるさと納税の企業が9社で、品としては140品ということで、ふるさと納税額を増やすという意味でも様々な競争が働いていますので、例年している方も他市に魅力を感じれば、そちらにいつてしまうということもありますので、きっと新たな返礼品開発には例年ずっと力を入れていただいているのではないかなと思ひうんですが、令和3年度も増えている企業さんと品数があると思ひうんですが、この令和3年、令和4年あたりで実際返礼品開発をした効果、どういふふうになんか判定している効果とかがあれば教えてください。

委員長 財政課長。

財政課長 返礼品が増えたこと、それから事業者さんが増えたことについての分析という御質問かと思ひます。

この返礼品につきましては、サイトからの寄附の申込みをしていただきますので、幸田町で幾つかのサイトの契約がありまして申込みを受けております。ポータルサイトといひますけれども、このサイトのほうから人気を集めている返礼品ですとか、傾向的なようなもの、そういった情報を頂けるんですけれども、町の返礼品に対するレビューのチェックですとか、どんなものに人気があるかという、そういう情報は頂けております。そういう頂いた情報について、全てではありませんけれども、その情報を返礼品の提供事業者さんにも情報を提供してございまして、そういうことから基本的には返礼品の数が増えると寄附額が伸びるといふ傾向があるということから、返礼品を増やしてきた経過があります。それによつて、4年度の結果ですけれども、返礼品を増やしてきた一つの例を挙げさせていただけますと、エアウィーヴの返礼品ですけれども、枕が寄附額でいきますと5万円近くのものがあるんですけれども、枕としてはちょっと寄附額として少し高いからもう少し安い枕とかはないかとか、そういう話をしたところ、それをつくつていただけたかどうか分かりませんけれども、エアウィーヴさんのほうがもう少し寄附額が安くなる枕のほうをつくつていただきまして、エアウィーヴピローのスリムという商品ですけれども、そういった製品がございまして、これを出したところ、12月から出したんですけれども、この金額が6,400万ぐらひきました、寄附額で。ですので、金額が安いほうが寄附額が集まる、高いほうだったら1つで幾らという寄附額、じゃあ、安いほうだったらもっと数を増やせばその金額にいくわけですけれども、そういった形で少し安いものをつくつていただいたら、寄附額が増えた、件数も増えたといふところなんですけれども、そこで送料、経費のことですけれども、数が増えた分だけ発送の個数が増えまして、送料がちょっと増えております。それから、kinomiさんとかのアーモンドがあるんですけれども、そういったものも5,000円ぐらひの品ですけれども、そ

ういった返礼品も増やしてまいりました。そうしますと、送料がどうなるかといいますと、寄附額の差額とその送料の差額が一緒というわけではなくて、返礼品のほうの寄附額は低いんですけども、送料の負担は高い返礼品と安い返礼品とそんなに変わらないという結果が出まして、送料の負担が少し多かったということがありました。ですけれども、基本的には返礼品の数が増えないと寄附額が増えないという傾向があるのは分かっておりますので、令和4年度を振り返ってみますと、物価高騰とかエネルギー費の関係で生活必需品、あと量が多いとか、訳ありのような品物、そういったものを出しているところに人気が集まっておりましたので、幸田町の返礼品の特性からいきますと、生活必需品のニーズが高まっている中でそういう返礼品ではなかったということもあります。じゃあ、そういう傾向については、やっぱり役場の職員だけでは情報を得ること、それから役場の職員の中での考えだけではそういった寄附者に対しての要望に応えられないものですから、そういうサイトのほうからの情報が重要かと考えております。それによって、サイトのほうも増やしております。

それから、ふるさと納税は既にもう一般化されてきておりますので、今度はそのサイトの中でどのサイトから寄附するかということがありますので、そうしますと、その方にとってメリットがあるサイトを選ばれますので、サイトとしては間口が広いほうがいいわけで、サイトの数をまた2つ増やしております。このサイトにつきましては、そのサイトにひもづいているカードの決済とか、ポイントがついてまいりますので、そういったことで寄附者の方が要望する、希望する、そういったことをとにかくかなえるような形でいろいろと考えております。令和4年度については、そういった結果が出てきております。

今後ですけれども、幸田町の返礼品の中にアイボがあります。ソニーさんの製品でありますけれども、このアイボにつきましては、ソニーさんでしかつくっておりません。ですので、返礼品としては寄附額が高いわけではありますけれども、アイボについて昨年度イベント等をやりましたところ、報道、メディアのほうで大きく取り上げていただきまして、大きくメディアで取り上げていただくということは、こちらがお金を払わなくても広告・宣伝をしていただける効果があるということになりますので、そういったことを考えて、アイボを関連づけて。

委員長 財政課長に申し上げます。簡便な答弁でお願いいたします。

財政課長 すみません、はい、分かりました。アイボのほうを関連づけて、幸田町のほうへ来ていただけるようにという、そういった取組をしております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。新たに出してもらったもので人気があるものとかは、企業にこういうのがいいよとか、金額が高いよというのをいろいろ企業に返していただいて、それで、また反映していただいているということが分かりました。実際4月から送料自体が値上がりを輸送会社はしていますので、返礼品を返すとマイナスになってしまうようなものがあるんですしたら、納税金額を見直してもらおうとか、企業さんにちょっと調整していただくということで、実際に町への収入アップに意識していただけたらなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

施策の111ページのスクールソーシャルワーカーさんについてなんですけれども、令和4年から週1から週5に増やしていただいた経緯があるかなと思うんですけれども、過去にスクールソーシャルワーカーさんと話したいということでアポを取ったけれども、なかなか調整がつかなかったという御意見を頂いたことがあったんですけれども、今、実際令和4年度増やしたことで、現状の相談枠としては利用率どれぐらいになってるんでしょうか、教えてください。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 割合といいますか、件数のほうでちょっと比較をする形になるかと思うんですが、令和3年度については、支援人数は、児童9人、生徒9人、計18人ということで、これは週1日の勤務ということで令和3年度やっておりました。令和4年度につきましては、施策の成果のとおり、児童37人、生徒65人ということで、これはスクールソーシャルワーカー1名を週5勤務に変えたことプラス家庭教育支援員を1名新規で配置をしましたので、2人で協力し合って活動している成果ということになっております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。件数も増えてますけど、人が増えて時間も増えたので、現状、相談したいよといったときには、早い段階で相談というのはできるのでしょうか、お答えください。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 各学校との連携については、家庭教育支援員のほうが主にやっているわけですので、そこら辺でしっかりと連携も取れてアポも取れるような形には現状なっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。連携を取っていただけてますので、相談しやすい環境になったのかなと思います。

次に、丸山議員のほうからも不登校の質問があったかと思うんですけれども、施策で言うところの112ページになるかなと思うんですが、現在、対応はいろいろなお子さんがおられるわけなんですけれども、実際に幸田町の学校以外の居場所となると教育相談室はあるかなと思うんですが、不登校で学校に行かないお子さんたちの傾向でいうとフリースクールに行ったりすることも多いかなと思います。現状、幸田町近辺でフリースクールと言えば岡崎の北のほうだったり、場所は少ないかなと思うんですけれども、それ以外でフリースクールなどを、例えば居場所づくりで立ち上げたいという御相談や、そういう何か補助がないかみたいな御相談等はいただくことはあるんでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 そういったフリースクールをつくりたいといったようなお声は、ちょっと学校教育課のほうには入ってきておりません。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。声が入ってきてないということだったんですけれども、例えば実際に居場所をつくりたい、子どもが不登校で、例えば学校に行けてない

時間に居場所をつくりたいとなった場合に、町として例えば場所の提供だったり、一部金額的な補助だったりというのは、そういう要望を出したら検討等はしていただけるのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 今のところ、そういったお話もありませんので、そういった検討も実際は今のところ行っていないというようなところで、もしあったらということであれば、それは今後検討していくというようなことで、現在のところの答弁とさせていただきたいと思います。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ちょっとちらっとお声が、そういうのはどうのかなという御相談いただいたので、お声が入りましたら御検討よろしくをお願いします。

次に、GIGAスクール構想のタブレットについて、もうちょっとお聞きしたかったのでお聞きします。

現状、うちも子どもが小学校2年、4年、6年といますので、タブレットの持ち帰りをたまにしているのを見かけるんですけども、また学校の授業内でも利用してるよという声は子どもから実際聞けています。このGIGAスクール構想の中でタブレットの扱いについて、町の教育委員としてどの程度授業に取り入れていくだったりとか、この辺までが目標ですというものがありませんでしたら教えてください。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 ありがとうございます。どの程度の目標で授業で活用していくかということだったと思うんですけども、先ほどの答弁の中にもありましたように、タブレット自体は、授業で子どもたちがそのタブレットを活用して授業の効果的な利用ということ、授業の目的を達成するための効果的な利用ということで推進しております。ですので、こうしたらこの授業だとこの教科だどこまでとか、そういうことではなくて、その授業を指導する教員のほうが必要であると感じた場合には、その必要なタブレットの活用を行っていくという考えでおります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。学校の授業の中で必要と感じたら、その分はタブレットでやっていくということが分かりました。

今、幸田町内はインフルエンザが小学校ははやっているかなと思っているんですけども、今、幸田小も一昨日、4年生で1クラスで、本日も6年生1クラス学級閉鎖になったかなと思うんですが、実際この場合、今回タブレットの活用の中で休校等というのがあったかなと思います、お答えで活用の中で。その中で、実際に今回学校閉鎖になったところでは、アプリだったりとかを用いて、お家で勉強できるような課題を出したりとかはなされているのでしょうか。もし、分かりましたら教えてください。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 昨日1学級、それから今日は3学級ですかね、4学級ですかね、はい、インフルエンザ等で学級閉鎖ということになっているんですけども、それぞれのその学級に対して、昨日今日で学校のほうがどのような課題を児童生徒に出したかということと

ころについては、申し訳ないですけど、今現在把握はしておりません。ですが、熱があつたり調子が悪いお子さんに無理して学習させるということはないと思いますので、元気で自宅待機をしている子どもたちには何らかの課題は出されていると推察します。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。やはり、高学年になりますと、親が仕事に行っても家でいることは多いかなと思いますので、しっかりタブレット等で、紙媒体もありますが使っていただければなというのはいちちょっとお願いとさせていただきます。

次に、就学援助の件になるんですけども、実際に就学援助いただいている方は基準があるかなと思うんですけども、そんな就学援助の基準から若干外れて、そこまでいかない収入なんだけれども、ちょっと生活にはなかなか厳しいよという家庭の方もいるかなと思います。そんな御家庭の方から、学校指定の運動着だったりシューズだったりの購入が、やっぱりお子さんが成長するにつれて頻回に買い換えなきゃいけない、ただ、学校の就学支援は受けれないという方が大分苦しいよというお声をお聞きます。ほかの県とかを見ますと、指定をなくすだったりとか、準ずるものだったらいいですよという対応してる市も出てきてるようなんですけども、幸田町のお考えをお聞かせください。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 就学援助については、収入の関係での一定の基準がありますので、そのぎりぎりですぐ受けられないという方は、それを大目に見るといふような形はないというところで、今言われました体操着だとかの指定ですね。ちょっと違うものでもいいんじゃないかというところは、現状のところ、そういったことは考えておりません。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。ぜひ、学校の決まった運動着自体もちょっと値段は高めではありますので、指定だと楽だという家庭もおられるんですけども、やっぱり購入自体のちょっと単価は高めなので、何か御検討いただけたらなと思います。

次に、購入という意味でもあるんですけども、ランドセルの指定というところで、ランドセル自体がなるべく軽量化されてはきているかなと思うんですけども、やはり重いということからランドセルの指定を外して、ランドセルでもいいし、ランドセルに準ずるリュックでもいいという市町村が結構増えてきてるなど最近思うんですけども、幸田町としては、この辺の考えはどのようなんでしょうか。もし、出てましたら教えてください。

委員長 学校指導担当課長。

学校指導担当課長 まず、先ほどの学校指定の体操服等に無理して子どものためにということでそろえてくださってるお家も確かにたくさんあると思います。外国籍のお子さんですとか、転校をしてくるときにすぐそろえられないという場合には、それに準ずるものでもいいよというふうに特別に話をして、実際に指定の体操服じゃなくて過ごしているお子さんも見えます。それから、中学校では制服リサイクルも行っていて、要らなくなった制服を次の人に無償で回すというようなことも計画的に行っていますので、それが、そのお子さんにとってどういう思いかというところを推しはかると、ちょっとつら

いなという部分もあるんですけども、そういうことも周知してやっているはずですので、そういうことが利用できればというふうに思っています。

それから、ランドセルは今は大分軽量化されていて、本当に置き用具ということも以前はなかったものを認めていくというふうで中身も軽くして、ランドセルのほうも軽くなっている。今の時点では、ランドセルを別のもので変えていこうということについては、ちょっと全く出てなかった話ですので、もし、今後そういうことを考えていかなければいけないような必要が出てきた場合には検討はしていきますが、先ほども言ったように、置き用具で中身を減らすということについては、数年前からやってはいます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。意見が増えてくるようでしたら、ぜひランドセル等の検討もよろしくをお願いします。

次に、施策の成果の120ページの町民会館の管理運営費についてお聞きします。

町民会館管理運営費の中でやられてるかなと思うんですけど、自主事業の入場率、資料請求いただいた別冊を見せていただきますと、1公演当たりの利用の販売席に対して、35%、40%と半分ぐらい空いている事業等もあるかなと思うんですけども、実際にこの利用だと収支としてはちょっとなかなか取れないんじゃないかなと思うんですけども、その点については、町としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 町民会館のほうで行っている事業に対して、入場券などの収入、これと、それに係る事業に対する経費の差額という部分で、実際のところ、なかなか収益というものは取れないのが現状です。基本的には、さくらホールなり、あじさいホールなり、そういった客席が全部埋まれば、ある程度トントンというようなところはあるかもしれませんが、大体やる事業の内容によって差が出てきますので、その不足分、収入で得られなかった部分については町のほうの指定管理料の中で見るというようなことは当然あります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 分かりました。実際幸田町やほかの近隣市の方からも、幸田町さんはいい公演をよく呼んでいただけるということ、岡崎、西尾、蒲郡の方からも、幸田町の方からもよく聞きますし、とてもいい施設ですごくいい公演を聞けるというのはすごく好評をいただいているんですけども、実際に席が空いている状況は、私はちょっともったいないなという思いがありまして、その中で事業のこういう公演に行く世代というのが大分年配の方に偏ってきている、若い方がなかなか行かないという現状がすごいあるなと思ひまして、若い世代の方はDVDだったり、配信だったり、YouTubeだったりというところで、本物をその場で聞く生音というよりかは、そういうので済ませてしまうという方がとても増えてるなというのは感じております。先月、8月にバレエの公演が町民会館の多分自主事業であったかなと思うんですけども、そこで学生は無料というものがあつたかなと思ひます。バレエだったと思うんですけども、という感じで実際に席のほうはなかなか埋まらないという現状がありますので、ぜひ若者に文化に触れてもらう機会として、何か無料までではなくてもちょっと割引だったりとか、やっぱ

り若い世代に文化に触れてもらうきっかけづくりというか、そういう仕掛けをぜひしていただきたいなど、これはちょっと提案になるんですけども、していただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 町民会館で行われる事業、先ほどのバレエもそうですけれども、自主事業として文化振興協会のほうで企画をしてもらってます。内容についても、振興協会の中でしっかり練られて計画的にやっていただいておりますので、町としてはそういった提案もしながら、一度相談させていただきたい、検討していただくように一度お願いをしてみます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ぜひ、若者が触れる機会になるように提案をお願いいたします。

以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 1点質問させていただきます。125ページの学校体育施設スポーツ開放についてです。

今、部活動が中学校は縮小になりまして、土日のどちらか1日を、しかも半日だけというふうになりました。幸中と北中にはテニスコートが複数面立派なものがあるかと思うんですが、テニスコートが空いているのに使えないというのがとても聞くとこでして、幸田町では、テニスコートはもうずっとこういったスポーツ開放の中には入ってなかったと思うんですが、要望が非常にあるので、今後、前向きに開放について検討いただけないでしょうか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 学校体育施設の一般開放については長い歴史があります。恐らく、昔は中学校の部活動が平日・土日と毎日行われている状態でありまして、その施設が空くとなると、中学校のテニスコートが空くのが夜間ということで、照明施設というものはありませんので、初めから外されていたんではないかなというふうには推測ができます。ただ、現在、土日の部活動の規制があって、特に北部中学校のテニスコートやなんかだと道路から見えますので、空いてる状態というのは確認できるんですが、この学校体育施設を使うとなれば、条例に基づいて、先ほど来からお話のある学校体育スポーツ開放、これに登録された団体が使うというような利用形態になりますので、ただ空いてるからちょっと使いたいというのは実行は難しいかなということになると思います。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。今回こういった要望を聞く中で、先ほど教育長から部活動の地域移行、地域連携というお話があったんですけども、自主練ですね、指導者がいて、保護者がいて、その中で土日練習をする場所というのが、学校によってはその学校のグラウンドですとか、そういったところで利用してるんですけども、特にこの幸中、北中の場合はテニスコートを使えないということで、町内のテニスコートを借りてる。そうすると、どうしても土日は結構いい曜日ですのでバッティングしてしまうと取れないので、岡崎ですとか西尾ですとか、遠くのテニスコートをわざわざ子どもを

連れていっているそうなんです。非常に子どもがやる気があるので、親としても連れて行ってあげたいということで遠くまで行くんですけども、やっぱり、中学校のテニスコートが空いてるのに岡崎まで行かなきゃいけないということ、あと送迎のできないお子さんは連れていければ連れていくだけですけども、時間がどうしても合わなくて車に乗せれないというときは連れていけないので、非常にちょっとかわいそうだという声も聞きました。例えば学校の先生、顧問の先生なんかは使ってもいいよというふうに言っただけのそうなんですけれども、どうしても管理責任者は校長先生で、ちょっと駄目って言われてしまうみたいなんですけども、とてもこれは、これから地域移行、地域連携という部分では、学校のテニスコートとかが使えないというのはちょっと致命的かなと思うので、こちらは前向きに検討していただきたいのと、今は実際に南中だと野球部がやってたりするんですけども、その条件ですね。やっぱり、保護者がきちんと管理するというのは必ずクリアしなきゃいけない問題かと思うんですけども、ほかの幸中とか北中でもそういったことがクリアできれば、保護者のほうで子どもたちを自主練に学校のテニスコートとか、そういったところを使わせていただけるのかどうか教えてください。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 部活の地域移行というところもあるわけなんですけども、各学校における土日の運動施設の利用については、藤本委員も言われるとおり、その部活動の全員の子が参加するというようなことであったり、保護者、誰が指導するのかというところもありますので、そういったものをしっかりと確認できた上で各学校でちょっと判断していくというような形になりますので、そういった点で、各学校それぞれ土日に動いているところもあるというように聞いてますので、そこら辺はそれぞれで学校とちょっと相談していただいてということをお願いしたいと思います。

委員長 1番、藤本君

1番藤本和美君 ありがとうございます。理解しました。

私の質問は以上です。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 3分か5分ぐらい時間を頂きたいなというふうに思います。

まず、施策の成果の57と59のところでありますけども、えこたんと乗合直行タクシー、デマンドの関係でありますけれども、これに関してはデマンドとチョイソコには、要するに試行的な実験だということでもう二、三年たつわけであります。えこたんはずっとですけども。そういう中で、今、実際費用的には5,000万から5,500万ぐらい使ってみえるわけであります。そうしたときに、これから、今の公共交通会議の中で、幸田町の交通システムをどうしていくんだと、これは本当に幸田町にとって非常に重大な私は施策のことだというふうに理解をしております。確かにチョイソコ、デマンドを本当に福祉のために、費用対効果の問題は言われますけれども、私はこれは必要だと、費用対効果だけではないなと。町民の皆さんが欲することを何とか満足してあげようと、こういう形で今実証実験をやっておるわけありますので、そういうことを踏まえたときに、やっぱり交通会議の中で、もう1年半かけて会議をするわけありますので、来年度の予算について当然ある程度の見通しといいますか、考え方が私は出てくるだろうなと、こう

想定するわけです。その中で、先ほども田境さんの話の中でも午前中あったんですけれども、やっぱり議会にはこう見えてこないんですよ、状況等々が。だから、できるだけ早くそういうことに関しては、やっぱり協議会等々で早く議会に出していただいて、そして議会でしっかり練って、これはこういうふうにしていこうよと、これはこういうふうにせないかんよということまではっきりしてから、やっぱりこの予算を積んでいくということが私は必要じゃないのかなというふうに思うわけですが、そこらの点を、先ほどの課長の話ですと、2月頃に協議会に資料を出してくるよと、こういう話をされたと思うんですけれども、それですともう予算を組んだ後になってくると、私はそういうふうに理解しちゃうわけでありまして。ですから、せめて11月の協議会には出してこない、議会は報告だけで終わってしまうというようなことになろうかと思うんです。それを非常に心配を私はしております。そういう点では、課長はどういうふうに考える、11月にはそういう報告、会議の内容等々に関しては出してくれないんですか、それをお聞きします。

委員長 企画政策課長。

企画政策課長 御指摘ありがとうございます。ただ、今計画を今年度からの策定に向け進めております。そうした中で、御説明させていただいたとおり、今ニーズ調査をしながら、今後幸田町のあるべき姿といったところを見据えた目標を立て、そして、その目標を達成するためにどのような事業を展開していくのか、事業者をどうするのかといったところを踏まえて計画案のほうの策定をしていくような流れをとっております。計画自体の策定を今年度末で考えておまして、その2月の協議会の段階で議員の皆様からも意見を頂きながら、パブリックコメントによって住民の方からの意見を頂くというような中で策定を考えております。委員がおっしゃられるように、来年度の予算への展開ができるのかといったところなんですけど、すぐのすぐこれを、えこたんを廃止、チョイソコを廃止だといったようなことはなかなか難しいといったところが現状ありますので、時間をいただくということにはなりません。お金もかけさせてもらうということにはなりますが、計画を策定していった中で順にどのような形、混乱が招かないような形をとりながら、交通体系といったものを変えていきたいというふうに思っております。

委員長 13番、笹野君。

13番 笹野康男君 確かに課長の言われたとおり、十分協議をしながら、検討しながら、よりよい交通システムをつくっていくこと、これは確かにそのとおりだと私も思っております。ただ、言えることは、実証実験、実験としてもう3年、2年とこうなってきた中で、果たしてそれでいいのかどうかと。ある程度結論を出していいんじゃないのかというのが僕は交通会議だろうかと、こういうふうに思うわけでありまして。そういう点で、当然2月のときにはもう予算化をされた時点での決定事項で前に進んでくるのかなと、こういうふうに思うわけです。ただ1点、えこたんの関係も非常に難しいなどは思うんですけれども、そう簡単にあと半年で結論が出てくるような、難しいなど、こういうふうに思っておるんですけれども、やはり、会議を1回とか2回だけじゃなくてもね、早くそういうシステムはやっぱり本当に真剣に考えていかんといかんじゃないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、この前の質疑でお願いをしました、要するに会計とかを出していただきました。質疑資料を出していただきました。その中で、私は1点か2点ばかり、ちょっとどうしてもこれだけは聞いておきたいなということがあります。

まず1点は、公共施設の借地料の問題であります。それぞれの所管で努力をされて、借地料の減少が非常に進んできておるわけでありまして。本当に御努力に敬意を表したいと、こういうふうにするわけでありましてけれども、その中で1点私どうしても苦になるのが北部中学校の絡みであります。毎年460万強、借地料を払っておるわけでありまして。そういう関係の中で、もう北中ができたのが平成元年であります。その前からもう借りておるわけでありまして。もう三十何年たつわけでありまして。ざっと計算しますと、1億7,000万か1億8,000万ぐらいの借地料を払っている。そういう中で、それぞれ所管の方は努力をして、地権者との話は番度されておられるというふうには私思っておりますけれども、本当に買取というのは無理なんではなかろうか。そこらの点を、何度か今年も行かれておるだろうなとは思いますが、その状況等々を教えてくださいとありがたいなというふうに思っております。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 北部中学校の借地の関係でございますが、委員が言われるように、私も昨年10月に着任してから、ほぼすぐに交渉に伺っております。なかなか買い取りというようなことには応じてもらえないような状況、これは何度かお伝えしている中で、年間にも何回か足を運んで、金額の面であったりだとかいろいろと交渉しているわけですが、やはり、なかなか御理解いただけないというのが現状でございます。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 大変御苦勞さまでございますけれども、まだまだ10年も20年も続くということのないように頑張ってくださいと希望をいたします。よろしく願いをしたいと思っております。

それと、もう一点でありますけれども、文振協の絡みの中で、一つ本当にコロナの中で自主事業等々いろいろ苦勞されながら、本当に厳しい中で運営をされてみえたと、こういうふうには理解をするわけでありまして。その点は感謝を申し上げたい。町民のために本当に頑張っているなという感じはするんですけれども、一つ私が苦になるのが、ここに特別基金というのがついて回っておりますよね、1億3,000万、これはもう20年前からこういう形で基金を積んでおられるわけでありまして。例えば4年度もそうあります、コロナの関係で厳しいということで補助金を追加をしておるような状況もあるわけでありまして。そういうことを考えたときに、この1億3,000万はどういう形で消化といいますか、何かに使う目的があるのかないのか、一つお聞きをしたいなというふうに。今、幾らためとって金利になんかもしれてますから、昔10年前だったら、10年たてば倍になると、こういう話があったんですけれども、今はそういう状況ではないわけでありまして、お金をためていくのがいい手はない。金は使うもんだと、私自身の考え方はそうありますけれども、そういうことを考えたときに、どういうふうにこの1億3,000万を利用していかれるのかどうかという点をお聞きをしたいなというふうに思っています。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 この基金につきましては、特に何か今すぐ使う目的があるものではないんですが、平成18年の4月に取り交わしました幸田町文化振興協会に係る基金の取扱いに関する協定書というのがあるんですが、これによりまして、幸田町の承認を受けて基金を取り崩したときは、その取り崩した金額の補填に努めなければならないというような内容があります。文化振興協会といたしましては、自主事業を主にやっていただいているんですけども、そういった事業の中で大穴が開いた際の賠償金だとか、そういったところに充てたいというところで、約1億円程度は確保しておきたいという状況を聞いております。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 もう1点だけ、すみません、お願いします。

確かに幸田町の4年度の決算で、予算が要するに204億ですか、そして不用額は13億近くだという中で、これから本当にふるさと納税の絡みの皆さんのいろいろ心配をされている部分でありますけれども、本当にどうしていったら安定した財政運営ができるかということ考えたときに、207ページにあります各種負担金とか補助金とかもいろいろ出ております。この補助金絡みが非常に多くなってきつつあるような感じがしてならんわけでありまして。ここでいいますと、1億9,000万ばかりが金額的に載っておるわけでありまして。そうしたときに、例えばコロナの関係で各種団体でも補助金を十分に使ったの事業というのがどうも報告の中ではなされてない、残を残しているような状況が見受けられます。そうしたときに、そういうこともしっかり吟味しながら、やっぱり、これからの財政運営をしていかないと、もう何でもいいよと、よっしゃよっしゃという形でやっていかれるということは、新しい事業ができてこないような状況にも陥るといような感じがするわけでありまして。特に、来年は合併70周年であります。そうしたときには、冠がつく以上は、やはり、それなりの事業を当然やっていかれる。そうしたときは当然補助金もついてまわる、こういう余分な、余分とは言いません、従来よりも大きな金額が出ていくだろうなというふうに思います。だから、本当に幸田町の財政を考えたときには、まだまだ法人町民税が増えるような状況でもない。個人町民税も増える、多少は増えるでしょうけれども、大したことはない。固定資産税も、これは40、50億までもいかないという中で、どうした形でこれからの事業展開をしていくのかということに関しては、本当に厳しい予算の中で事をなしていく、住民が喜ぶ施策をどういうふう吟味をしながら進めていくかということが、私は非常に大きなこれからの課題になってくる。特にふるさと納税が毎年30億必ず来るんだと、今から10年後も来るんだよと、こういう体制があれば、私はそれほど心配はしないわけでありましてけれども、そういうことを見たときに、やはり、これからはどういうふうにされていかれるのかということ、最後に町長にお聞きをしておきたいなというふうに思っております。

委員長 町長。

町長 ふるさと納税の件であります。ふるさと納税で私が皆さん方に御理解いただきたいのは、ふるさと納税の制度はあります。どこまで続くかというよりも、既にもう法律で整備されてあります。ただし、幸田町に33億のふるさと納税が来るのか、選んでくださっ

て、名古屋市にいったらいいのか、そういう問題なんだということを僕はぜひ認識してほしいと思うんです。ふるさと納税議論する前に、33億幸田町を選んでくださる方々が、幸田町を選んでくださった今までどおりの収入を得るようにもっともっと幸田町の魅力を重ねないと入ってきません。もう国民の方は、すぐいろいろなところを見て、いいところに流れるわけですから、もう既に都市部、都市部はふるさと納税を始めれば、いろいろな地場産品がいっぱいあります。もう名古屋市がいい例です。名古屋市は、流出の税金が多くなっちゃったので、いよいよ始めました。名古屋市はいっぱいあります。だから、もう既にトップのほうにきております。西尾市もそうです。碧南もそうです。でも、幸田町は残念ながら、この人口の中でやっていける地場産品をもっと頑張ってください増やそうと思えますけれども、議論の中にありましたように、特定の地場産品であります。まずは、私はこの事業が33億相当分入ってくるような業者さんというか、特定の業者さん、ふるさと納税をやってくださいその業者さんのほうを、企業を応援する仕組みを早く確立したいというのが、私は第一であります。

先ほど法人町民税もそうであります。国は、法人町民税は市町村のものだって言うのに、取り過ぎちゃったために上前を撥ねて、それは市町村の全国の貧しい人にちよつとずつ分けるとというのが国の考え方です。ふるさと納税以外の地方税における税も、国が一步考え方を変えれば、法人町民税はもうちよつと、税率はもう既に12から6下げてますけれども、もっと下げるか、税法上の構成を変えるのは、国の権限ってすごいあります。そういった意味で、私も先ほど来からいろいろ議論いただいています、まず企業誘致によって、これは時間がかかりますけれども、雇用が確保されて、そこから派生する固定資産税、そして、うまくいったら法人税が入ってくるような企業誘致、そして、やはり、ふるさと納税の現在ある制度を充実させながら地場産品をもっともっと幸田町内に探し出しながら、今ある33億相当のものをもっと増えるような仕組みを頑張ってみるといふこと。なおかつ財政状況は毎年危機であります。笹野委員が言われるように、決して安定してるものではありません。一旦間違えれば、その33億相当の2分の1相当は必ずなくなります。だけど、市町村がなくなるわけではありません。そのときは財源構成をしっかりと見ながら、例えば職員の給料が減ってしまうとか、人件費をもっと減らすとか、町民会館の運営等々も一気に考え直すとか、そういうようなことをせざるを得ないです。なおかつ、子育て手当のいろいろな手当、それから高齢化に伴ういろいろな施設設置の考え方を全部やめていけばやれるわけですが、今、そうならないようなことを考えてくださるということで、まず一つその中で補助金だとか、これからデジタル行革というような形でデジタル化に伴っていろいろな様々な事業をもっともっと減らしていくとか、そういうような兼ね合いがとてとたくさんあると私は思っております。そういった意味で、本当に心配をしてくださる委員の御意見をしっかりと参考にしながら、まずはふるさと納税の選択肢をほかの町に取られないような形で、まず私は頑張りたいですけれども、そうはならないかもしれないということで今窮地に陥っております。そういった中で、そういった地場産品を幸田でもっともっとやって、ふるさと納税を上げたいんだというような形の企業ができれば、そこにも応援していくような補助金交付要綱だとかつくっていききたいなと思っておりますけれども、補助金だとか、そう

いうのはなかなか賛否両論、総論賛成・各論反対ということで、補助金はやっぱり一律ずつカットしたほうがいいのかという議論になるんですけど、個々の補助金にいくと、やっぱり、それぞれの団体の方からまた違う圧力がたくさんかかってくるので、なかなかこれが切りにくいということがあります。でも、デジタルといいますか、DXの絡みで何か一つ線を引くことによって、もう紙ベースからデジタルベースなんだから、これはもう違う形の仕組みにしましょうよとか、そういうことはできるんじゃないかなと思っています。そういった意味で貴重な意見を頂いたので、私なりに緊張感を持って、町民の方々にしわ寄せがいかないような形で、もっともっといい代案があるはずなので、そういった意味で職員一同頑張っていきたいと思っています。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、総務教育常任委員会の所管に係る認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、発言を許します。

(「なし」の声あり)

委員長 ございますか。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、総務教育常任委員会の所管に係る質疑を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終わりました。

次回は、9月15日金曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしくお願ひします。

長時間御苦勞さまでした。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 6時03分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年9月14日

決算特別委員会
委員長